



令和 5 年度

姫路市の健康福祉



市花 さぎ草

目 次

姫路市の概要	1
健康福祉局及びこども未来局の組織・分掌事務	2
令和5年度姫路市の予算・令和5年度健康福祉局及びこども未来局の予算・ 令和5年度健康福祉局の主要事業の内容及びこども未来局の主な新規・ 拡充事業の内容	10
高齢者福祉	23
介護保険	31
障害者（児）福祉	42
総合福祉通園センター「ルネス花北」	56
児童福祉	68
ひとり親の福祉	88
生活困窮者支援	94
生活保護	98
地域福祉	106
姫路市愛の基金・姫路市保健医療推進基金	116
社会福祉法人等指導監査	117
事業所の指定及び指導等	119
社会福祉研修	121
社会福祉施設整備	123
保健衛生	125
医務・薬務、救急医療等	152
その他施設	160
外郭団体	169
給付・貸付一覧表	179
施設一覧表	192

姫路市の概要

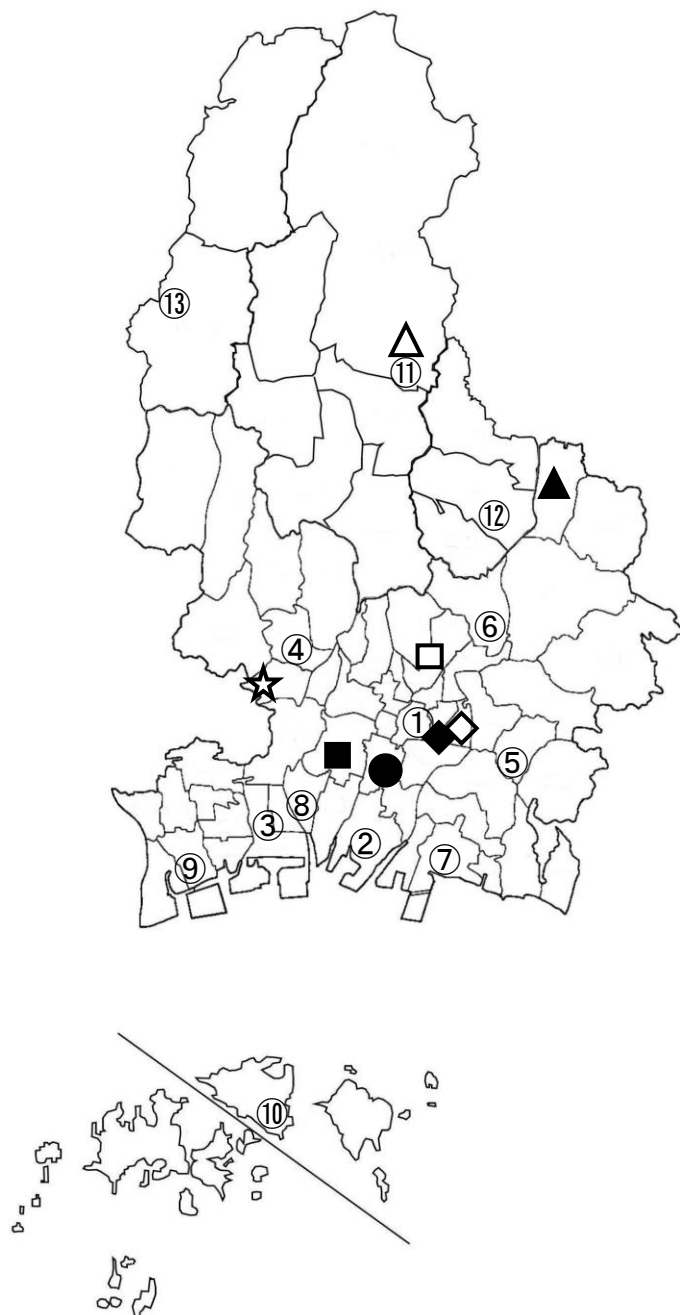
姫路市は兵庫県南西部、播磨平野の中央に位置し、北部の森林丘陵地域から、南部の島嶼群までを含む面積 534 k m²、人口約 53 万人を擁する県下第二の中核都市である。気候温和で多様な自然資源に恵まれ、姫路城（平成 5 年世界文化遺産登録）を中心に山陽道の要衝として栄えてきた。

明治 22 年 4 月 1 日の市制施行後は紡績・鉄鋼等を中心に、戦後は重工業を主軸に発展し、平成 8 年 4 月には中核市へ移行、平成 18 年 3 月 27 日の家島町、夢前町、香寺町、安富町の 4 町との合併により新「姫路市」が誕生した。

健康・福祉分野においては、障害児・者の総合的な療育指導を目指した総合福祉通園センター「ルネス花北」をはじめ、全国初の宿泊型児童厚生施設「星の子館」、思春期から妊娠・出産・子育て期までを切れ目なく包括的に支援するこどもの未来健康支援センター「みらいえ」、保健福祉サービスの地域拠点施設となる保健センター及び保健福祉サービスセンター、世代を超えた交流や健康づくりを目指した「すこやかセンター」、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持つ夢前福祉センター「ぱるむ」、本市の地域福祉の中核的拠点として「総合福祉会館」などの施設を整備するとともに、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害福祉推進計画、子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン等を策定し、健康・福祉行政の積極的な施策展開を図っている。

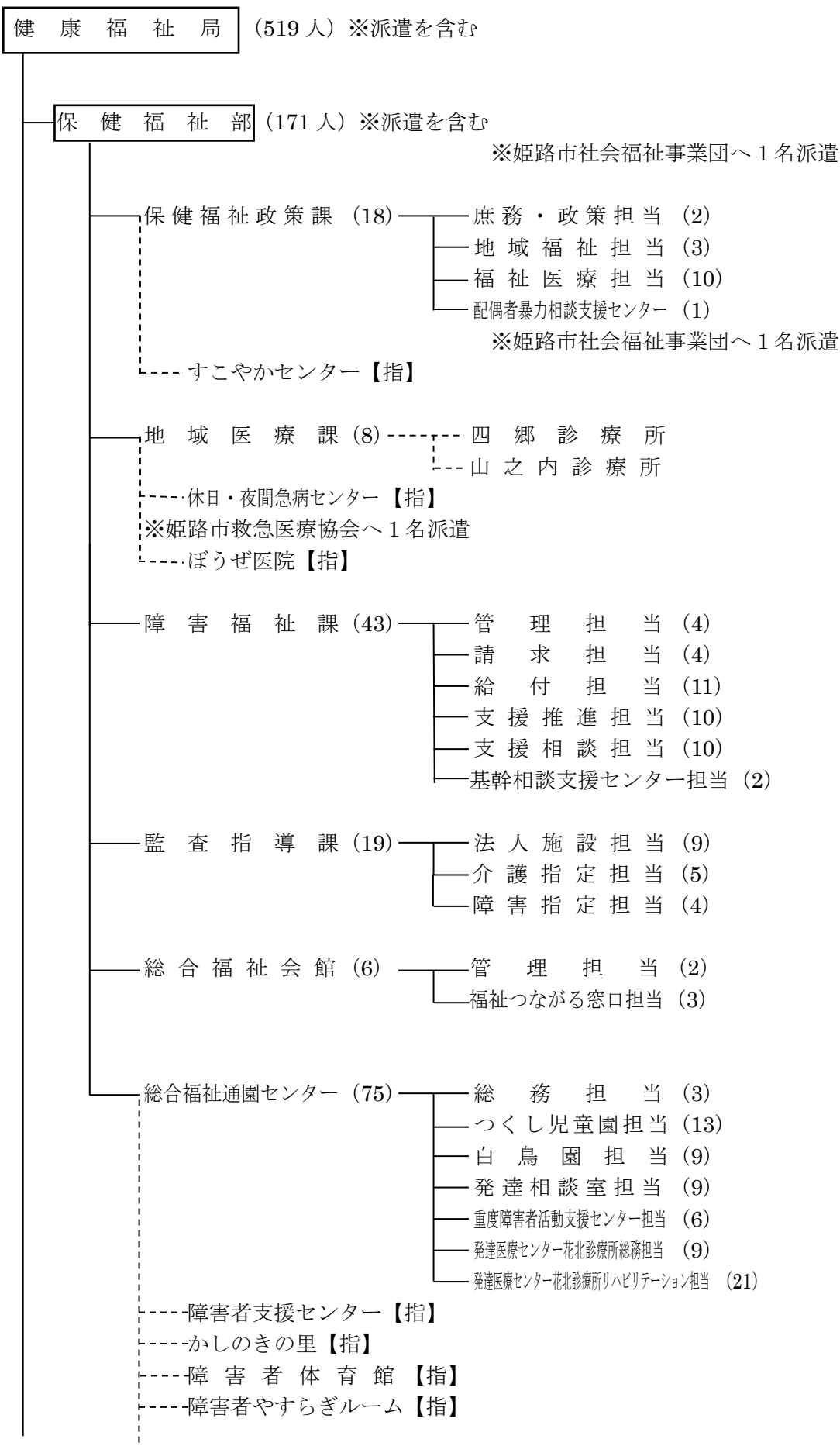
〔市の主な保健・福祉施設位置図〕

- 市役所・総合福祉会館
- ▲ ふれあいの郷養護老人ホーム
- △ 夢前福祉センター「ぱるむ」
- 総合福祉通園センター「ルネス花北」
- ☆ 宿泊型児童館「星の子館」
- 休日・夜間急病センター
- ◆ すこやかセンター
- ◇ こどもの未来健康支援センター「みらいえ」
- ① 姫路市保健所・中央保健センター・中央保健福祉サービスセンター
- ② 南保健センター
- ③ 西保健センター・広畑保健福祉サービスセンター
- ④ 西保健福祉サービスセンター
- ⑤ 東保健福祉サービスセンター
- ⑥ 北保健福祉サービスセンター・中央保健センター北分室
- ⑦ 灘保健福祉サービスセンター
- ⑧ 飾磨保健福祉サービスセンター
- ⑨ 網干保健福祉サービスセンター
- ⑩ 家島保健福祉サービスセンター・南保健センター家島分室
- ⑪ 夢前保健福祉サービスセンター
- ⑫ 香寺保健福祉サービスセンター
- ⑬ 安富保健福祉サービスセンター・中央保健センター安富分室



◎健康福祉局及びこども未来局の組織

(令和5年5月現在)



- 在宅障害者デイ・サービスルーム【指】
- 書写障害者デイサービスセンター【指】
- 広畑障害者デイサービスセンター【指】

長寿社会支援部 (61人)

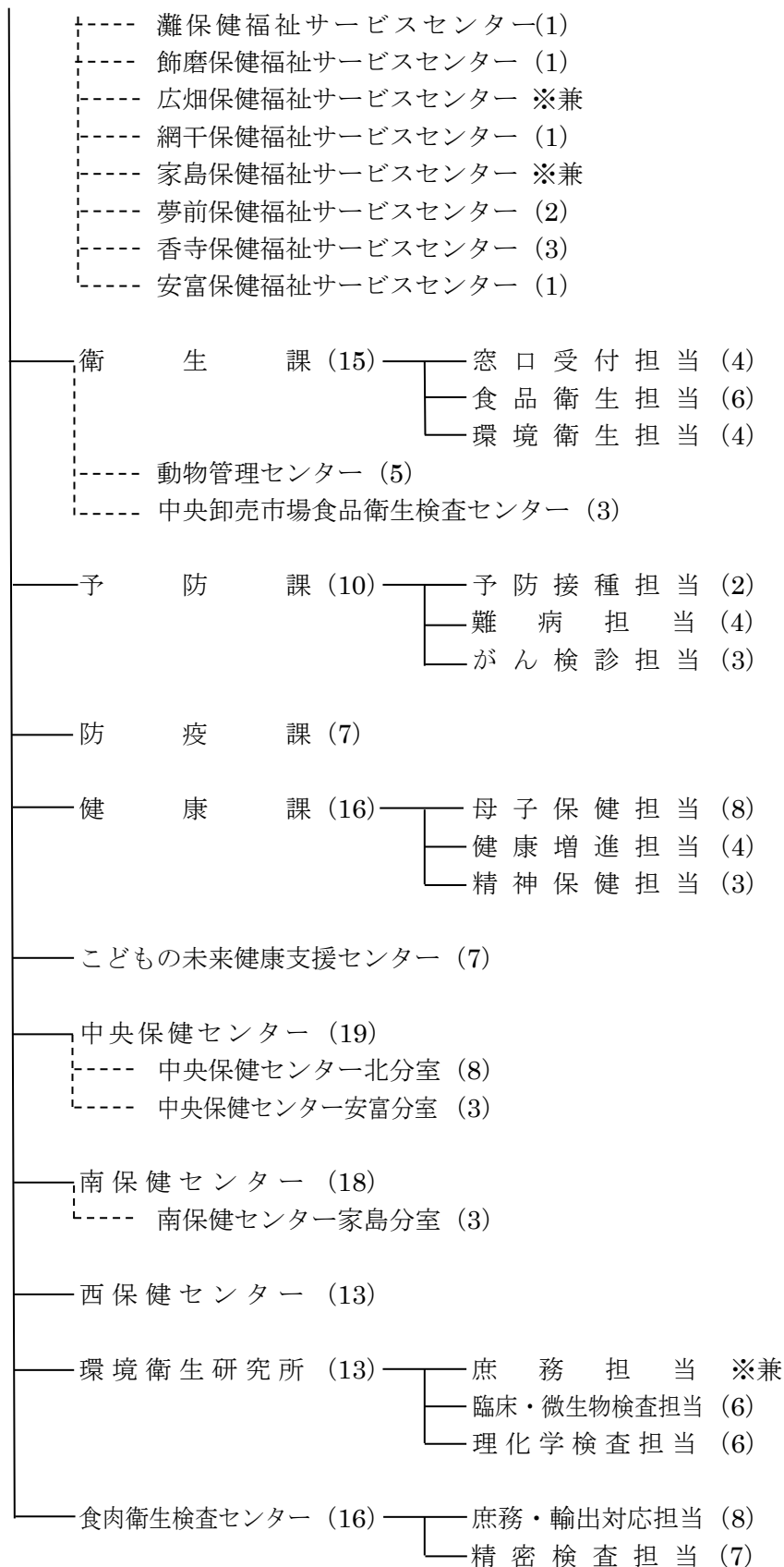
- 高 齢 者 支 援 課 (10)
 - ふれあいの郷養護老人ホーム【指】
 - 夢前福祉センター【指】
 - 庶務・支援担当 (6)
 - 施設管理・整備担当 (3)
- 地 域 包 括 支 援 課 (17)
 - 総 務 担 当 (5)
 - 地域包括支援センター担当 (11)
- 介 護 保 険 課 (33)
 - 計 画 ・ 庶 務 担 当 (4)
 - 資 格 保 険 料 担 当 (7)
 - 給 付 担 当 (8)
 - 認 定 担 当 (13)

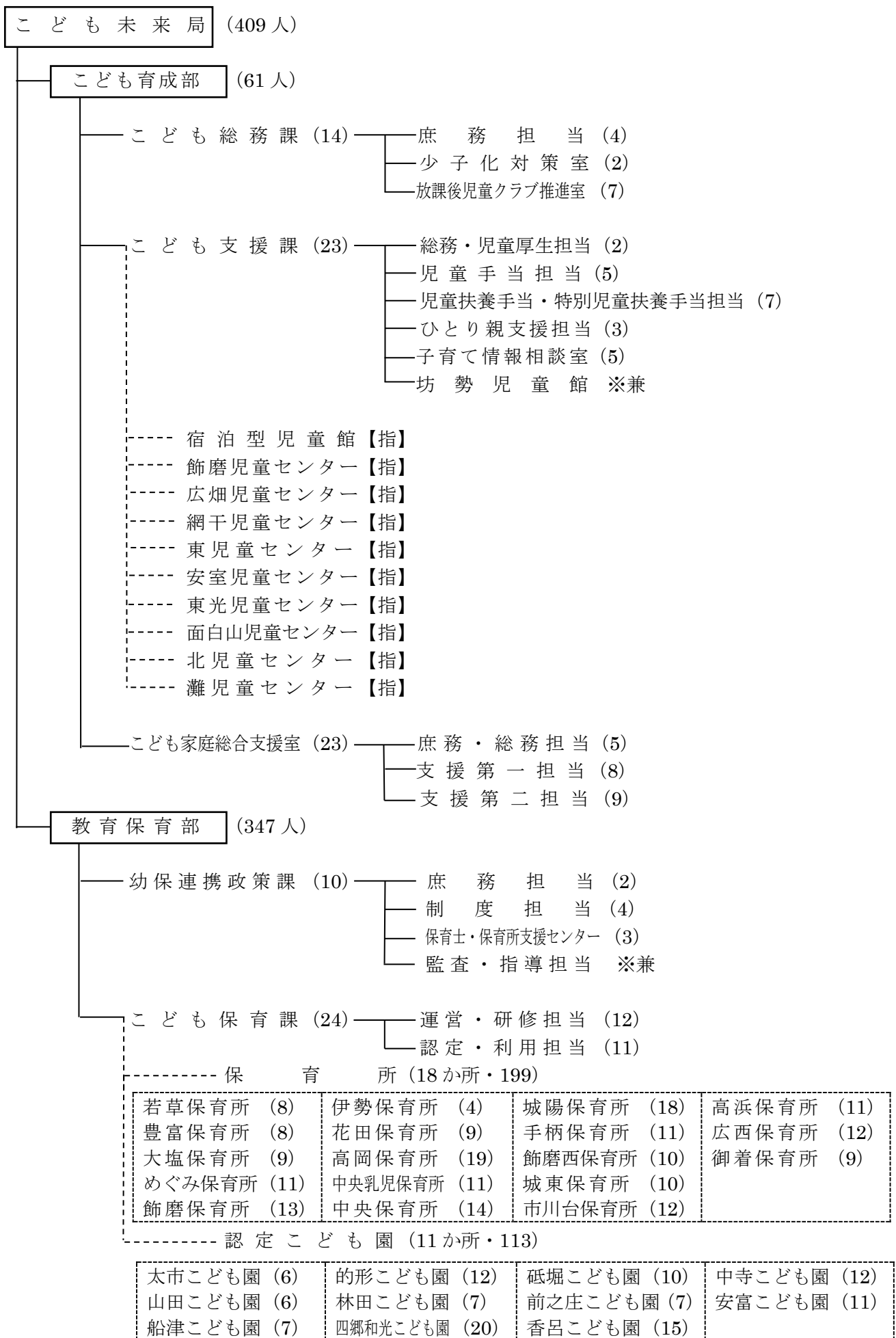
生活援護室 (99人)

- 支 援 担 当 (26)
 - 庶 務 担 当 (6)
 - 医 療 担 当 (8)
 - 調 整 担 当 (4)
 - 保 護 第 十 担 当 (7)
- 保 護 担 当 (30)
 - 保 護 第 一 担 当 (7)
 - 保 護 第 二 担 当 (7)
 - 保 護 第 三 担 当 (8)
 - 保 護 第 四 担 当 (7)
- 保 護 担 当 (39)
 - 保 護 第 五 担 当 (7)
 - 保 護 第 六 担 当 (7)
 - 保 護 第 七 担 当 (9)
 - 保 護 第 八 担 当 (8)
 - 保 護 第 九 担 当 (7)
- 臨 時 特 別 給 付 金 担 当 (3)

保 健 所 (187人)

- 総 務 課 (16)
 - 庶 務 担 当 (6)
 - 医 務 ・ 薬 務 担 当 (5)
 - 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 担 当 (4)
- 中央保健福祉サービスセンター ※兼
- 西保健福祉サービスセンター(1)
- 東保健福祉サービスセンター(1)
- 北保健福祉サービスセンター※兼





◎分 掌 事 務

健康福祉局

保健福祉政策課

- (1) 保健及び福祉に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 市立の保健及び福祉施設（複合的機能を有するものに限る。）の整備等に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 姫路市社会福祉審議会に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 福祉のまちづくりに関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 福祉事務所及び保健所に関すること。
- (6) 災害時要援護者支援に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 地域福祉に関すること。
- (8) 地域福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (9) こども等の医療に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 災害援護に関すること。
- (11) 総合福祉会館及びすこやかセンターに関すること。
- (12) 日本赤十字社に関すること。
- (13) 婦人相談員に関すること。
- (14) 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会及び社会福祉法人姫路市社会福祉事業団に関すること。
- (15) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (16) 戦災関係団体に関すること。

地域医療課

- (1) 医療に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 地域医療確保対策に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 救急医療対策に関すること。
- (4) 四郷診療所、山之内診療所、ぼうぜ医院及び休日・夜間急病センターに関すること。
- (5) 公益財団法人姫路市救急医療協会に関すること。

障害福祉課

- (1) 障害者（児）の福祉（他の機関の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 障害者の社会参加及び自立促進に関すること。
- (3) 障害者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 姫路市社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設（他の機関の所掌に属するものを除く。）の整備及び運営に関すること。
- (6) 総合福祉通園センターに関すること。

監査指導課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 20 条の規定による計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 社会福祉事業に係る職員の研修に関すること。
- (4) 指定居宅サービス事業者等の指定、指導及び監督に関すること。
- (5) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監督に関すること。
- (6) 指定障害児通所支援事業者の指定、指導及び監督に関すること。
- (7) 介護サービス事業者の業務管理体制に関すること。
- (8) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関すること。

高齢者支援課

- (1) 高齢者の福祉に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 老人福祉施設の整備及び運営に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 夢前福祉センター及びふれあいの郷養護老人ホームに関すること。
- (4) 高齢者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

地域包括支援課

- (1) 地域包括ケアシステムの深化及び推進に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険事業のうち地域支援事業に関すること。
- (3) 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターに関すること。
- (4) 医療・介護保険事業所等関係機関の連携支援に関すること。
- (5) 高齢者保健福祉及び介護保険事業に係る計画の樹立並びにその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険事業に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

総合福祉会館

- (1) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (3) 姫路市社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会に関すること。
- (4) 福祉に関する支援を必要とする者の相談に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

総合福祉通園センター「ルネス花北」

- (1) つくし児童園、白鳥園、発達相談室、重度障害者活動支援センター、発達医療センター花北診療所、障害者支援センター、かしのきの里、障害者体育館、障害者やすらぎルーム、在宅障害者

デイ・サービスルーム、書写障害者デイサービスセンター及び広畑障害者デイサービスセンターに関すること。

生活援護室

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人、行旅死亡人及び行路困窮者に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (4) ホームレスの自立支援に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

保健所

- (1) 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）その他法令等の規定により保健所又は保健所長が所掌することとされている事項に関すること。
- (2) 保健所長に権限を委任する規則（平成 18 年姫路市規則第 11 号）の規定により委任された事項に関すること。
- (3) 介護保険（被保険者資格の取得及び喪失に係るものを除く。）に関すること。
- (4) こどもの未来健康支援センター、保健センター、環境衛生研究所、保健福祉サービスセンター、動物管理センター、食肉衛生検査センター及び中央卸売市場食品衛生検査センターに関すること。

こども未来局

こども総務課

- (1) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) 姫路市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項の規定による市町村こども計画に関すること。

こども支援課

- (1) 地域子ども・子育て支援事業及び子育て家庭への支援の実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 児童に関する諸手当に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
- (4) 児童館及び児童センターに関すること。

こども家庭総合支援室

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 の規定に基づく子ども家庭総合支援拠点に関すること。
- (2) 姫路市要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (3) 児童虐待の予防及びその啓発に関すること。

幼保連携政策課

- (1) 子育て支援に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定による計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 姫路市子ども・子育て会議に関すること。
- (4) 私立教育・保育施設の整備及び運営に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 保育士確保に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 認可外保育施設の届出、指導及び監督に関すること。
- (8) 認定こども園の認定、指導及び監督に関すること。
- (9) 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者及び子ども・子育て支援施設等の確認、指導及び監督に関すること。
- (10) 私学振興及び助成に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

こども保育課

- (1) 保育の実施及びこれに関連し一体的に処理することが適切と認められるものに関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の整備及び運営に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の実施及び給付に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

◎令和5年度姫路市の予算（歳出）

（一般会計）

款	令和5年度当初予算額 (千円)	構成比 (%)
1. 議会費	1,018,952	0.5
2. 総務費	17,414,920	7.8
3. 民生費	91,652,058	41.0
4. 衛生費	17,694,984	7.9
5. 労働費	184,588	0.1
6. 農林水産業費	3,203,708	1.4
7. 商工費	6,456,149	2.9
8. 土木費	23,444,111	10.5
9. 消防費	7,976,308	3.5
10. 教育費	21,805,528	9.7
11. 公債費	22,635,378	10.1
12. 諸支出金	10,113,316	4.5
13. 予備費	200,000	0.1
合計	223,800,000	100.0

（特別会計 7会計 109,864,224千円）

（企業会計 3会計 57,273,893千円）

（総計 11会計 390,938,117千円）

◎令和5年度健康福祉局及び子ども未来局の予算

(一般会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
総務費		5,103	
1.統計調査費		5,103	
	1.委託統計調査費	5,103	・衛生統計調査費 ・国民健康・栄養調査費
民生費		47,384,533	
1.社会福祉費		1,302,846	
	1.社会福祉総務費	1,116,529	・報酬給与費 ・民生総務事務費 民生総務事務費 社会福祉審議会経費 社会福祉事業職員研修経費 社会福祉大会開催経費 ・社会福祉施設等指導事務費 ・厚生統計調査事業費 ・災害時要援護者避難支援事業費 ・中国残留邦人等支援事業費 ・行旅死亡人取扱費 ・すこやかセンター管理費 ・すこやかセンター管理運営業務委託経費 ・すこやかセンター設備充実費 ・夢前福祉センター管理運営業務委託経費 ・夢前福祉センター設備充実費 ・配偶者暴力相談支援センター事業費 ・成年後見支援センター事業費 ・生活困窮者自立支援事業費 ・総合福祉会館管理費 ・愛の基金積立金 ・各種負担金、補助金
	2.民生福祉推進費	186,317	・民生委員児童委員推薦会経費 ・民生委員児童委員活動経費 ・民生児童推進委員活動経費 ・地域福祉活動支援助成事業費 ・フードバンク活動支援事業費
2.障害者福祉費		17,039,735	
	1.心身障害者福祉費	16,204,826	・報酬給与費 ・障害者援護事業費 法施行事務費 障害者福祉計画策定事業費 高齢重度特別医療費助成事業費 重度心身障害者医療費助成事業費 福祉手当支給事業費 障害児福祉手当支給事業費 特別障害者手当支給事業費 介護手当支給事業費 相談員事業費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
			スポーツ大会等参加事業費 障害者歯科診療助成事業費 障害者バス等優待乗車助成事業費 障害者住宅改造助成事業費 ・身体障害者援護事業費 重度障害者福祉タクシー料金助成事業費 重度障害者自動車燃料費助成事業費 重度身体障害者見守り安心サポート事業費 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業費 障害者福祉施設等運営助成事業費 ・自立支援給付事業費 自立支援給付事務費 介護給付費 訓練等給付費 障害児通所支援給付費 相談支援給付費 高額障害福祉サービス費 特定障害者特別給付費 療養介護医療費 自立支援医療費 補装具費 共同生活援助利用促進助成事業費 ・地域生活支援事業費 相談支援機能強化事業費 障害児等療育支援事業費 地域自立支援協議会経費 障害者成年後見制度利用支援事業費 障害者家族等支援事業費 ろうあ相談室設置費 手話通訳者等養成事業費 意思疎通支援者派遣事業費 手話通訳設置事業費 要約筆記者等養成事業費 日常生活用具給付費 移動支援事業費 地域活動支援センター事業費 障害者小規模通所支援事業費 福祉ホーム事業費 訪問入浴サービス事業費 日中短期入所事業費 タイムケア事業費 知的障害者・障害児社会参加助成事業費 障害者ガイドマップ作成事業費 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業費 障害者料理講習会事業費 自動車運転免許取得・改造助成事業費 リフトバス利用者助成事業費 障害者就業促進・安定化事業費 障害者虐待防止センター事業費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
	2.福祉通園センター費	834,909	<ul style="list-style-type: none"> 行動障害支援事業費 障害認定審査会経費 障害者差別解消推進事業費 重度障害者大学修学支援事業費 重度障害者等就労支援事業費 ・各種負担金 ・各種補助金 ・発達支援センター管理運営費 <ul style="list-style-type: none"> 「白鳥園」 「つくし児童園」 「重度障害者活動支援センター」 「発達医療センター花北診療所」 「発達相談室」 ・管理運営業務委託経費 <ul style="list-style-type: none"> 「障害者支援センター」 「かしのきの里」 「書写障害者デイサービスセンター」 「広畑障害者デイサービスセンター」 「在宅障害者デイ・サービスルーム」 「障害者体育館」 「障害者やすらぎルーム」 ・設備充実費 ・ルネス花北公開セミナー開催経費
3.児童福祉費		32,815,773	
	1.児童福祉総務費	1,444,135	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与費 ・法施行事務費 ・保育人材確保対策費 <ul style="list-style-type: none"> 保育士・保育所支援センター事業費 保育士等定着促進事業費 保育士等定着支援一時金給付事業費 保育士等住居借り上げ支援事業費 保育士等奨学金返済支援事業費 ・特別児童扶養手当支給事務経費 ・利用者支援事業費 ・子ども家庭総合支援拠点経費 ・児童虐待防止普及啓発事業費 ・養育支援訪問事業費 ・私立施設助成事業費 <ul style="list-style-type: none"> 運営助成事業費 児童福祉施設等整備助成事業費 児童福祉施設整備資金利子補給金 ・産休等代替職員費助成事業費 ・民間保育施設運営助成事業費 ・すこやかセンター子育て支援施設運営費 ・ファミリーサポートセンター事業費 ・こども食堂等運営支援事業費 ・出席者負担金

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
	2.児童育成費	25,111,214	<ul style="list-style-type: none"> ・私立施設教育・保育給付費 ・幼児教育・保育負担軽減事業費 ・多子世帯保育料軽減事業費 ・母子生活支援施設入所委託費 ・助産施設入所委託費 ・子育て短期支援事業費 ・病児・病後児保育事業費 ・地域子育て支援拠点事業費 ・少子化対策事業費 ・私立施設特別保育事業費 ・私立施設低年齢児利用円滑化事業費 ・放課後児童健全育成事業費 管理運営費 整備事業費 私立施設助成事業費 ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 ・児童手当給付事業費 ・子育て応援臨時給付金給付事業費 ・出産・子育て応援給付金給付事業費 ・乳幼児医療費助成事業費 ・こども医療費助成事業費
	3.母子父子福祉費	2,311,953	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等福祉推進事業費 ・母子家庭等医療費助成事業費 ・児童扶養手当給付事業費 ・ひとり親家庭等技能修得事業費 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業費 ・母子・父子自立支援員活動事業費 ・ひとり親家庭自立支援給付事業費 ・ひとり親家庭就労支援事業費 ・ひとり親家庭学習支援事業費 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金
	4.保育所費	3,493,653	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与費 ・運営費 ・延長保育事業費 ・一時預かり事業費 ・地域子育て支援拠点事業費 ・家庭支援推進保育事業費 ・維持補修費 ・整備事業費 ・出席者負担金
	5.児童センター費	454,818	<ul style="list-style-type: none"> ・指導管理等経費 ・児童センター管理運営業務委託経費 ・児童センター設備充実費 ・宿泊型児童館管理運営業務委託経費 ・宿泊型児童館設備充実費 ・移動児童センター運営経費 ・地域組織活動助成事業費 ・整備事業費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
			・各種負担金
4.老人福祉費		10,890,581	
	1.老人福祉費	10,009,805	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与費 ・法施行事務費 ・高齢者保健福祉計画推進事業費 ・介護人材確保・育成事業費 ・地域介護予防活動支援事業費 <li style="padding-left: 20px;">地域介護予防活動支援事業費 <li style="padding-left: 20px;">介護支援ボランティア事業費 ・高齢期移行助成事業費 ・介護保険給付費助成事業費 ・離島部介護サービス提供体制支援事業費 ・在宅老人福祉対策事業費 <li style="padding-left: 20px;">在宅高齢者介護手当支給事業費 <li style="padding-left: 20px;">入浴サービス事業費 <li style="padding-left: 20px;">マッサージ等施術助成事業費 <li style="padding-left: 20px;">高齢者住宅改造助成事業費 ・高齢者社会活動促進事業費 <li style="padding-left: 20px;">高齢者バス等優待乗車助成事業費 ・産休等代替職員費助成事業費 ・軽費老人ホーム運営費助成事業費 ・老人福祉施設建設等助成事業費 ・生活支援ハウス運営助成事業費 ・地域密着型サービス拠点整備助成事業費 ・地域包括支援センター運営事業費 ・地域包括支援センター設備充実費 ・老人福祉施設等感染拡大防止支援事業費 ・生活支援体制整備事業費 ・介護保険事業特別会計繰出金
	2.養護老人ホーム費	343,077	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務委託経費 ・設備充実費
	3.養護老人ホーム委託措置費	300,075	・養護老人ホーム委託措置費
	4.老人福祉センター費	23,957	・老人福祉センター運営費
	5.高齢者保健福祉センター費	213,667	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営費 ・整備事業費
5.生活保護費		15,528,587	
	1.生活保護総務費	792,210	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与費 ・生活保護事務費 ・生活保護適正実施推進事業費
	2.扶助費	14,736,377	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費 <li style="padding-left: 20px;">生活扶助費 <li style="padding-left: 20px;">住宅扶助費 <li style="padding-left: 20px;">教育扶助費 <li style="padding-left: 20px;">医療扶助費 <li style="padding-left: 20px;">介護扶助費 <li style="padding-left: 20px;">出産扶助費 <li style="padding-left: 20px;">生業扶助費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
			葬祭扶助費 就労自立給付金 進学準備給付金 施設事務費
6.愛の福祉費		542,068	
	1.愛の福祉金	540,256	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者援護費 難病患者等受診支援金 スモン患者療養費補給金 ・障害者援護費 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金 障害者福祉金 ・児童・母子等援護費 交通・災害遺児奨学金 児童養護施設等間食費助成金 児童養護施設等入所児童就職祝金 交通・災害遺児手当 ・困窮者援護費 生活保護世帯援護金 行路困窮者援護金 ・老人援護費 敬老金 百歳敬彰金
	2.愛の福祉事業費	1,812	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者援護費 善意の日事業費 障害者愛の贈物 ・老人援護費 敬老の日の贈物 ・困窮者援護費 行旅病人援護事業費
7.災害救助費		3,208	
	1.災害救助費	3,208	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞金及び援護物資購入費 ・福祉避難所設備整備費 ・事務経費
衛生費		7,611,736	
1.保健費		7,148,896	
	1.保健所総務費	1,666,793	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与費 ・保健所運営経費 管理運営費 保健活動費 ・食育推進事業費 ・医療安全管理懇話会事業費 ・医務・薬務費 ・難病対策事業費 ・重度精神障害者医療費助成事業費 ・在宅ターミナルケア支援事業費 ・精神保健福祉事業費 ・がん患者医療用補正具助成事業費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業費 ・各種負担金
	2.予防接種費	2,696,961	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種経費 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費 ・予防接種事故補償経費
	3.動物管理費	35,139	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営費 ・狂犬病予防経費 ・動物愛護推進事業費
	4.母子保健費	862,006	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業事務費 ・母子保健啓発事業費 ・未熟児養育医療給付事業費 ・小児慢性特定疾病事業費 ・妊娠・出産包括支援事業費 ・妊産婦等健康支援事業費 ・特定不妊・不育治療助成事業費 ・妊婦健康診査助成事業費 ・乳児健康診査相談事業費 ・幼児健康診査事業費 ・乳幼児健康支援事業費 ・母子保健訪問指導事業費 ・母子健康手帳交付事業費
	5.食品環境衛生費	21,069	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生業務費 ・食品衛生啓発活動助成事業費 ・環境衛生業務費 ・環境衛生啓発活動助成事業費 ・食品衛生監視室業務費 ・家庭用品安全対策費 ・と畜検査業務費 ・各種負担金
	6.感染症予防費	485,314	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症診査協議会経費 ・感染症予防事業費 ・結核・感染症サーベイランス事業費 ・特定感染症対策事業費 ・結核予防事業費 <ul style="list-style-type: none"> 結核患者医療給付経費 結核定期病状調査事業費 結核予防費助成事業費 結核対策特別促進事業費 結核管理業務費 ・新型インフルエンザ対策事業費 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費 ・負担金
	7.診療所費	19,684	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与費 ・管理運営費
	8.休日・夜間急病センター費	903,968	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務委託経費 ・設備充実費 ・救急医療電話相談事業費 ・救急医療施設後送委託経費 ・救急医療従事者確保緊急対策事業費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
			・小児・周産期救急医療体制整備事業費
	9.保健センター費	55,044	・管理運営費 ・整備事業費
	10.健康増進費	402,918	・保健事業事務費 ・健康教育事業費 ・栄養改善対策費 ・食生活改善啓発活動助成事業費 ・健康診査事業費 ・歯周疾患検診事業費 ・胃がん検診事業費 ・肝がん検診事業費 ・骨粗鬆症検診事業費 ・乳がん検診事業費 ・子宮がん検診事業費 ・肺がん検診事業費 ・大腸がん検診事業費 ・口腔ケア推進事業費
2.衛生費		462,840	
	1.衛生総務費	299,531	・公衆衛生推進費 公衆衛生委員活動費 公衆衛生啓発活動助成事業費 そ族昆虫駆除事業費 献血推進事業費 ・医療対策費 臨床研修医奨励金事業費 地域医療対策事業費 医療系高等教育研究機構運営助成事業費 医療従事者確保対策事業費 地域保健医療福祉活動助成事業費 南西部後医療機関運営等助成事業費 休日歯科診療助成事業費 口腔衛生啓発活動助成事業費 看護師確保対策助成事業費 ・自動体外式除細動器設置推進事業費 ・保健医療推進基金積立金 ・各種負担金
	2.環境衛生研究所費	163,309	・報酬給与費 ・管理運営費 ・衛生試験検査事業費 ・各種負担金
教 育 費		8,603	
1.教育総務費		8,603	
	1.学校振興費	8,603	・私立学校・園振興事業費 幼児教育負担軽減事業負担金 予備就園事業補助金 ・幼稚園児教育扶助費

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		51,261	
1.母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費		51,261	
	1.母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	51,261	・事務費 ・貸付金
公債費		58,163	
1.公債費		58,163	
	1.元金	58,163	市債償還元金
諸支出金		27,444	
1.繰出金		27,444	
	1.他会計繰出金	27,444	一般会計繰出金
	合計	136,868	

(介護保険事業特別会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
総務費		947,109	
1.総務管理費		541,023	
	1.一般管理費	489,646	・報酬給与費 ・管理事務費 ・地域ケア推進協議会費 ・介護保険給付費準備基金積立金 ・負担金
	2.賦課徴収費	51,377	・賦課徴収費
2.介護認定費		405,160	
	1.介護認定審査会費	50,434	・介護認定審査会費
	2.認定諸費	354,726	・認定諸費
3.趣旨普及費		926	
	1.趣旨普及費	926	・趣旨普及事業費
保険給付費		42,277,952	
1.介護サービス 等諸費		42,277,952	
	1.介護サービス等諸費	42,235,328	・介護サービス等諸費 居宅介護サービス計画費 特例居宅介護サービス計画費 居宅介護サービス費 地域密着型介護サービス費 施設介護サービス費 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費 ・介護予防サービス等諸費 介護予防サービス計画費 介護予防サービス費 地域密着型介護予防サービス費 介護予防福祉用具購入費

款・項	目	令和5年度 当初予算額	支出内容
			介護予防住宅改修費 ・高額介護サービス等費 高額介護サービス費 高額介護予防サービス費 ・高額医療合算介護サービス等費 高額医療合算介護サービス費 高額医療合算介護予防サービス費 ・特定入所者介護サービス等費 特定入所者介護サービス費 特定入所者介護予防サービス費
	2.審査支払手数料	42,624	・審査支払手数料
地域支援事業費		2,269,178	
1.介護予防等事業費		2,269,178	
	1.介護予防事業費	4,588	・介護予防普及啓発事業費 ・介護予防事業施策評価事業費
	2.包括的支援事業等費	200,779	・報酬給与費 ・在宅医療・介護連携推進事業費 ・地域ケア会議推進事業費 ・認知症施策推進事業費 認知症初期集中支援事業費 認知症地域支援体制推進事業費 認知症見守り支援等事業費 認知症高齢者等SOSネットワーク事業費 ・給付費適正化事業費 ・介護サービス評価等推進事業費 ・住宅改修支援事業費 ・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費 ・ひとり暮らし老人給食サービス事業費 ・見守り安心サポート事業費 ・高齢者権利擁護推進事業費
	3.介護予防・生活支援サービス事業費	2,056,588	・介護予防・生活支援サービス事業諸費 ・介護予防・生活支援サービス事業費 介護予防・生活支援サービス事業費 訪問型短期集中予防サービス事業費 介護予防ケアマネジメント事業費 ・高額介護予防サービス費相当事業費 ・高額医療合算介護予防サービス費相当事業費
	4.審査支払手数料	7,223	・審査支払手数料
諸支出金		802,309	
1.償還金及び還付加算金		568,000	
	1.償還金	568,000	・過年度過誤納保険料還付金 ・過年度国県支出金等返還金
2.繰出金		234,309	
	1.他会計繰出金	234,309	・一般会計繰出金
	合計	46,296,548	

◎令和5年度健康福祉局の主要事業の内容

1 基本的な考え方

地域福祉、地域医療、地域保健の向上と介護保険事業の推進を図るため、国の制度改正に的確に対応するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行い、地域共生社会の実現に向けた施策展開を図る。

2 主要事業の概要

(注) ◎新規事業 ○拡充

	担当課	予算額(千円)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 出会いから結婚、妊娠・ 出産期の支援 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 産婦健康診査費の助成 ◎ 特定不妊治療に関する先進医療費の助成 	保健所健康課 保健所健康課	41,121 7,944
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 健やかな成長を支える 子育て環境の整備 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 相談支援機能の充実 ◎ こども医療費助成制度の拡充 ○ こどもの入院費助成制度の拡充 ○ 多子世帯におけるこども医療費の無償化 	保健所健康課 保健福祉政策課	10,722 1,948,231
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 市役所のカーボンニュ ートラルの推進 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ EVの導入 	保健所総務課	16,200
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新たな感染症への対策 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍の教訓を踏まえた新たな感染症 対策の構築 	保健所防疫課	4,398
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 医療機能の連携強化 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療情報連携の推進 	地域医療課	649
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地域福祉の充実 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 認知症カフェの開設 ◎ ひきこもり実態調査の実施 ○ フードバンク活動への支援 ○ 介護職員等のU J I ターンへの支援 	地域包括支援課 総合福祉会館 保健福祉政策課 介護保険課	300 4,745 840 2,900
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 子どもと家庭を守り支える 環境の整備 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後等デイサービスの利用日数拡充 	障害福祉課	1,348,169

◎令和5年度子ども未来局の主な新規・拡充事業の内容

1 基本的な考え方

未来を拓く「ひとづくり改革」として、出会いから結婚、妊娠・出産期の支援の場を拡充する少子化対策をより一層推進し、新設の「こどもの未来健康支援センター（みらいえ）」等において子育て世代の交流の場を提供するなど子育て環境の充実に取り組む。

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と出産・子育て給付金の一体的実施による出産・子育て支援を行い、また、子どもと家庭を守り支える環境を整備する。

併せて、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に向けた教育・保育提供体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の拡充等により、安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまちづくりを推進する。

2 主な新規・拡充事業の概要

(注) ◎新規事業 ○拡充事業

施策	事業	担当課	予算額(千円)
少子化対策の推進	◎ 若年層の出会い支援事業	こども総務課	9,000
	○ 妊産婦タクシー利用支援事業	こども総務課	9,562
	多子世帯への出産祝い事業	こども総務課	19,700
	ライフプランセミナー	こども総務課	306
就学前の教育・保育の充実	◎ 教育・保育の提供体制の確保（施設整備）	幼保連携政策課	367,249
	◎ 送迎バス等の安全装置の整備・改修支援事業	幼保連携政策課	11,160
	○ 保育体制強化事業	こども保育課	100,080
	保育士等の処遇総合支援	こども保育課	200,860
放課後の居場所づくり	◎ 放課後児童クラブの整備（砥堀新設、民間公募等）	こども総務課	105,998
	◎ 放課後児童クラブ業務の電子化	こども総務課	2,352
	◎ 送迎バス等の安全装置の整備・改修支援事業	こども総務課	360
地域ぐるみの子育て支援の充実	◎ 「のびのび広場みらいえ」の開設	こども支援課	803
	○ 「駅前すくすくひろば」の利便性向上	こども支援課	10,400
誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	出産・子育て応援給付金	こども総務課	401,729
ヤングケアラーへの支援推進	◎ 訪問支援事業の実施	こども家庭総合支援室	1,536
	○ 多機関連携によるヤングケアラーへの支援推進	こども家庭総合支援室	150
	○ ヤングケアラーの認知度向上に向けた取り組み	こども家庭総合支援室	558

高齢者福祉

わが国では、平均寿命の伸びや出生率の低下などにより、人口構造の高齢化が急速に進んでいる。本市においても、昭和 50 年に高齢化率（総人口に対する 65 歳以上の高齢者人口の割合）が 7%を突破し、平成 22 年度には 21%を超えた。そして、高齢化率は上昇を続け令和 4 年度には 27%に達している。

このような高齢化社会の進展に対応し、本市においては、高齢者の生きがい対策事業、要援護対策事業、保健医療対策事業を積極的に展開し、高齢者が明るく健やかに、安心して生活できるまちづくりに努めている。

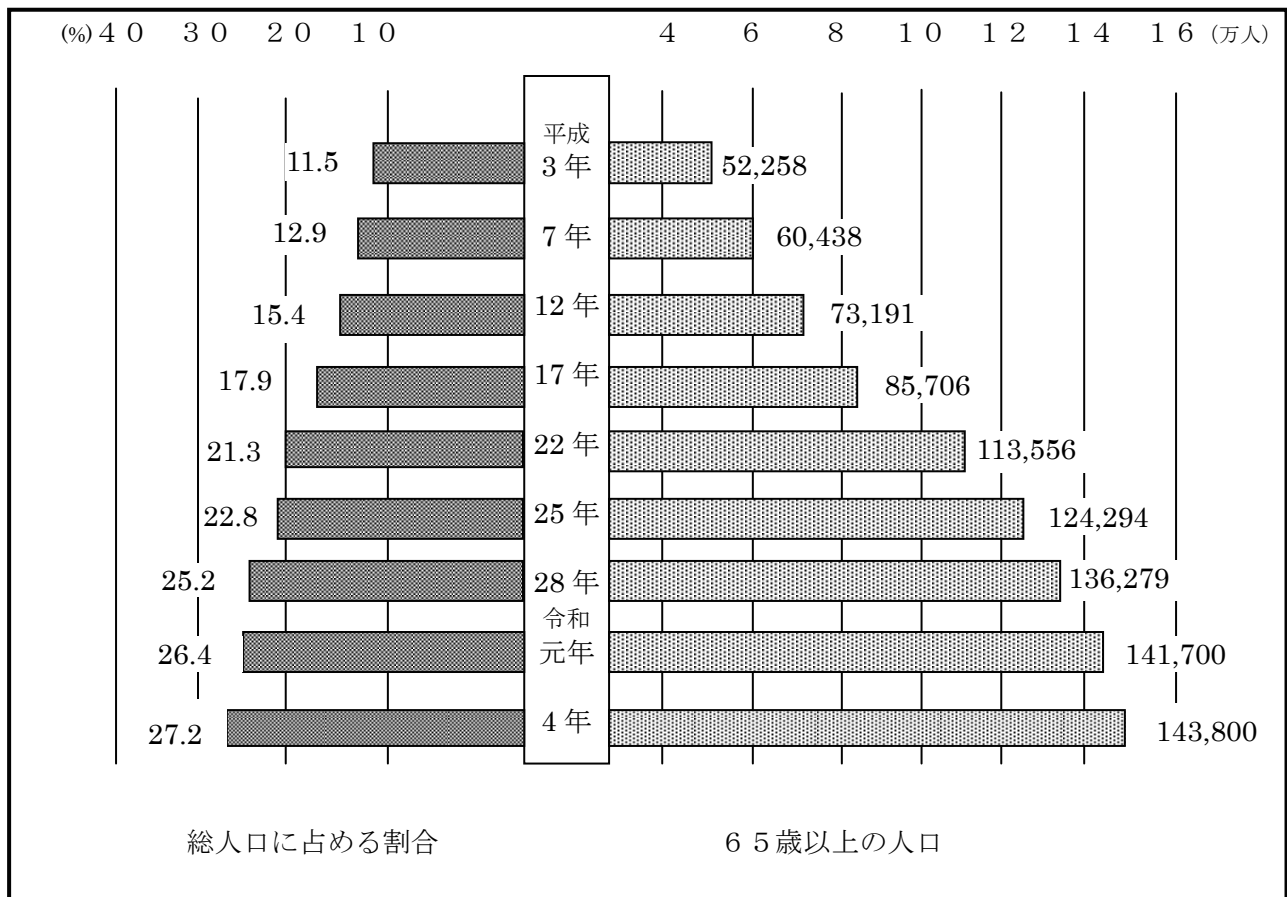
〔高齢者人口の推移〕

（単位：人・％）

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
総人口	537,550	536,523	535,125	532,712	529,637
65 歳以上人口 (総人口比)	137,215 (25.53)	141,700 (26.41)	142,767 (26.68)	143,572 (26.95)	143,800 (27.15)
居宅ひとり暮らし高齢者 (65 歳以上人口比)	21,460 (15.64)	22,355 (15.78)	22,628 (15.81)	—	24,140 (16.79)

注 1 総人口及び 65 歳以上人口は、住民基本台帳の人口で、4 月 30 日現在のものである。

注 2 居宅ひとり暮らし高齢者の数は、姫路市高齢者実態調査結果（6 月 1 日現在による。ただし、令和 2 年度については 9 月 1 日現在による。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、調査期日を定めなかったため集計を見送った。）



◎ 在宅老人福祉対策事業

1 在宅高齢者介護手当

65歳以上のねたきりや認知症の高齢者を介護している人に、月額10,500円の介護手当を支給する。

- 令和5年度予算額 65,218千円（令和4年度実績 61,736千円）

[支給状況] (令和4年度実績)

受給者数	年間延受給月数
549	5,872

2 ひとり暮らし老人入浴サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者に、市内の公衆浴場で使用できる無料の入浴券を4枚交付する。利用期間は9月から12月まで。

- 令和5年度予算額 2,595千円（令和4年度実績 1,436千円）

[実施状況] (令和4年度実績)

交付者数	交付枚数	利用枚数
1,037	4,148	3,095

3 マッサージ等施術助成事業

70歳以上の高齢者に、健康でさわやかな生活を送っていただくため、一人につき年3,000円を助成する。利用期間は6月から翌年3月まで。

- 令和5年度予算額 22,083千円（令和4年度実績 16,203千円）

[実施状況] (令和4年度実績)

交付枚数	利用枚数
22,845	16,033

4 高齢者住宅改造助成事業

介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた高齢者がいる世帯に対し、市が必要と認めた工事に要する経費を最高80万円まで助成する。

- 令和5年度予算額 28,050千円（令和4年度実績 16,670千円）

[実施状況] (令和4年度実績)

助成件数	階層別助成内訳件数					増改築・特別型
	3/3助成	9/10助成	2/3助成	1/2助成	1/3助成	1/3助成
85	1	27	2	37	18	0

5 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業

60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢者のため独立して生活することに不安のある人を対象として、必要に応じ居住部門を提供する。

- 費用負担 収入に応じた負担（0～50,000円）
- 令和5年度予算額 17,555千円（令和4年度実績 15,291千円）

実施施設名	いえしまホーム	あじさいホーム
利用定員	5	10

6 買物支援サービス事業

公共交通機関の利用が困難な地域において日常の食料品等の買物が困難な高齢者への支援を行う事業を行う者に対して補助金を交付することにより、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活できる環境の維持を図る。

- 令和5年度予算額 1,886千円（令和4年度実績 1,886千円）

7 外出支援サービス事業

編入前の家島町の区域において高齢に伴う身体機能の低下や身体障害等のため、一般の交通機関の利用が困難な者の医療機関や福祉施設等への移送を確保し、要援護高齢者の生活を支援する。

- 令和5年度予算額 1,926千円（令和4年度実績 1,233千円）

〔実施状況〕

（令和4年度実績）

家島			坊勢		
運行回数		3月末登録者数	運行回数		3月末登録者数
片道	往復	109	片道	往復	41
159	248		71	224	

8 福祉有償運送制度

介護を必要とする高齢者や障害者など、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO等が実費の範囲内で営利とは認められない対価によって、自家用自動車を使用して有償で原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行う。

地域の関係者が構成員となり福祉有償運送の必要性や対価等について協議する「姫路市福祉有償運送運営協議会」を主宰する。

- 令和5年度予算額 234千円（令和4年度実績 85千円）
- 市内の実施事業者 4事業者（うち1者姫路市）
- 令和4年度協議会実施回数 1回

◎ 生きがい対策事業

1 市敬老金支給事業

本年中に77歳に達する高齢者に1万円を、88歳に達する高齢者に2万円を、9月に贈呈することによって敬意を表し、福祉の増進を図る。

- 令和5年度予算額 120,674千円（令和4年度実績 98,626千円）

〔実施状況〕

（令和4年度実績）

区分	対象者数	贈呈件数	贈呈額（千円）
77歳	4,751	4,674	46,740
88歳	2,504	2,441	48,820

※ 過年度 126名に贈呈（10,000円 78名、20,000円 48名）

2 百歳敬彰事業

百歳の長寿を迎えられた市民を敬彰する。

- ・ 令和5年度予算額 19,475千円（令和4年度実績 14,534千円）

3 敬老の日贈物事業

毎年9月の敬老の日に、市長等が最高齢者等を訪問する。

- ・ 令和5年度予算額 729千円（令和4年度実績 517千円）

4 高齢者施設優待券交付事業

65歳を迎えられた高齢者に市内の公共施設の優待券を交付する。

- ・ 対象施設 姫路城、動物園等 11か所
- ・ 令和5年度予算額 271千円（令和4年度実績 383千円）
- ・ 令和4年度交付実績
 - 優待カード交付数 7,808枚
 - 西播磨レインボーカード交付数 1,570枚

5 高齢者バス等優待乗車助成事業

高齢者の社会参加の促進と生きがいの増進を図るため、満75歳以上の高齢者（障害者の優待乗車制度を受けている者を除く。）に対して優待乗車証、優待乗車カード、優待乗船券または優待乗車券を交付する。利用できる交通機関は、バス・鉄道・船舶・タクシー（要介護2～5の方に限る。）の中からいずれか一つを利用者が選択する。

・ 優待内容

- バス 神姫バスの市内停留所間の運賃が1回50円になる乗車証を交付する。
- 鉄道 JR西日本、山陽電車で年間8,000円分利用できる乗車カードを交付する。
- 船舶 姫路⇄家島（家島・坊勢・男鹿）間の定期航路において片道の運賃が無料になる乗船券を年間8枚交付する。
- タクシー 年間8,000円分（500円×16枚）利用できる乗車券を交付する。

- ・ 令和5年度予算額 492,209千円（令和4年度実績 431,467千円）
- ・ 令和4年度末交付状況及び助成実績（事務費は除く）

- バス 24,188人（121,795千円）
- 鉄道 37,598人（273,628千円）（チャージ券+ICOCA購入）
- 船舶 708人（船舶4,458千円／ふくし切符3,870千円）
- タクシー 968人（2,803千円）

6 老人福祉施設運営に対する助成

(1) 産休等代替職員費助成事業

老人福祉施設職員の産休・病休による代替職員の雇用について助成する。

- ・ 令和5年度予算額 1,008千円（令和4年度実績 0千円）

(2) 軽費老人ホーム運営費助成事業

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費を助成する。

- ・ 令和5年度予算額 159,038千円（令和4年度実績 139,172千円）

◎ 老人ホーム入所等

1 ふれあいの郷養護老人ホーム [指定管理：社会福祉事業団 R2.4.1～R7.3.31（5年間）]

家庭環境や経済上の理由で家庭で生活することが困難な高齢者のための入所施設。

- ・ 所在地 船津町 3263
- ・ 開設 昭和60年4月1日
- ・ 規模 敷地面積 24,066.10 m²
建物面積 5,998.40 m²
- ・ 設置者 姫路市
- ・ 定員 150人（2人×68室、1人×14室）、その他2人（1人×2室）
- ・ 令和5年度予算額 343,077千円（令和4年度実績 312,444千円）

[入所状況]

(令和4年度実績)

入所者数		退所者数		3月末入所者数	
姫路市	他市町	姫路市	他市町	姫路市	他市町
13	0	19	0	108	2

2 養護老人ホーム入所状況

(令和5年4月1日現在)

施設名	所在地	定員	措置数	施設名	所在地	定員	措置数
ふれあいの郷	姫路市	150	108	高岡園	明石市	80	1
白鷺園		50	42	鶴林園	加古川市	185	7
夢前和楽園		50	48	五色園	洲本市	60	2
千山荘	神戸市灘区	50	2	瀬戸内ホーム	赤穂市	10	1
福寿園	福崎町	50	1	高砂荘	高砂市	50	4
合計（10施設）216人							

◎ 夢前福祉センター「ぱるむ」

夢前町との合併に伴い、夢前地域内にある老朽化した3つの老人福祉センターを統合し、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持った施設として、新市建設計画に基づき整備したものの。管理運営は公募による指定管理制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設概要

- (1) 所在地 夢前町前之庄 2160
- (2) 開館年月日 平成20年4月1日

(3) 規模・構造

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 延床面積 2,913.21 m²
- ・ 敷地 夢前事務所と同一（無料駐車場完備）

(4) 総事業費 1,153,281 千円 ※一部に合併特例債を充当

2 施設内容

(1) 健康づくり部門（1 階）

健康志向により要望の高い、プールやトレーニング施設及び高齢者の身体的な自立・介護予防効果の実現のための場を提供する。

ア 温水プール

- ・ 遊泳用コース
- ・ 歩行専用コース
- ・ ジャグジー

イ トレーニングルーム

健康づくりのための運動・筋力アップ運動の講習等を実施する。

ウ リラクゼーションフロア

トレーニング後の休息の場として利用する。

エ 相談室

オ 更衣室

更衣室にはシャワールームを設ける。

(2) 老人福祉支援部門（2 階）

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

ア 多目的研修室

イ 和室

ウ 会議室

(3) 防災部門

自然災害時の地域住民への応急対策と、自主防災組織等が自主活動を行う場を提供する。

ア 備蓄資材倉庫（1 階）

イ 耐震性貯水槽（夢前事務所南側） 80 t

飲料水を家庭で備蓄していない者等を対象に、概ね 1 週間程度の給水に対応

ウ 多目的研修室（2 階）《再掲》

自主防災組織及び消防団関係者の研修・会議に使用

3 開館時間及び休館日

- ・ 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- ・ 休館日 月曜日（ただし月曜日が休日の場合はその翌日）
12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

4 利用できる者及び料金

(1) 利用できる者

区分		利用できる者
健康づくり施設	温水プール	3歳以上の者（小学3年生以下の者にあつては、保護者または指導者の同伴がある場合に限る。）
	トレーニングルーム	16歳以上の者
	更衣室	温水プール、トレーニングルームまたは老人福祉支援施設を利用する者
	リラクゼーションルーム	
老人福祉支援施設		市内に住所を有する60歳以上の者及びその者を介助するために同伴する者

※ 老人福祉支援施設を独占して使用する場合は高齢者以外の使用も可

(2) 利用料金

ア 健康づくり施設

区分	使用料		
	利用券（1人1回）	回数券（利用券11枚つづり）	定期利用券（1人1か月）
温水プール	520円	5,200円	デイトタイム利用 4,190円 フルタイム利用 5,760円
トレーニングルーム	520円	5,200円	
温水プール及び トレーニングルーム	940円	9,400円	

イ 老人福祉支援施設

区分	使用料（1時間につき）
多目的研修室	1,250円
和室	1,250円
会議室	410円

※ 市内に住所を有する60歳以上の方は無料

※ 利用形態により減免措置あり

5 利用見込

- 令和5年度 45,636人

6 利用実績

（令和4年度実績）

総来館者数	健康づくり施設		老人福祉支援施設
	プール	トレーニングルーム	
44,823人	35,023人	15,431人	1,922人

※ 施設間での利用者の重複あり

7 管理経費

- 令和5年度予算額 71,286千円（令和4年度実績 67,534千円）

◎ 高齢期移行助成

65 歳以上 70 歳未満の老人（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和 5 年度予算額 15,276 千円（令和 4 年度実績 12,453 千円）

[年度別推移]

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額 (円)
		現物給付	現金給付	合計	
30 年度	960 (13,599)	26,064	1,971	28,035	54,626,992
元年度	679 (9,700)	19,191	1,847	21,038	42,280,357
2 年度	456 (6,778)	12,521	1,195	13,716	25,374,821
3 年度	299 (4,393)	8,104	957	9,061	18,945,004
4 年度	234 (3,003)	5,579	538	6,117	12,104,546

介護保険

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の創設後、老後の安心を支える仕組みとして着実に市民に定着したといえる一方で、高齢化の進行等により、保険給付費は上昇を続けている。

今後も介護予防の推進などにより、持続可能な制度運営に努める必要がある。

1 保険給付

介護を要する状態（要介護状態）または介護予防のための支援を要する状態（要支援状態）となり市の認定を受けた人（要介護者・要支援者）に対して給付する。

(1) 居宅介護サービス費・介護予防サービス費等

次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する。（アについては 10 割）

- ・ 令和 5 年度予算額 23,098,768 千円（令和 4 年度実績 22,599,464 千円）

ア 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を考慮してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。

イ 訪問介護（介護予防訪問介護は、総合事業訪問介護に移行）

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

ウ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護福祉士、看護師等が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴や洗髪の介護を行う。

エ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、保健師等が家庭を訪問し、かかりつけの医師と連絡をとりながら、病状の観察や、入浴や排泄の介助、床ずれの手当て等の看護サービスを行う。

オ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、医師の指示にもとづき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション等を行う。

カ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。

キ 通所介護（介護予防通所介護は、総合事業通所介護に移行）

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

ク 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所等に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練を行う。

ケ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所（ショートステイ）する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

コ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所（ショートステイ）する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、医師による医学的な管理の下での看護、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練等のサービスを行う。

サ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

シ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等、家庭での日常生活の自立を助ける用具を貸し付ける。

ス 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排泄に用いるものなど、貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具・介護予防特定福祉用具）の販売を行う。

セ 住宅改修・介護予防住宅改修

廊下や階段の手すりの取付けや、段差解消のための敷居撤去などの小規模な改修を行う。

(2) 地域密着型介護サービス費・地域密着型介護予防サービス費

市内の事業所・施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する。

・ 令和 5 年度予算額 7,009,296 千円（令和 4 年度実績 6,893,293 千円）

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要支援者は対象外）

介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら、日中・夜間を通じて定期的な短時間の巡回訪問を行い、日常生活上の世話を行うとともに、利用者からの通報等の内容に応じ随時の対応を行う。

イ 夜間対応型訪問介護（要支援者は対象外）

夜間において、定期的な巡回訪問または通報により、介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

ウ 地域密着型通所介護（要支援者は対象外）

小規模の施設に日帰りを通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

エ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

施設に日帰りを通う認知症の利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

オ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設に日帰りを通う利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行うが、必要に応じ利用者が施設に泊まり、または施設職員が利用者の家庭を訪問し、それらのサービスを行うこともできる。

カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援 1 の方は対象外）

グループホームの入居者（認知症の方）に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要支援者は対象外） ※原則、要介護 3 以上

小規模の特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）の入所者に対して、入浴、排泄、食事の介護

等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

ク 看護小規模多機能型居宅介護（要支援者は対象外）

医療ニーズの高い高齢者に、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護サービスの提供を行う。

ケ 地域密着型特定施設入居者生活介護（要支援者は対象外）

小規模な介護専用型特定施設（定員 29 人以下）の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

(3) 施設介護サービス費

介護保険施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する（いずれも要支援者は対象外。）。

- ・ 令和 5 年度予算額 10,412,256 千円（令和 4 年度実績 10,244,282 千円）

ア 介護福祉施設サービス ※原則、要介護 3～5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者（常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人）に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

イ 介護保健施設サービス

介護老人保健施設の入所者（在宅復帰を目指す人）に対して、リハビリテーションを中心としたケアを行う。

ウ 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設の入所者（長期の療養を必要とする人）に対して、必要なケアを行う。

エ 介護医療院サービス

介護医療院の入所者（長期の療養を必要とする人）に対して、必要なケアを行いながら入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

(4) 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費

同一月に受けたサービスの利用者負担額の合計が一定の上限額（課税状況等により異なる。）を超えた場合に、申請によりその超えた額を支給する。

- ・ 令和 5 年度予算額 716,864 千円（令和 4 年度実績 725,809 千円）

(5) 高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費

医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険両方の利用があり、1年間の自己負担額の合計が一定額（課税状況等により異なる。）を超えた場合に、申請により超えた額を支給する。

- ・ 令和 5 年度予算額 183,040 千円（令和 4 年度実績 162,292 千円）

(6) 特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費

介護保険サービスを受けた際の食費及び居住費（滞在費）については、原則として保険給付の対象外とされているが、例外的に、市から負担限度額認定を受けた生活保護受給者・世帯非課税者については、食費及び居住費（滞在費）のうち一定の上限額（施設の類型、課税状況等により異なる。）を超えた場合に、その超えた額を支給する。

- ・ 令和 5 年度予算額 815,104 千円（令和 4 年度実績 754,230 千円）

2 地域支援事業

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業である。

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及びその他の事業（任意事業）を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防のための支援を要する状態（要支援状態）となり市の認定を受けた人（要支援者）や、生活状況等についての簡易な質問（基本チェックリスト）に回答し要支援者に相当する状態と判断できる人（事業対象者）に対して、次の事業を行う。

- ・ 令和5年度予算額 2,056,082千円（令和4年度実績 1,952,445千円）

ア 介護予防・生活支援サービス

市の指定を受けた事業所においてサービスを受けた場合に、その費用の9割、8割または7割を事業費として支給する。

(ア) 総合事業訪問介護

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の身体介助や、掃除、買物等の生活援助を行う。

(イ) 総合事業訪問生活援助

介護福祉士または介護員や、資格は持たないが一定の研修を受講した者が家庭を訪問し、掃除、買物等の生活援助を行う。

(ウ) 総合事業訪問型短期集中予防サービス

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う。

(エ) 総合事業通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

イ 介護予防ケアマネジメント

利用者が自立に向けた適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を勘案してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。利用者が居住する地域を管轄する地域包括支援センターが実施する。

ウ 高額介護予防サービス費相当事業

要支援者および事業対象者の属する世帯において、高額介護予防サービス費等の調整後に、介護予防・生活支援サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

医療保険における世帯内で、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費の算定を行ったのち、なお残る世帯自己負担額と1年間の介護予防・生活支援サービスの自己負担額の合計が一定額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

(2) 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するため、次の事業を行う。

なお事業は、すべての高齢者が地域の人たちとともに支えあいながら自分自身も介護予防に取り組んでいく自助・互助活動を中心に実施する。

- ・ 令和 5 年度予算額 21,070 千円（令和 4 年度実績 8,229 千円）

ア 介護予防普及啓発事業

高齢者を中心とした地域住民等に対し、介護予防に関する意識の啓発や知識の普及を行うために、講演会等を開催する。また、高齢者が集まりやすい身近な場所で、介護予防に取り組む自主グループ（いきいき百歳体操）の立ち上げ支援を行う。

イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者及び高齢者に関わる地域住民を対象に高齢者が活動的な生活を送るための介護予防の知識や実践できる活動について啓発し、通いの場への継続参加ができるように支援を行う。

また、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」等の自主グループやその他の活動が定着し、継続できるための支援を行う。

更にいきいき百歳体操参加者のうち、スマートフォンで姫路市民アプリ「ひめパス」で参加ポイントを集めた参加者に、実績に応じて自治体ポイントを付与する。

ウ 介護支援ボランティア事業

高齢者の生活を支えるために、地域や介護施設等においてボランティア活動を行う「あんしんサポーター」を養成し、ボランティア活動を行った 40 歳以上の「あんしんサポーター」には、実績に応じてポイントを付与し、活動交付金または自治体ポイントとして支給する。

エ 介護予防事業施策評価事業

介護予防事業施策評価委員会において、介護予防事業の実施状況や目的の達成等について評価、検証する。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護が必要な状態になっても地域の集いの場である「いきいき百歳体操」に参加できるよう、病院や介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が高齢者に対して助言・指導を行う。

(3) 包括的支援事業

高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため次の事業を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 769,523 千円（令和 4 年度実績 655,991 千円）

ア 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者に対する直接的または間接的な支援を行うため、(ア)から(ウ)までの事業を行う。

なお、地域包括支援センターは、包括的支援事業とともに介護予防支援等の事業をあわせて行い、地域の高齢者が住みなれた場所で暮らし続けることができるように、多機関とのネットワークを構築し、一体的・連続的な支援を図っている。

(ア) 地域の高齢者について、介護予防事業等によるサービスの利用に関するマネジメントを行う。

(イ) 地域における高齢者の実態把握や様々な社会資源のネットワーク化等によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。あわ

せて、消費者被害の防止や虐待の防止等、高齢者の権利擁護を図る。

- (ウ) 高齢者の地域での自立した生活を支援するために、高齢者の生活を直接マネジメントするケアマネジャーのケアマネジメント力を向上させる取組みや地域の処遇困難事例の対応への支援を地域ケア会議等で行うこと、並びに地域の主治医等の関係機関との連携を支援すること等、ケアマネジャーの業務の後方支援を行う。

イ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。

ウ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

エ 地域ケア会議推進事業

(ア) 地域ケア個別会議の開催

「地域支えあい会議」と「ケアマネジメント力向上会議」にて個別事例の支援について検討を行う。また会議を通じて、地域の課題を発見する。

- ・ 地域支えあい会議：主に高齢者の課題解決支援を目的として地域包括支援センターが随時開催する。
- ・ ケアマネジメント力向上会議：主にケアマネジャーのマネジメント力向上を目的とした会議を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年6回程度、自立支援の視点によるケアプランの質向上を目的とした会議を基幹型地域包括支援センターが年2-4回開催する。

(イ) 地域ケア推進会議（地域マネジメント会議）の開催

各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年に1回程度、地域ケア個別会議等から発見された地域課題を整理する会議を開催する。

オ 認知症施策推進事業

- (ア) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

- (イ) 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症施策を推進するための取組みを行い医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図っていく。

- (ウ) 認知症の人及びその家族が気軽に集い、悩みを共有し合いながら専門職に相談できる集いの場を整備し、認知症の人を介護する家族の負担軽減を図ることにより、認知症の人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる地域づくりに資することを目的とした「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を認知症疾患医療センターに委託し実施する。

- (エ) 認知症の人であるか否かに関わらず高齢者が自由に通える場である「認知症サロン」等の運営を支援する。あわせて認知症の早期発見、進行防止、介護予防を図る。

- (オ) 認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」支援を受けることができるのか、

認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理しわかりやすくまとめた「認知症ケアパス」の充実と普及啓発を推進する。

(4) その他の事業（任意事業）

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業の他、高齢者の支援のため、次の事業を行う。

- ・ 令和5年度予算額 127,779千円（令和4年度実績 97,744千円）

ア 給付費適正化事業

介護サービス利用者への給付実績の通知（年3回）や介護サービス事業者（福祉用具、住宅改修等）に対する研修を行い、保険給付費の適正化を図る。

イ 住宅改修支援事業

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない利用者に対して、「住宅改修を必要とする理由書」を作成した者に作成費用を支給する。

ウ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症の高齢者等が行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用をその家族に助成する。また、認知症の高齢者等の行方不明時情報を周知するネットワークを整備する。あわせて、事前登録者にQRコードシールを配付する。

エ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市営住宅（蒲田、白浜南、清水谷）及び県営住宅（東阿保、勝原、清水谷）の一部に整備されているシルバーハウジング（計119戸）に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談、安否確認等のサービスを提供する。所得に応じた利用者負担金あり。

オ 認知症見守り支援等事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

カ 介護サービス評価等推進事業

地域包括支援センターの公正中立な運営確保のために、第三者機関により運営状況を評価及び公表することにより、質の向上を図る。

キ ひとり暮らし老人給食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる高齢者に、地域の人々とのふれあいを通じて寂しさの解消を図るため、昼食を月1～6回、会食または配食方式で提供する。社会福祉法人姫路市社会福祉協議会の各地域支部（小学校区を基本として設置）単位で実施しており、実施回数は各地域支部によって異なる。

ク 見守り安心サポート事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報ができる機器を貸与し、また受信センターに専門的知識を有するオペレーターを24時間体制で配置することで、定期的な安否確認及び健康・医療相談を行うとともに急病や事故等の緊急事態に適切に対応する。

ケ 高齢者権利擁護推進事業

(ア) 判断能力が低下した高齢者につき成年後見制度の利用を必要とするものの、本人に申立費用や後見人報酬を担える資力がない場合に、その手続に要する費用等を助成する。

(イ) 高齢者虐待防止や成年後見制度の普及啓発のため、「姫路市高齢者虐待等防止対応マニュアル

ル」を活用した周知活動や高齢者の権利擁護を考える研修会等を開催する。

- (ウ) 成年後見人の担い手としての市民後見人の活用等、高齢者権利擁護の仕組みづくりについて検討を行う。

3 地域包括支援センター

包括的支援事業及び介護予防支援の事業を行う施設として市内 23 か所に設置。各地域包括支援センターには、それらの事業の実施のため、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症担当職員を配置している。

地域包括支援センターの内、4 か所を準基幹地域包括支援センターとし、地域包括ケアシステムの構築を目指して、地域における中心的な機関としての役割を担うために、関係機関との連携強化の推進等に取り組む担当者を配置している。

また、各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の調整など、各地域包括支援センターの後方支援業務を担う基幹型地域包括支援センターを地域包括支援課内に設置している。

名称	所在地
姫路市白鷺・琴陵地域包括支援センター	嵐山町 19-6
姫路市城乾・東光地域包括支援センター【準基幹】	坂田町 3 (中央保健センター内)
姫路市安室地域包括支援センター	御立中四丁目 13-16
姫路市高岡地域包括支援センター	下手野 4 丁目 13-55
姫路市山陽地域包括支援センター	飯田 777
姫路市書写・林田地域包括支援センター	打越 1075-1
姫路市大白書地域包括支援センター	飾西 728-5 (西保健福祉サービスセンター内)
姫路市花田・城山地域包括支援センター	花田町加納原田 155
姫路市四郷・東地域包括支援センター	御国野町御着 283-15 (東保健福祉サービスセンター内)
姫路市灘地域包括支援センター	白浜町宇佐崎中二丁目 520 (灘保健福祉サービスセンター内)
姫路市大的地域包括支援センター	大塩町 2211-5 (大的市民センター内)
姫路市飾磨西地域包括支援センター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1 (飾磨保健福祉サービスセンター内)
姫路市飾磨地域包括支援センター【準基幹】	飾磨区細江 2655 (南保健センター内)
姫路市家島地域包括支援センター	家島町宮 2169 (南保健センター家島分室内)
姫路市広畑地域包括支援センター【準基幹】	広畑区正門通三丁目 2-2 (西保健センター内)
姫路市大津地域包括支援センター	大津区大津町一丁目 31-111
姫路市朝日地域包括支援センター	勝原区下太田 573
姫路市網干地域包括支援センター	網干区垣内中町 119 (網干保健福祉サービスセンター内)
姫路市増位・広嶺地域包括支援センター	西中島 395-1

姫路市北地域包括支援センター【準基幹】	砥堀 428 (中央保健センター北分室内)
姫路市夢前地域包括支援センター	夢前町前之庄 2160 (夢前事務所内)
姫路市香寺地域包括支援センター	香寺町中屋 14 (香寺事務所内)
姫路市安富地域包括支援センター	安富町安志 1151 (安富事務所内)

4 要介護認定・要支援認定

認定申請者への面接調査の結果及び主治医による意見書に基づき、市の介護認定審査会(32合議体、委員数計192人)において要介護認定(要介護1~5)または要支援認定(要支援1、2)を行っている。

(1) 認定申請状況 (人)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
申請件数	30,751	27,741	22,621	29,430	29,640
審査件数	29,798	27,012	19,283	25,408	26,244

(2) 年度末時点認定者数 (人)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
要支援1	7,532	7,549	8,057	8,387	8,442
要支援2	4,777	5,509	5,362	5,221	5,445
要介護1	6,413	6,302	6,357	6,515	6,257
要介護2	3,957	4,098	3,990	3,800	3,938
要介護3	3,213	3,159	3,128	3,070	3,175
要介護4	3,413	3,305	3,322	3,335	3,371
要介護5	2,515	2,350	2,170	2,161	2,168
合計	31,820	32,272	32,386	32,489	32,796

5 保険料

介護保険制度は、介護サービスに要する費用の半分(50%)を公費で負担し、残りの27%を40歳から64歳までの人(第2号被保険者)が、23%を65歳以上の人(第1号被保険者)が保険料として負担する仕組みである。

(1) 第1号被保険者(65歳以上の人)

保険料の額は、市町村ごとに条例で定め、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定している。本市の令和4年度の保険料は、次ページの表のとおりである。

平成18年度から、5段階制から7段階制に、平成21年度から9段階制に、平成24年度から10段階制に、平成30年度から12段階制に改めている。

納付方法は、次の2つの方法がある。

ア 特別徴収

年金支払者(日本年金機構等)が、年金の定期支払い(年6回)の際に介護保険料をあらかじめ差し引き、市に納付する。

イ 普通徴収

被保険者が、口座振替や納付書により、市に直接納付する（年 10 回）。

[令和 5 年度介護保険料]

段階	対象者		保険料率	年額
	世帯	本人		
第 1 段階	生活保護受給者		基準額×0.3	22,320 円
		老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 80 万円以下の人		
第 2 段階	市民税 非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 80 万円を超えて 120 万円以下の人	基準額×0.5	37,200 円
第 3 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 120 万円を超える人	基準額×0.7	52,080 円
第 4 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 80 万円以下の人	基準額×0.9	66,960 円
第 5 段階	市民税 課税世帯 (本人非課 税)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 80 万円を超える人	基準額	74,400 円
第 6 段階		合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.2	89,280 円
第 7 段階	市民税 課税世帯 (本人課税)	合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未 満の人	基準額×1.3	96,720 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未 満の人	基準額×1.5	111,600 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未 満の人	基準額×1.7	126,480 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未 満の人	基準額×1.8	133,920 円
第 11 段階		合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円 未満の人	基準額×1.9	141,360 円
第 12 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額×2.0	148,800 円

(2) 第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳までの人）

保険料の額は、各医療保険者によって決定され、医療保険料と合わせて納付する。

6 介護人材確保事業

(1) 介護情報提供体制整備・人材交流育成事業

介護職のための総合相談窓口として介護人材ナビゲーターを配置。介護職等からの相談を受けるとともに、介護職同士の情報交換の場になれるよう、環境を整備し、介護人材の定着支援等を行う。また、介護業界に就職してからおおむね 3 年以内の介護職員を主な対象として、年間 10 回研修会又は講習会を開催する。

- ・ 令和 5 年度予算額 4,582 千円（令和 4 年度実績 4,582 千円）
- (2) 介護職員養成研修補助事業
- 介護職員初任者研修及び実務者研修の受講料負担を軽減するため、費用の半額補助を行う（上限額は介護職員初任者研修：3 万 5 千円、実務者研修：5 万円）。
- ・ 令和 5 年度予算額 2,535 千円（令和 4 年度実績 1,248 千円）
- (3) 介護インターンシップ支援事業
- 若手介護職員の増加を目指し、高等学校卒業後に就職予定の学生や、求職活動中の介護未経験者を対象に、介護サービス事業所における就労体験の機会を提供する。
- ・ 令和 5 年度予算額 2,013 千円（令和 4 年度実績 2,013 千円）
- (4) 介護職員等 UJI ターン支援事業
- 市内事業所の介護職員確保を図るため、市内転入と同時に市内の介護事業所へ正規職員かつ常勤職員として就職した介護職員に対し、転入に伴う初期費用を助成する。
- ・ 令和 5 年度予算額 2,900 千円（令和 4 年度実績 108 千円）
- (5) 訪問看護師・介護員離職防止等対策事業
- 介護現場での職場環境改善に向けて、原則 1 人訪問である訪問看護師と訪問介護員が、安全確保のため 2 人以上で訪問が必要な場合に県市協調で補助を行う。
- ・ 令和 5 年度予算額 100 千円（令和 4 年度実績 0 千円）
- (6) 弁護士相談サポート事業
- 介護事業所向けの弁護士相談窓口を月 1 回程度設け、介護事業所からの法律相談（利用者や家族からのハラスメントや契約内容等）に応じる体制を整える。
- ・ 令和 5 年度予算額 528 千円（令和 4 年度実績 132 千円）
- (7) 離島部介護サービス提供体制支援事業
- 離島地域の介護保険サービスの提供体制を維持するため、人材確保に要する費用を一部補助する。
- ・ 令和 5 年度予算額 28,768 千円（令和 4 年度実績 22,955 千円）

障害者（児）福祉

障害者（児）に対して、経済的負担の軽減、社会参加の促進等の援護施策を講じることにより、障害者の自立を図るとともに障害者が住みよいまちづくりを進めている。

◎ 身体障害者（児）手帳

身体障害者（児）が各種福祉サービスを受けられるよう身体障害者手帳を交付している。

[身体障害者（児）手帳所持者数]

(令和5年4月1日現在) (人)

年齢別	障害別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳以上	視覚障害	372	312	63	82	131	41	1,001
	聴覚・平衡機能障害	145	333	165	432	6	435	1,516
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	10	148	73	—	—	233
	肢体不自由	1,783	2,001	1,938	3,730	1,051	452	10,955
	内部障害	3,535	76	595	1,352	—	—	5,558
	計	5,837	2,732	2,909	5,669	1,188	928	19,263
18歳未満	視覚障害	5	2	0	1	2	1	11
	聴覚・平衡機能障害	1	36	2	4	0	10	53
	音声・言語・ そしゃく機能障害	0	0	0	0	—	—	0
	肢体不自由	127	43	22	16	7	4	219
	内部障害	28	0	19	13	—	—	60
	計	161	81	43	34	9	15	343
合計	視覚障害	377	314	63	83	133	42	1,012
	聴覚・平衡機能障害	146	369	167	436	6	445	1,569
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	10	148	73	—	—	233
	肢体不自由	1,910	2,044	1,960	3,746	1,058	456	11,174
	内部障害	3,563	76	614	1,365	—	—	5,618
	計	5,837	2,732	2,909	5,669	1,188	928	19,606

◎ 療育手帳

知的障害者（児）が各種福祉サービスを受けられるよう療育手帳を交付している（県事業）。

[療育手帳所持者数]

(令和5年4月1日現在)

区分	重度	中度	軽度	合計
18歳以上	1,518人	1,038人	1,259人	3,815人
18歳未満	383人	308人	1,546人	2,237人
合計	1,901人	1,346人	2,805人	6,052人

◎ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者が各種福祉サービスを受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付している（県事業）。

[精神障害者保健福祉手帳所持者数]

(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	合計
人数	441人	2,459人	1,516人	4,416人

◎ 障害者援護事業等

1 福祉手当（経過措置）

従来の福祉手当の受給者のうち、20歳以上で障害基礎年金を受け取ることができない人に月額15,220円を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 1,270千円（令和4年度実績 1,263千円）
- ・ 令和4年度末受給者数 7人

2 障害児福祉手当

日常生活に常時介護を要する重度の身体及び知的障害児に対し、月額15,220円を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 55,785千円（令和4年度実績 56,434千円）
- ・ 令和4年度末受給者数 307人

3 特別障害者手当

20歳以上の精神、身体または知的障害者で日常生活において常時特別の介護を要する人に、月額27,980円を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 181,846千円（令和4年度実績 180,701千円）
- ・ 令和4年度末受給者数 553人

4 介護手当

居宅で6か月以上臥床し、日常において常時介護を必要とする重度の身体または知的障害者（児）を主に介護している人に月額10,500円を支給する。（平成31年1月～10,500円/月）

- ・ 令和5年度予算額 97,085千円（令和4年度実績 98,135千円）

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年度末受給者数	819人	809人	804人	804人	786人

5 相談員事業

身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、障害者の相談に応じる。

- ・ 令和5年度予算額 1,875千円（令和4年度実績 1,660千円）

6 スポーツ大会等参加事業

兵庫県等が開催する障害者のスポーツ大会への参加を推進する。

- ・ 令和5年度予算額 189千円（令和4年度実績 115千円）

7 障害者歯科診療助成事業

一般の歯科医院では診療が困難な障害者の歯科診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成する。

- ・ 実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター
- ・ 診療日時 毎週水・木曜日（但し 祝日は休診） 午後1時～午後4時（予約制）
（月1回全身麻酔実施時 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時）

- ・ 令和 5 年度予算額 23,225 千円（令和 4 年度実績 15,158 千円）

8 障害者バス等優待乗車助成事業

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者に対し、市内区間の一般乗合バスの運賃を無料（一部介護者 1 名を含む。）とする優待乗車証、鉄道（JR・山陽電車）乗車カード、船舶（姫路～家島地域間）の優待乗船券のいずれか一つを交付する。

※ ただし、重度障害者福祉タクシー料金助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

- ・ 令和 5 年度予算額

障害者バス優待事業 137,345 千円（令和 4 年度実績 122,191 千円）

鉄道優待事業 141,718 千円（令和 4 年度実績 114,491 千円）

船舶等優待事業 3,345 千円（令和 4 年度実績 2,934 千円）

- ・ 登録者（令和 5 年 4 月 1 日現在）

障害者バス優待事業 9,132 人

鉄道優待事業 12,180 人

船舶等優待事業 202 人

9 障害者住宅改造助成事業

身体障害者手帳または療育手帳を所持する人が属する世帯に対し、住宅改造経費を最高 100 万円まで助成する（ただし、地域生活支援事業住宅改修費の給付世帯の場合は 80 万円）。

- ・ 令和 5 年度予算額 3,590 千円（令和 4 年度実績 15 件、3,791 千円）

10 重度障害者雇用モデル事業所（アイシーエス姫路市ウェルフェア株式会社）

重度障害者の雇用モデルとして、市と地域企業による第三セクター方式の企業を設立し、コンピュータープログラムの作成などを行っている。

- ・ 所在地 飾磨区上野田二丁目 88
- ・ 資本金 5,000 万円
- ・ 営業開始 昭和 60 年 4 月
- ・ 社員 障害者 3 名（うち 1 級 2 名、2 級 1 名）、健常者 1 名
- ・ 売上高 179,876 千円（令和 4 年度）
- ・ 主力商品 福祉施設管理システム（財務、栄養管理、給与等）、社会福祉協議会システム、地域福祉システム、福祉情報システム 他

11 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金

保護者死亡（重度障害）後の障害者の生活の安定と福祉の増進を図るための共済制度。なお、低所得世帯に対しては 1 口目の掛金の一部を扶助し、県助成とあわせて自己負担を無償化している。

- ・ 令和 5 年度予算額 1,867 千円（令和 4 年度実績 1,710 千円）

〔掛金の減免及び扶助等の状況〕

区分	免除率		件数
	県減免	市扶助	
生活保護により保護を受けている世帯	全額免除	—	0
県市民税を課せられていない世帯	7/10 免除	3/10 扶助	18
県市民税の所得割を課せられていない世帯	3/10 免除	7/10 扶助	7
県市民税の所得割を課せられている世帯	免除なし	扶助なし	62
合計	—	—	87

12 障害者福祉金

身体・知的・精神障害者に福祉金を支給することにより、生活の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする（所得制限有）。

- ・ 令和 5 年度予算額 378,174 千円（令和 4 年度実績 368,968 千円）

対象者	支給額
身体障害者 1 級	年額 30,000 円
身体障害者 2 級	年額 23,000 円
身体障害者 3 級	年額 15,000 円
身体障害者 4 級	年額 10,000 円
知的障害者（療育手帳 A、B1 の者）	年額 30,000 円
精神障害者 1 級	年額 30,000 円
精神障害者 2 級	年額 23,000 円
精神障害者 3 級	年額 15,000 円

※ 身体、知的、精神の複数の障害に該当する者に対する福祉金はそれぞれ支給する。

13 高齢重度障害者医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で、重度の身体、知的または精神障害者に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和 5 年度予算額 424,758 千円（令和 4 年度実績 358,563 千円）

〔年度別推移〕

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数	助成額 (円)
30 年度	4,378 (52,631)	143,074	414,387,638
元年度	4,224 (51,862)	108,107	426,224,669
2 年度	4,029 (49,567)	98,354	383,997,767
3 年度	3,861 (47,334)	96,489	362,981,170
4 年度	3,702 (45,389)	95,536	353,541,709

14 重度障害者医療費助成

重度の身体、知的または精神障害者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- 令和5年度予算額 687,256千円（令和4年度実績 644,837千円）

[年度別推移]

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額 (円)
		現物給付	現金給付	合計	
30年度	4,177 (50,370)	89,641	7,502	97,143	606,993,191
元年度	4,190 (50,052)	90,420	5,960	96,380	627,252,456
2年度	4,250 (50,714)	90,045	3,013	93,058	592,240,802
3年度	4,299 (51,360)	95,959	3,229	99,188	622,099,380
4年度	4,318 (51,998)	100,168	2,978	103,146	638,917,806

◎ 身体障害者援護事業等

1 訪問診査事業

歩行困難等のため指定医療機関で受診することが困難な在宅重度身体障害者に対して医師等を派遣して診査を行い、障害者福祉の増進を図る。

- 令和5年度予算額 92千円（令和4年度実績 0千円）

2 重度障害者福祉タクシー料金助成事業

下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し、自立を支援するため、移動手段としてタクシーを利用した場合に、その費用の一部を助成する。

①身体障害者手帳1・2級を所持し、下肢、体幹または視覚に障害を有する者

②①以外の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者（令和2年10月より助成対象）

※ 障害者バス優待乗車助成制度、鉄道（JR・山陽電車）優待乗車助成制度、船舶助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

- 令和5年度予算額 21,857千円（令和4年度実績 16,183千円）
- 登録者 1,756人（令和5年4月1日現在）

3 重度障害者自動車燃料費助成事業

下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し自立を支援するため、本人の移動手段として本人または介護者所有の自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成する。

①身体障害者手帳1・2級を所持し、下肢または体幹に障害を有する在宅の者

②①以外の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する在宅の者

※ 障害者バス優待乗車助成制度、鉄道（JR・山陽電車）優待乗車助成制度、船舶助成制度または重度障害者福祉タクシー料金助成制度の選択者を除く。

- 令和5年度予算額 43,952千円（令和4年度実績 38,965千円）
- 登録者 2,075人（令和5年4月1日現在）

4 重度身体障害者見守り安心サポート事業

単身の重度身体障害者に対して定期的な安否確認、健康・医療相談、緊急事態対応ができる通報機器を貸与する。

- ・ 令和5年度予算額 179千円（令和4年度実績 11千円）

5 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業

補助犬を使用している身体障害者に、補助犬の健康管理等に要する経費の一部を支給する。

- ・ 令和5年度予算額 60千円（令和4年度実績 60千円）

◎ 自立支援給付事業

障害者総合支援法に基づき、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指した障害福祉サービスの提供に要する費用を支給する。

1 介護給付

- ・ 令和5年度予算額 5,994,700千円（令和4年度実績 5,845,652千円）

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

障害者等に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する援助を提供する。

(2) 重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者に、居宅における身体介護や家事援助及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を提供する。

(4) 行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者または精神障害者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を提供する。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高い障害者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

(6) 療養介護

医療と常時介護を要する障害者に、主として昼間に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を提供する。

(7) 生活介護

常時介護を要する障害者に、主として昼間に、障害者支援施設等で行われる身体介護等必要な日常生活上の支援を行うほか、創作的活動、生産活動の機会を提供する。

(8) 短期入所（ショートステイ）

介護を行う者の病気その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障害者に、身体介護その他必要な支援を提供する。

(9) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、身体介護その他必要な支援を提供する。

(10) やむを得ない事由による措置費

やむを得ない事由により、障害福祉サービスを利用することが著しく困難である者に対し、必要に応じて、障害福祉サービスの提供を障害福祉サービス事業者に委託する等の措置を行う。

(11) 特例介護給付費

養護者の急な入院等により、緊急的に障害福祉サービスの新規利用が必要となった者に対し、正規の支給手続が完了するまでの間、暫定的にサービスの支給を行う。

2 訓練等給付

- ・ 令和5年度予算額 3,470,914千円（令和4年度実績 3,167,970千円）

(1) 自立訓練

障害者に一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

(2) 就労移行支援

就労を希望する障害者に一定の期間、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

(3) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

(4) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、その他の者との連絡調整等を行う。

(5) 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した生活を営む上での問題に、一定の期間、巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行う。

(6) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

3 障害児通所支援給付費

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの提供に要する費用を支給する。

- ・ 令和5年度予算額 2,077,803千円（令和4年度実績 1,787,386千円）

4 相談支援給付費

障害福祉サービス等を利用する障害者等に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成したとき、また入所施設からの退所や精神科病院から退院するにあたり、地域生活への移行のための入所支援等を行った時に要する費用を支給する。

- ・ 令和5年度予算額 234,580千円（令和4年度実績 217,284千円）

5 高額障害福祉サービス費

- ・ 令和5年度予算額 12,078千円（令和4年度実績 13,758千円）

(1) 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合や、介護保険サービスを併用する利用

者、障害児施設の利用者がいる場合、補装具の購入または修理した者がいる場合、障害児通所支援と地域生活支援サービスを併用する場合（障害福祉サービスを併用する場合を除く。）に、世帯で支払う利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。

- (2) 一定の要件を満たす 65 歳以上の障害者が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、その利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。

6 特定障害者特別給付費

- ・ 令和 5 年度予算額 110,462 千円（令和 4 年度実績 108,575 千円）
- (1) 入所施設等の利用者に対して、食費及び光熱水費の全部または一部にかかる費用を支給する。
- (2) グループホームの利用者に対して、家賃分として 1 人あたり月額 1 万円を上限に支給する。

7 療養介護医療費

長期入院による医療に加え、常時介護を要する障害者に、看護や機能訓練、医学的管理下における介護、日常生活上の相談支援を提供する。

- ・ 令和 5 年度予算額 79,137 千円（令和 4 年度実績 78,892 千円）

8 自立支援医療費

身体障害者の更生や身体障害児の生活能力獲得に必要な医療及び精神障害者の精神通院医療にかかる費用を給付する（精神通院医療は兵庫県負担）。

- ・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額
- ・ 令和 5 年度予算額 820,824 千円（令和 4 年度実績 721,626 千円）

[医療費等の状況]

(令和 4 年度実績)

区分	更生医療		育成医療		精神通院医療
	認定件数	レセプト件数	認定件数	レセプト件数	
視覚障害	0	0	0	0	—
聴覚障害	0	0	0	0	—
言語障害	1	12	16	118	—
肢体障害	14	50	6	19	—
内部障害	367	5,160	5	10	—
精神障害	—	—	—	—	7,283 人
合計	382	5,222	27	147	7,283 人
合計金額	719,710,599 円		1,546,114 円		—

9 補装具費等

(1) 補装具費

障害者、障害児の失われた身体機能などを補うための補装具（義肢、装具、車椅子、歩行補助杖、眼鏡、補聴器等）の交付、借受または修理にかかる費用を支給する。

- ・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額

令和 5 年度予算額 120,409 千円（令和 4 年度実績 133,957 千円）

（令和 4 年度実績）

区分	補装具（身体障害者）			補装具（身体障害児）		
	交付	修理	合計	交付	修理	合計
視覚障害（件）	61	1	62	3	0	3
聴覚障害（件）	169	83	252	12	24	36
肢体障害（件）	225	279	504	291	55	346
その他（件）	5	0	5	1	0	1
合計	460	363	823	307	79	386
合計金額（円）	60,439,064	19,692,828	80,131,892	51,260,206	2,564,238	53,824,444

- ・ 身体障害者移動相談

補装具の交付または修理の判定を行う身体障害者更生相談所へ行くことが困難な障害者について、補装具の判定を姫路市で実施する（年 3 回実施予定）

（令和 4 年度実績 73 件）

(2) 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴こえの確保と言語発達の支援のため、補聴器購入費等を一部助成する。（所得制限有）

- ・ 費用負担 購入費の 3 分の 1（ただし公費負担の上限あり）
- ・ 令和 5 年度予算額 898 千円（令和 4 年度実績額 783 千円）
- ・ 補聴器交付 15 台、耳あて交換 16 個（令和 4 年度交付実績）

10 共同生活援助利用促進助成事業

グループホームの低所得利用者に対して、家賃から 1 万円を引いた額の半額（上限月 1 万 5 千円）を補助する。また、グループホームの新設を行う事業者に対して、当該施設の新設に要する経費の一部を補助する。さらに、医療支援型グループホームに補助することで、医療的ケアが必要な障害者が安心・安全にグループホームを利用できる環境を整備する。

- ・ 令和 5 年度予算額 60,238 千円（令和 4 年度実績 47,537 千円）

11 相談支援体制推進事業

相談支援専門員として業務に従事するために必要な相談支援従事者初任者研修の受講料を助成する。

- ・ 令和 5 年度予算額 0 千円（令和 4 年度実績 42 千円）

◎ 地域生活支援事業

1 相談支援機能強化事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等の相談への対応、相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等の取組を行い、相談支援機能の強化を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 47,763 千円（令和 4 年度実績 40,504 千円）

2 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、事業所への療育技術指導、療育機関に対する支援を行い、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,087 千円（令和 4 年度実績 1,592 千円）

3 地域自立支援協議会経費

地域自立支援協議会及び専門部会等を開催し、地域の障害福祉に関する協議を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 1,537 千円（令和 4 年度実績 1,364 千円）

4 障害者成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者について、家庭裁判所が選任した後見人が本人に代わり法律行為等を行う障害者成年後見制度の利用を支援する。

- ・ 令和 5 年度予算額 4,844 千円（令和 4 年度実績 294 千円）

5 障害者家族等支援事業

障害者とその家族等が地域で安心して生活するために、お互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流活動に対して助成を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 900 千円（令和 4 年度実績 900 千円）

6 ろうあ相談室設置

ろうあ相談室を設置し、ろうあ者の各種相談に対応する。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,472 千円（令和 4 年度実績 2,412 千円）

7 手話通訳者等養成事業

聴覚障害者の生活等について理解し、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者等及び盲ろう者に触手話、指点字等を行う盲ろう者向け通訳介助員に加え、失語症者向け意思疎通支援者を養成する。

- ・ 令和 5 年度予算額 3,315 千円（令和 4 年度実績 4,287 千円）

8 意思疎通支援者派遣事業

聴覚障害者及び音声言語機能障害者等が公的機関等へ外出する場合に、意思疎通支援者を派遣する。

- ・ 費用負担 なし
- ・ 令和 5 年度予算額 9,843 千円（令和 4 年度実績 7,735 千円）

〔派遣状況〕

種別	登録人員	派遣利用者	派遣延回数
手話奉仕員	35 人	100 人	1,302 回
要約筆記奉仕員	14 人	9 人	69 回
盲ろう者向け通訳介助員	※184 人	5 人	105 回

※ 盲ろう者向け通訳介助員の登録人員は兵庫県域

9 手話通訳設置事業

市役所本庁舎に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声言語機能障害者の来庁時に通訳を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,579 千円（令和 4 年度実績 2,549 千円）

10 要約筆記者等養成事業

聴覚障害者の特徴や福祉制度について理解し、要約筆記や触点字等で聴覚障害者等の社会生活を支援する要約筆記者等を養成する。

- ・ 令和 5 年度予算額 1,555 千円（令和 4 年度実績 1,470 千円）

11 日常生活用具費

原則、在宅の重度障害者（児）等の日常生活上の便宜を図るための用具の購入または借受にかかる日常生活用具費を支給する。

- ・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額
- ・ 令和 5 年度予算額 145,901 千円（令和 4 年度実績 145,688 千円）

〔日常生活用具給付等状況〕

品目	件数	品目	件数
特殊寝台	17	携帯用会話補助装置	2
特殊マット	6	情報・通信支援用具	10
特殊尿器	0	点字ディスプレイ	2
入浴担架	4	点字器	5
体位変換器	5	点字タイプライター	1
移動用リフト	5	視覚障害者用ポータブルレコーダー	16
訓練いす	0	視覚障害者用活字文書等読上げ装置	2
入浴補助用具	27	視覚障害者用読書器	18
便器	5	視覚障害者用時計	8
つえ（T 字状・棒状）	9	聴覚障害者用通信装置（FAX）	9
移動・移乗支援用具	13	聴覚障害者用情報受信装置	1
頭部保護帽	21	人工喉頭	7
特殊便器	6	福祉電話（貸与）	0
火災警報器	0	ファックス（貸与）	0
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサ	0
電磁調理器	1	点字図書	19

歩行時間延長信号機用小型送信機	0	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	1
聴覚障害者用屋内信号装置	8	人工内耳用専用電池	79
透析液加温器	3	ストーマ用装具	9,998
ネブライザー（吸入器）	13	紙おむつ	2,912
電気式たん吸引器	36	収尿器	0
酸素ボンベ運搬車	0	洗腸用具	23
視覚障害者用体温計（音声式）	8	居宅生活動作補助用具	15
視覚障害者用体重計	5		
動脈血中酸素飽和度測定器	4	合計	13,324

12 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者が介助者の派遣を受けるにあたり、給付費を支給する。

- ・ 令和 5 年度予算額 93,636 千円（令和 4 年度実績 100,592 千円）

13 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

- ・ 令和 5 年度予算額 38,588 千円（令和 4 年度実績 38,147 千円）

14 障害者小規模通所支援事業

施設が連合して運営基盤を強化し、能力向上、経営の安定を図り、各施設の連携を強化するとともに授産品の販売促進を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 7,596 千円（令和 4 年度実績 7,246 千円）

15 福祉ホーム事業

住居を求める障害者に対し、低額な料金で居室等の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

- ・ 令和 5 年度予算額 6,399 千円（令和 4 年度実績 6,313 千円）

16 訪問入浴サービス事業

在宅の常時臥床の状態にある障害者等に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 8,635 千円（令和 4 年度実績 7,832 千円）

17 日中短期入所事業

介護者の病気等の理由により介護が必要な障害者等に対して、施設等において介護を提供する。

- ・ 令和 5 年度予算額 3,762 千円（令和 4 年度実績 4,610 千円）

18 タイムケア事業

特別支援学校等に在籍する在宅の小学生、中学生または高校生の家族の就労支援及び一時的休息を目的とした放課後等における障害児の預かり事業を実施する。

- ・ 令和 5 年度予算額 38,133 千円（令和 4 年度実績 42,347 千円）

19 知的障害者職親委託事業

知的障害者に理解ある事業経営者に、職親として、知的障害者の生活訓練及び技能習得訓練等を委託し、雇用の促進及び職場における定着性を高める。

- ・ 令和5年度予算額 0円（令和4年度実績 30千円）

20 知的障害者・障害児社会参加助成事業

知的障害者・障害児の社会参加等の支援活動を行う団体に助成する。

- ・ 令和5年度予算額 1,296千円（令和4年度実績 468千円）

21 障害者ガイドマップ作成事業

障害者の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、市民参画による福祉マップを作成し、障害者に情報提供する。

- ・ 令和5年度予算額 400千円（令和4年度実績 400千円）

22 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業

障害者の健康増進や社会参加の促進を目的に、スポーツ大会等を開催する。

- ・ 令和5年度予算額 549千円（令和4年度実績 422千円）

23 障害者料理講習会事業

視覚障害者または聴覚障害者等を対象に料理講習会を開催する。

- ・ 令和5年度予算額 324千円（令和4年度実績 132千円）

24 自動車運転免許取得・改造助成事業

- ・ 令和5年度予算額 2,800千円（令和4年度実績 1,191千円）

(1) 自動車運転免許取得

交通機関の利用が困難な身体障害者が、自動車を利用することにより生活の向上等が認められる場合に、自ら負担した運転免許取得の経費の1/2に相当する額（10万円を限度）を助成する。

(2) 自動車改造助成

身体障害者が就労等のため、自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある場合に、自動車改造に要した費用（10万円を限度）を助成する。

25 リフトバス利用者助成事業

車いすを使用する障害者等の団体が社会見学、レクリエーション等の社会活動をするうえで身体障害者用昇降リフト付バスを利用した場合、バス使用料の一部を助成する（1団体10万円以内）。

- ・ 令和5年度予算額 231千円（令和4年度実績 0千円）

26 障害者就業促進・安定化事業

就業及び就業に伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする現に就労している障害者または就労を希望する障害者に対して行う指導、助言や職場開拓等を通し、地域における障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 16,580 千円（令和 4 年度実績 16,479 千円）

27 障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,174 千円（令和 4 年度実績 1,925 千円）

28 行動障害支援事業

強度行動障害への対応に苦慮する保護者・学校・事業者等に対し、助言または実地での支援を実施し、その対応力の向上を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 8,000 千円（令和 4 年度実績 8,000 千円）

29 障害者差別解消推進事業

障害者差別解消の推進及び手話の普及を図るための啓発事業、障害者週間に合わせた啓発事業等を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,584 千円（令和 4 年度実績 1,699 千円）

30 重度障害者大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学側が構築するまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,588 千円（令和 4 年度実績 0 千円）

31 重度障害者等就労支援事業

重度障害者等に対する就労支援として、通勤または職場等における支援を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 13,350 千円（令和 4 年度実績 0 千円）

総合福祉通園センター「ルネス花北」



1 設置の目的

総合福祉通園センターは、平成 2 年 4 月 1 日に開設し、障害児の診療、相談、リハビリテーション、保育等を総合的に実施する早期療育体制の確立を図るとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援などの障害福祉サービス事業及び地域活動支援センターを包括して、乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や就労支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設である。さらに、相談、療育、リハビリテーション等センターの機能を地域社会に展開することによって、地域福祉の増進を図ることも目的としている。また、既存の診療機能の拡充を目指して開設された発達医療センター花北診療所は、発達障害の専門医療機関として、地域における発達支援の中心的な役割を担っている。

2 施設の状況

(1) つくし児童園（児童発達支援センター）

つくし児童園は、昭和 36 年 7 月に開設され、平成 24 年度から児童福祉法に基づく児童発達支援センターの指定を受けている。就学前の発達に遅れがある幼児を対象に週 5 回の単独通園または週 1 回の親子通園にて療育を提供し、集団生活を通して基本的な生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、保護者に対して子育て全般にわたる援助を行っている。

- ・ 一日利用定員 40 名

〔年齢別〕

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

年齢	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
男	0 人	0 人	7 人	8 人	8 人	23 人
女	0 人	0 人	3 人	0 人	4 人	7 人
合計	0 人	0 人	10 人	8 人	12 人	30 人

(2) 白鳥園（児童発達支援センター）

白鳥園は、昭和 40 年 4 月 1 日に開設され、平成 2 年 4 月 1 日認可。平成 24 年度から児童福祉法に基づく児童発達支援センターの指定を受けている。就学前の肢体不自由児・医療的ケア児を中心に、週 5 回の単独通園または週 1 回の親子通園で療育を提供し、集団生活を通して基本的な生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、保護者に対して子育て全般にわたる援助を行っている。

- ・ 一日利用定員 30 名

〔年齢別〕

(令和5年4月1日現在)

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
男	0人	0人	6人	6人	2人	14人
女	0人	0人	2人	3人	1人	6人
合計	0人	0人	8人	9人	3人	20人

(居宅訪問型児童発達支援事業)

通所の児童発達支援を利用するために、外出することが著しく困難な障害がある就学前児の居宅を訪問し、子どもの特性や生活環境に応じて遊びやコミュニケーション等への発達支援および家族、家庭への支援を行う。白鳥園が令和元年7月に指定を受け、事業を実施している。

(3) 発達相談室

来所前や来所初期の段階の親子への支援に重点を置き、発達に難しさを持つ子どもの育ちを促すとともに、保護者の心理的な負担の軽減を目指した支援を行っている。

ア 発達相談室ケースワーク相談実施状況

〔相談件数〕

(令和4年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初回面接(乳幼児)	35	34	39	32	33	35	34	34	31	20	22	30	379
初回面接(児童)	4	4	4	3	4	5	5	4	4	2	5	2	46
面接相談	2	2	4	7	4	6	6	6	3	4	5	5	54
電話相談	42	57	60	73	56	52	54	53	52	45	59	37	640
計	83	97	107	115	97	98	99	97	90	71	91	74	1,119

イ 心理相談実施状況

〔相談件数〕

(令和4年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	367	402	445	407	340	394	389	391	387	356	409	458	4,745

ウ 外来保育相談実施状況

〔利用延人数〕

(令和4年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	108	93	118	102	97	126	116	123	111	101	99	105	1,299

エ 障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)の地域での生活を援助するために、総合的な相談、福祉サービスの提供や調整、訪問療育や保育所等施設支援を実施している。

(令和4年度実績)

療育等支援施設事業 (市事業)	在宅支援訪問療育等指導事業	327回
	在宅支援外来療育等指導事業	6,519回
	施設支援一般指導事業	671回
療育拠点施設事業 (県事業)	施設支援専門指導事業	7回
	在宅支援専門療育指導事業	0回

オ 保育所等訪問支援事業

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、専門職員が訪問することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

つくし児童園、白鳥園ともに指定を受け、事業を実施している（つくし児童園：平成26年4月から、白鳥園：平成24年4月から）。

[訪問延件数]

(令和4年度実績)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
つくし児童園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白鳥園	0	1	3	1	1	2	2	2	2	0	2	2	18

カ 相談支援事業所プレール

乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を継続する機能として、平成27年4月からつくし児童園の障害児相談支援事業所「プレール」を発達相談室に設置した。

[実施件数]

(令和4年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基本相談	49	83	54	68	68	58	47	59	37	47	65	46	681
モニタリング	14	15	20	18	20	23	13	9	10	21	23	20	206
訪問	13	28	26	36	30	17	13	22	17	22	25	25	274

(4) ぱっそ kids (地域子育て支援拠点事業)

親子が気軽に集い交流する場を提供しており、主に乳幼児期、児童期の発達に不安のある保護者に対して、具体的な関わりなどに関する助言、指導、関係機関との調整や情報提供を行っている。

(平成31年4月25日から総合福祉会館3階に移転)

[来所延件数]

(令和4年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
数	59	85	111	98	111	111	104	102	108	95	104	150	1,238

(5) 重度障害者活動支援センター「えぶりい」

医療的ケアが必要な重症心身障害者を対象とする生活介護事業所。個々に応じて必要な医療的ケアを安全に行いながら、生活の質の向上を図るために必要な日中活動の提供や社会参加の促進、身

体機能・健康の維持を目的としたリハビリ等を実施している。

- ・ 一日利用定員 15名

[年齢別人員]

(令和5年4月1日現在)

性別	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	合計
男	1人	1人	0人	4人	0人	0人	6人
女	1人	2人	2人	1人	0人	2人	8人
合計	2人	3人	2人	5人	0人	2人	14人

[利用状況]

(令和4年度実績)

	契約者人数	日数	利用予定数	延人数	送迎		給食	
					日数	延人数	日数	延人数
4月	14	18	76	67	18	65	15	28
5月	14	19	88	81	19	78	16	30
6月	14	22	95	86	21	86	22	37
7月	14	20	93	85	19	80	20	31
8月	14	21	98	78	21	80	19	25
9月	14	20	86	79	20	83	19	30
10月	15	20	94	80	19	82	17	31
11月	15	20	93	84	20	72	20	33
12月	14	20	94	82	20	74	18	28
1月	14	18	85	69	16	70	15	26
2月	14	19	86	84	19	77	19	30
3月	14	21	99	95	21	83	21	42
合計	—	238	1,087	970	233	930	221	371

※ 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(6) 発達医療センター花北診療所（診療所）

発達医療センター花北診療所では、発達障害や脳性麻痺等に対する専門医療機関として、診療、リハビリテーション、発達相談など、総合的な医療を展開している。診療科目は小児科、リハビリテーション科及び児童精神科である。発達にかかわる診療、てんかん治療、整形外科診療等を行うとともに理学療法・作業療法・言語聴覚療法等のリハビリテーションや相談を実施している。

ア 診療報酬請求件数

(令和4年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1,137	1,398	1,164	1,149	1,166	1,141	1,219	1,208	1,229	1,239	1,202	1,171	14,423

イ 診療報酬等収入状況

(令和4年度実績) (単位 千円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
金額	9,602	12,628	10,129	9,824	10,477	10,084	9,851	10,800	10,783	10,452	10,362	9,806	124,798

ウ リハビリテーション実施状況

〔実施延件数〕

(令和4年度実績)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
理学	368	340	380	354	315	437	407	381	392	301	350	499	4,524
作業	264	221	268	327	255	343	306	292	352	265	305	428	3,626
言語	302	284	324	285	357	373	369	398	395	364	397	481	4,329
小計	934	845	972	966	927	1,153	1,082	1,071	1,139	930	1,052	1,408	12,479

(7) 障害者支援センター（障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護））

障害者支援センターは、3園(かしのき園、しらさぎ園、しいのみ園)を統合し、平成29年9月に開設した。障害者を対象に、一般就労への促進や、さまざまな日中活動の場の提供、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。障害者総合支援法に基づき、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護の指定を受けている。



〔通園状況〕

(令和5年4月1日現在)

事業名	項目	人数
自立訓練	在籍者数	3
	一日利用定員	15
就労移行支援	在籍者数	0
	一日利用定員	10

事業名	項目	人数
就労継続支援 B 型	在籍者数	38
	一日利用定員	40
生活介護	在籍者数	44
	一日利用定員	50

[年齢別人員]

(令和5年4月1日現在)

事業名	性別	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳以上	合計
自立訓練	男	0	1	0	0	0	0	1
	女	2	0	0	0	0	0	2
	計	2	1	0	0	0	0	3
就労移行支援	男	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	男	2	3	1	1	1	15	23
	女	0	0	1	0	1	13	15
	計	2	3	2	1	2	28	38
生活介護	男	1	6	7	0	0	14	28
	女	0	1	5	1	0	9	16
	計	1	7	12	1	0	23	44
合計		5	11	14	2	2	51	85

[種目別授産収入状況]

(障害者支援センター)

(令和4年度実績)

製菓	Café ぴあのぴあ～の	喫茶ふれあい、あつとゆる	洗車	水耕栽培
7,723,419 円	3,484,300 円	3,038,376 円	652,000 円	385,448 円
軽作業	合計			
4,709,261 円	19,992,804 円			

(8) かのきの里 (障害福祉サービス事業 (就労移行支援、就労継続支援 B 型及び就労定着支援事業))

かのきの里は、昭和 63 年 4 月に開設され、障害者を対象に、日々の就労を通して、自活に必要な訓練の機会を提供し、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。平成 24 年度から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行し、就労移行支援及び就労継続支援 B 型の指定を受けた。平成 30 年 10 月からは就労定着支援事業の指定も受けている。

[通園状況]

(令和5年4月1日現在)

事業名	項目	人数
就労移行支援	在籍者数	4
	一日利用定員	10

事業名	項目	人数
就労継続支援 B 型	在籍者数	24
	一日利用定員	25

事業名	項目	人数
就労定着支援	契約者数	7

〔年齢別人員〕

(令和5年4月1日現在)

事業名	性別	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳以上	合計
就労移行支援	男	1	1	0	0	1	0	3
	女	1	0	0	0	0	0	1
	計	2	1	0	0	1	0	4
就労定着支援	男	0	4	0	1	0	1	6
	女	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	5	0	1	0	1	7
就労継続支援B型	男	3	4	1	1	0	13	22
	女	0	0	0	0	0	2	2
	計	3	4	1	1	0	15	24
合計		5	10	1	2	1	16	35

〔種目別授産収入状況〕

(令和4年度実績)

園外実習 (古紙回収等)	クリーン作業	陶芸	合計
2,064,096円	12,900,310円	1,469,890円	16,434,296円

(9) 在宅障害者デイ・サービスルーム（地域活動支援センターⅡ型）

平成2年10月に開設。在宅障害者の方に対して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な文化的、創作的、レクリエーション的活動を行っている。平成18年10月からは、地域生活支援事業における地域活動支援センターⅡ型の指定を受けている。

〔令和5年度 1週間のプログラム〕

曜日	月	火	水	木	金	
午前	音楽教室	ちぎり絵教室	パソコン教室C	絵画教室	パソコン教室A	
					料理教室	
午後	手芸教室	パソコン教室B	スポーツ教室	習字教室	アートセラピー	ほっとサロン
					フラワーアレンジメント	

※ ほっとサロン：体験教室、個別対応、利用者自主企画、暮らしを考えるプログラム等

※ アートセラピー、フラワーアレンジメントは月1回実施

※ 教室の時間：午前10時～午前12時、午後1時30分～午後3時30分（料理教室は午前10時～午後1時30分）

〔教室別実施状況〕 (令和4年度実績)

教室名	実施回数	延利用 人員
音楽 (月曜)	45	271
手芸 (月曜)	45	191
ちぎり絵 (火曜)	48	141
パソコンB (火曜)	48	133
パソコンC (水曜)	47	124
スポーツ (水曜)	46	370
絵画 (木曜)	47	260
習字 (木曜)	47	214
パソコンA (金曜)	47	102
料理 (金曜)	46	134
ほっとサロン (金曜)	23	63
アートセラピー (月1回金曜)	12	50
フラワーアレンジメント (月1回金曜)	12	35
その他プログラム	6	15
合計	519	2,103

〔教室別利用者状況〕 (令和5年4月1日現在)

教室名	男	女	合計
音楽 (月曜)	3	6	9
手芸 (月曜)	1	5	6
ちぎり絵 (火曜)	0	5	5
パソコンB (火曜)	2	3	5
パソコンC (水曜)	2	1	3
スポーツ (水曜)	6	3	9
絵画 (木曜)	3	5	8
習字 (木曜)	3	3	6
パソコンA (金曜)	0	4	4
料理 (金曜)	2	5	7
ほっとサロン (月2~3回金曜)	3	4	7
アートセラピー (月1回金曜)	2	3	5
フラワーアレンジメント (月1回金曜)	0	4	4
計	27	51	78
実人員	11	19	30

(10) 書写障害者デイサービスセンター (障害福祉サービス事業 (生活介護))

平成18年10月から障害福祉サービス事業(生活介護)の指定を受けており、平成22年3月29日の移転新築に伴い、名称を白鳥自立センターから書写障害者デイサービスセンターに変更した。

地域において社会参加が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対してサービスを実施している。その人の人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業(生活介護)、給食サービス、入浴サービス、送迎サービスを実施するとともに、登録特定行為事業者として医療的ケアを必要とする人に必要なサービスを行う等、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。



- ・ 一日利用定員 25名 (内、医療的ケアを必要とする人5名)
- ・ 契約者数 28名 (令和5年4月1日現在)

〔書写障害者デイサービスセンター利用状況〕

(令和4年度実績)

月	基本サービス実施数		入浴サービス実施数		送迎サービス実施数		給食利用件数	
	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数※	実施日数	利用延人数
4月	18	318	18	68	18	440	18	307
5月	19	327	19	65	19	469	19	317
6月	22	365	22	64	22	532	22	357
7月	20	336	20	63	20	481	20	330
8月	21	330	21	62	21	482	21	318
9月	20	326	20	58	20	471	20	320
10月	20	331	20	62	20	481	20	324
11月	20	321	20	62	20	463	20	313
12月	20	325	20	57	20	461	20	312
1月	18	272	18	58	18	386	18	264
2月	19	305	19	59	19	437	19	298
3月	21	329	21	60	21	480	21	320
合計	238	3,885	238	738	238	5,583	238	3,780

※ 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(11) 広畑障害者デイサービスセンター（障害福祉サービス事業（生活介護））

平成16年5月に西保健センター、広畑保健福祉サービスセンターの複合施設として開設された。平成18年10月から障害福祉サービス事業（生活介護）の指定を受け、姫路市南部を中心に社会参加が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対してサービスを実施している。

その人の人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業（生活介護）、給食サービス、入浴サービス、送迎サービスを実施し、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。

- ・ 一日利用定員 20名
- ・ 契約者数 24名（令和5年4月1日現在）

〔広畑障害者デイサービスセンター利用状況〕

(令和4年度実績)

月	基本サービス実施数		入浴サービス実施数		送迎サービス実施数		給食利用件数	
	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数※	実施日数	利用延人数
4月	18	231	18	70	18	423	18	231
5月	19	240	19	73	19	440	19	240

6月	22	288	22	86	22	513	22	283
7月	20	218	20	68	20	399	20	218
8月	21	247	21	74	21	456	21	247
9月	20	244	20	76	20	454	20	244
10月	20	258	20	78	20	464	20	257
11月	20	251	20	79	20	451	20	250
12月	20	242	20	70	20	419	20	232
1月	18	214	18	68	18	385	18	214
2月	19	222	19	72	19	414	19	222
3月	21	261	21	75	21	479	21	257
合計	238	2,916	238	889	238	5,297	238	2,895

※ 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(12) 障害者体育館（体育施設）

障害者にスポーツ活動の場を提供して、生きがいと健康の増進を図るとともに、スポーツを通じて障害者相互の交流を図ることを目的としている。

現在の障害者体育館は、建替えにより平成23年4月に供用が開始され、スポーツ備品や空調設備の充実により、利用者の利便性の向上を図っており、障害者体育館独自事業として、障害者向けのスポーツ教室やスポーツのつどいを実施している。

〔利用件数〕

（令和4年度実績）

月	障害者		その他		合計	
	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
4月	64	768	23	421	87	1,189
5月	57	600	27	494	84	1,094
6月	62	775	30	505	92	1,280
7月	72	862	24	430	96	1,292
8月	74	830	26	401	100	1,231
9月	56	592	17	372	73	964
10月	67	779	19	415	86	1,194
11月	65	734	23	465	88	1,199
12月	50	538	21	485	71	1,023
1月	61	692	21	481	82	1,173
2月	55	664	27	655	82	1,319
3月	72	889	26	610	98	1,499
合計	755	8,723	284	5,734	1,039	14,457

〔利用内容〕

（令和4年度実績）

種目	回数	延人数
障害者バレー	131	1,294
障害者テニス	108	219
障害者卓球	63	765
障害者バスケット	123	1,433
障害者バドミントン	64	888
その他	266	4,124
計	755	8,723
健常者バレー	4	47
健常者卓球	58	1,146
健常者バスケット	49	1,095
健常者バドミントン	101	1,491
その他	72	1,955
計	284	5,734
合計	1,039	14,457

〔障害者スポーツ教室〕 (令和4年度実績)

区分	回数	延参加者
ボッチャ教室	14	88
チャレンジ教室 (しっかりコース)(ゆったりコース)	14	107
エアロビクス教室 (しっかりコース)(ゆったりコース)	14	96

〔障害者スポーツ事業〕 (令和4年度実績)

区分	回数	延参加者
障害者スポーツのつどい	2	50

(13) 障害者やすらぎルーム (障害者一時保護施設)

障害児・者の保護者等に緊急事由(病気、冠婚葬祭等)が発生した際に一時的に預かることで、保護者等の介護負担を軽減することを目的としている。(利用時間 午前9時～午後9時)

〔平日利用状況〕 (令和4年度実績)

利用事由	利用件数	利用事由	利用件数
学校行事	25	通院	288
地域行事	2	その他	10
冠婚葬祭	0	合計	325

〔土日祝日利用状況〕 (令和4年度実績)

利用事由	利用件数	利用事由	利用件数
学校行事	12	通院	40
地域行事	0	その他	1
冠婚葬祭	1	合計	54

3 センターの事業

(1) ルネス花北公開セミナー

総合福祉通園センターをはじめ、障害児・者施設や各関係機関に必要な福祉情報を提供し、専門性の向上を図るとともに、障害福祉に関する理解を求め、情報発信の役割を担う為の市民に向けた啓発・広報活動の一環として、毎年1回ルネス花北公開セミナーを実施している。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2,3年度は開催中止した。

令和4年度実績

- ・ 開催時期 令和4年12月18日(日)
- ・ 場所 あいめっせホール
- ・ 参加者 約105名(市民及び県下の福祉施設職員、医療職、教員、保育士、学生、障害のある方やその家族などテーマに関心のある方々)
- ・ テーマ 障害がある人の自分らしい生き方を考える
- ・ 内容 私らしく生きる～ありのままを受け入れて～

(2) 地域交流事業

地域との交流を図り、障害者福祉の理解を深めることを目的として、従来は「花の北福祉まつり」として「ふれあおう、みつけよう、新しい出会い」をテーマに、地元の自治会、子ども会の協力を得て、屋台練りの参加や模擬店・バザー、舞台での催しなどを実施していたが、平成30年度、令和元年度は台風の影響のため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。令和3年度からコロナ禍においても地域との交流を図るため、障害者が働くカフェの紹介と利用促進、小学生による障害者が行っている製作活動の体験会として新たな形で事業を実施している。加えて令和4年度には隣接する増位中学校2年生を対象とした出前講座や地域の他の施設と共同での授産品販売会を実施した。

令和4年度実績

増位中学校出前授業

- ・ 開催時期 令和4年7月7日(木)
- ・ 場所 増位中学校
- ・ 参加者 2年生 149名

カフェの紹介と利用促進

- ・ 開催時期 令和4年10月1日(土)～31日(月)
- ・ 場所 障害者支援センター(カフェあつとゆ〜る)、総合福祉通園センター(喫茶ふれあい)
- ・ 参加者 地域住民 170名

体験会

- ・ 開催時期 令和4年10月16、30日(日)
- ・ 場所 障害者支援センター
- ・ 参加者 地域の小学生 48名

地域施設との共同による授産品販売会

- ・ 開催時期 令和4年11月1,8,15,22,29日(毎週火曜日)
- ・ 場所 障害者支援センター(カフェあつとゆ〜る前)
- ・ 参加施設 5施設

(3) ルネス花北芸術祭の開催

ルネス花北の障害福祉サービス施設、地域活動支援センター(計4施設)の利用者が創作した作品を中心に展示を行い、利用者の創作意欲や生きがいを高めるとともに、市民の障害者福祉への理解を深めるため開催している。

令和3、4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、11月に各事業所内で施設利用者や家族等に来場を限定して実施した。また、オンラインで各施設の利用者の作品鑑賞会を実施し交流を図った。

<参考>

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止ため中止した。

令和元年度実績

- ・ 開催時期 令和元年11月2日(土)、3日(祝・日)、4日(振替休日・月)
- ・ 場所 イーグレひめじ 市民ギャラリー特別展示室
- ・ 来場者 815名
- ・ 展示作品 絵画・書道・パソコンアート・ちぎり絵・手作りアート他多数 全136作品

児童福祉

近年の子育て家庭を取り巻く環境の変化等により、多様化するニーズに対応することが求められており、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施され、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートした。

本市では、姫路市子ども・子育て支援事業計画に定める各種事業の実施のほか、児童扶養手当等諸手当金の給付、児童厚生施設の運営などを行い、子どもの育ちや子育て支援の充実を目指している。

1 子どものための教育・保育給付

(1) 特定教育・保育施設

保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設である。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設である。幼保連携型（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく学校及び児童福祉施設）、幼稚園型（学校教育法に基づく学校であり、保育所機能を有するもの）、保育所型（児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園機能を有するもの）、地方裁量型（幼稚園機能及び保育所機能を有するもの）の4類型がある。

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校である。

[特定教育・保育施設数]

(令和5年4月1日現在)

施設類型	令和5年度		
	市立	私立	合計
認定こども園	11	74	85
幼保連携型	11	45	56
幼稚園型	—	6	6
保育所型	—	23	23
保育所	18	13	31
幼稚園	33	1	1
合計	29	88	117

〔認定別・年齢別利用児童数〕

(各年4月1日現在)

年度	公私別	施設数	利用 定員	利用児童数							
				認定別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
元 年度	市立	29	296	1号	—	—	—	47	78	103	228
			3,269	2・3号	69	322	498	622	693	707	2,911
	私立	81	2,615	1号	—	—	—	836	830	775	2,441
			8,882	2・3号	225	993	1,477	1,792	1,901	1,993	8,381
	合計	110	15,062	—	294	1,315	1,975	3,297	3,502	3,578	13,961
2 年度	市立	29	341	1号	—	—	—	48	81	69	198
			3,284	2・3号	66	332	437	621	670	724	2,850
	私立	83	2,679	1号	—	—	—	905	790	689	2,384
			9,235	2・3号	254	1,060	1,548	1,827	2,046	2,064	8,799
	合計	112	15,539	—	320	1,392	1,985	3,401	3,587	3,546	14,231
3 年度	市立	29	341	1号	—	—	—	65	52	71	188
			3,284	2・3号	68	289	444	585	661	684	2,731
	私立	84	2,588	1号	—	—	—	807	825	693	2,325
			9,455	2・3号	275	1,078	1,522	1,900	2,006	2,129	8,910
	合計	113	15,668	—	343	1,367	1,966	3,357	3,544	3,577	14,154
4 年度	市立	29	341	1号	—	—	—	60	68	39	167
			3,284	2・3号	56	292	425	556	639	684	2,652
	私立	85	2,689	1号	—	—	—	844	796	740	2,380
			9,642	2・3号	271	1,101	1,570	1,831	2,035	2,112	8,920
	合計	114	15,956	—	327	1,393	1,995	3,291	3,538	3,575	14,119
5 年度	市立	29	316	1号	—	—	—	59	58	58	175
			3,307	2・3号	56	274	399	494	596	647	2,466
	私立	88	2,696	1号	—	—	—	814	772	709	2,295
			9,901	2・3号	270	1,125	1,584	1,904	2,000	2,121	9,004
	合計	117	16,220	—	326	1,399	1,983	3,271	3,426	3,535	13,940

※ 他市町施設の利用者及び他市町からの利用者を除く。

※ 1号認定：満3歳以上の子どもで、教育を希望するもの（市立幼稚園の利用者を除く。）

2号認定：満3歳以上の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

3号認定：満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

＜令和2年4月1日以前に生まれた児童＞

利用者負担額は、所得に関わらず0円。

給食費、諸経費(制服代、バス送迎利用代など)等については別途負担が必要です。
費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。

＜令和2年4月2日以降に生まれた児童＞

		階層区分	保育標準時間認定 (最長 11 時間まで)	保育短時間認定 (最長 8 時間まで)	
A		生活保護世帯	0	0	
B		生活保護世帯 市民税非課税世帯	0	0	
C	1	生活保護世帯を除く、当該年度市民税所得が次の区分に該当するもの(なお、4月分～8月分は前年度市民税所得割課税額の区分により算定する)	48,600 円未満	13,500 <6,750>	13,300 <6,650>
	2	59,000 円未満	19,600 <9,800>	19,300 <9,650>	
	3	79,000 円未満	24,000 <12,000>	23,600 <11,800>	
	4	97,000 円未満	28,000 <14,000>	27,500 <13,750>	
	5	121,000 円未満	33,000 <16,500>	32,400 <16,200>	
	6	145,000 円未満	39,500 <19,750>	38,800 <19,400>	
	7	169,000 円未満	43,500 <21,750>	42,800 <21,400>	
	8	230,000 円未満	48,000 <24,000>	47,200 <23,600>	
	9	301,000 円未満	53,000 <26,500>	52,100 <26,050>	
	10	397,000 円未満	56,500 <28,250>	55,500 <27,750>	
11	397,000 円以上	61,000 <30,500>	60,000 <30,000>		

- ① 市民税の所得割課税額は、「市民税の決定通知書(6月頃市民税課が発行)」や「課税証明書」で確認することができます。
- ② この市民税の額を計算する場合には、税額控除(調整控除は除く)は適用しません。
- ③ 母子(父子)世帯または在宅障害者のいる世帯の場合
 - ・所得割課税額 77,100 円以下の世帯は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、保護者と生計が同一の子や孫等を計算の対象とし、第1子は9,000円、2人目以降は無料となります。
 - ・所得割課税額 48,600 円未満の世帯は、第1子は()内の額、2人目以降は無料となります。
- ④ 多子世帯の場合
 - ・所得割課税額 57,700 円以上の世帯は、小学校就学前の範囲において、2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部*、児童心理治療施設通所部に入所しているか、児童発達支援*、医療型児童発達支援*及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合は、利用している内、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は()内の額、第3子以降は無料となります。
※印のついた施設等に通われている児童が同じ世帯にいる場合、「多子軽減の申告書」を提出する必要がありますので、該当される方はこども保育課または各施設で手続きを行ってください。
 - ・所得割課税額 57,700 円未満の世帯は、第1子の年齢や幼稚園等の施設の利用の有無にかかわらず、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は()内の額、第3子以降は無料となります。
- ⑤ 児童の歳児は令和5年3月31日時点の年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中入所の場合も令和5年3月31日時点の年齢が適用されます。
- ⑥ 特別な場合を除き、月途中に施設を退所した場合であっても、当月分の利用者負担は1ヶ月分が必要となります。
- ⑦ 1ヶ月すべてお休みされても、その月の利用者負担は負担していただく必要があります。
- ⑧ 諸経費(制服代、バス送迎利用代など)等については別途負担が必要です。費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。また、3歳未満児の利用者負担額(保育料)には給食費(主食、副食、おやつ)は含まれています。
- ⑨ 市民税が政令市で課税されている場合は政令市以外の市町村と同じ基準で計算しなおした市民税額をもとに利用者負担額を計算します。

(2) 私立施設教育・保育給付費

保育の必要性等について市が認定した児童のうち、私立（市外公立を含む）の認定こども園、幼稚園、保育所等での教育・保育に要する費用を給付する。

- 令和5年度予算額 12,067,984 千円（令和4年度実績 11,612,016 千円）

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業（基本型）

利用者の個別ニーズを把握して、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、利用支援等を実施する。また、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整や連携体制づくりに取り組む。

子育て情報相談室と駅前すくすくひろば（令和3年12月開設）に利用者支援員を各2名配置している。

- 令和5年度予算額 714 千円（令和4年度実績 523 千円）

[相談件数]

年度	育児相談 (来所)	利用相談 (来所)	育児相談 (電話)	利用相談 (電話)	育児相談 (訪問)	合計
元	182	88	117	22	2	411
2	226	293	116	19	0	654
3	102	322	111	34	0	569
4	114	200	105	19	0	438

利用者支援事業（特定型）

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。こども保育課に利用者支援員3名を配置している。

- 令和5年度予算額 0 千円（令和4年度実績 7 千円）

[相談件数]

年度	育児相談	無償化・保育料等相談	施設利用相談	その他	合計	出張支援(回)
元	21		11,394	1,374	12,789	17
2	20	930	9,850	700	11,500	18
3	19	842	9,548	636	11,045	16
4					12,334	16

利用者支援事業（母子保健型）（P142 参照）

(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通常の保育認定時間を超えて延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応する。

- ・ 令和5年度予算額 市立： 315,447千円（令和4年度実績 29箇所 247,372千円）
私立： 110,580千円（令和4年度実績 80箇所 79,781千円）
※うち私立2箇所は補助実績なし

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの開設・運営

市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）児童で授業終了後、保護者の就労等により家庭で保護を受けられない児童の保護及び健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を運営する。

ア 対象児童

市内の小学校に就学している留守家庭児童

イ クラブ数

67クラブ（令和5年5月1日現在）

（専用施設、体育館コミュニティルーム、余裕教室等で実施）

ウ 実施日

日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日

エ 実施時間

授業終了時から午後7時まで（土曜日を除く長期休暇等の学校休業日は、午前7時（土曜日は、午前8時）から午後7時まで）

オ 利用料金

負担金 月額7,000円（8月は月額10,000円）

延長負担金 月額1,000円

保険料 年額800円

間食費 月額1,000円

[実施状況]

（各年5月1日現在）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	67	67	67	67	67
児童数	4,405	4,510	4,361	4,205	4,302

[クラブ一覧]

開設校区	所在地	電話	開設校区	所在地	電話
砥堀小	砥堀 1240-3	264-3166	広畑小	広畑区清水町一丁目 47	236-5667
水上小	西中島 382	283-5161	広畑第二小	広畑区高浜町三丁目 35	236-1366
増位小	白国五丁目 9-10	284-2630	大津小	大津区天満 1001-4	236-8060
広峰小	峰南町 2-1	281-3138	南大津小	大津区真砂町 40-34	238-2533
城北小	伊伝居 614-1	284-7553	大津茂小	網干区田井 256-1	273-8832
野里小	坊主町 3-1	283-5056	網干小	網干区新在家 897-1	274-2202
城乾小	南八代町 6-60	297-0680	網干西小	網干区浜田 24	273-1622
城西小	新在家二丁目 4-1	292-2267	勝原小	勝原区丁 735-3	273-6881
安室東小	田寺東二丁目 5-1	298-6634	旭陽小	網干区坂上 425-1	273-6733
安室小	田寺六丁目 11-12	297-5520	余部小	余部区上余部 643-1	272-2123

高岡小	西今宿四丁目 8-1	298-6086
高岡西小	上手野 1-1	298-5313
曾左小	書写 634-51	266-5158
峰相小	六角 288-2	267-8864
白鳥小	飾西 341	267-9009
青山小	青山北三丁目 42-1	267-0595
太市小	西脇 507	269-1855
東小	市之郷町二丁目 34	284-2612
城東小	城東町竹之門 1	284-2633
白鷺小中学校	本町 68-52	283-3188
船場小	東雲町一丁目 29	294-0076
城陽小	北条 923-1	283-1120
手柄小	延末 148-2	282-5888
荒川小	井ノ口 49-1	298-2523
八木小	八家 50	246-0228
糸引小	東山 114-1	246-5535
白浜小	白浜町甲 458	246-7855
妻鹿小	飾磨区妻鹿 786-3	245-8030
高浜小	飾磨区阿成鹿古 250	233-0818
飾磨小	飾磨区恵美酒 22	234-5388
津田小	飾磨区今在家三丁目 233	235-2334
英賀保小	飾磨区英賀清水町二丁目 76	238-2522
八幡小	広畑区西蒲田 1400-24	237-3526

船津小	船津町 921-2	232-1514
山田小	山田町西山田 114	263-2888
豊富小中学校	豊富町御蔭 925	264-0551
谷内小	飾東町八重畑 112-2	262-1561
谷外小	飾東町豊国 560	253-2818
花田小	花田町勅旨 264-2	252-2855
御国野小	御国野町御着 1049-3	252-6833
四郷学院	四郷町坂元 261-3	252-3010
別所小	別所町別所 673	252-6016
的形小	的形町の形 1619	254-3002
大塩小	大塩町汐咲二丁目 19	254-2126
林田小	林田町六九谷 523	261-2558
伊勢小	林田町上伊勢 886-1	261-4110
置塩小	夢前町宮置 235	335-3353
古知小	夢前町古知之庄 401-1	336-2250
前之庄小	夢前町前之庄 2838-1	336-1535
筋野小	夢前町筋野 299-2	336-0160
上菅小	夢前町護持 381-2	335-3983
菅生小	夢前町菅生潤 802-1	335-5235
香呂小	香寺町香呂 626	232-5366
中寺小	香寺町中寺 231	232-0080
香呂南小	香寺町須加院 173	264-2711
安富南小	安富町安志 869	(0790) 66-4370
安富北小	安富町朽原 642-1	(0790) 66-2430

(4) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等により家庭での児童の養育が困難となった場合等に、乳児院、児童養護施設または母子生活支援施設において一時的に養育・保護する。

- ・ 令和 5 年度予算額 2,622 千円 (令和 4 年度実績 2,252 千円)

[費用負担 (1 人/1 日)]

区分	当該年度市民税非課税世帯等	その他の世帯
2 歳未満児及び慢性疾患児	1,100 円	5,350 円
2 歳以上児	1,000 円	2,750 円
緊急一時保護の母	300 円	750 円

※ 生活保護世帯は無料

[利用状況（年度別推移）]

年度	乳児院		児童養護施設		母子生活支援施設	
	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数
30年度	67人	193日	36人	118日	2人	10日
元年度	11人	50日	61人	223日	4人	14日
2年度	28人	59日	47人	123日	5人	44日
3年度	22人	70日	33人	96日	6人	24日
4年度	40人	189日	30人	111日	2人	4日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（P143 参照）

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

本市では、29箇所で開催しており、各実施場所において親子向けのプログラム等を実施している。また、合同研修等により、地域子育て支援拠点相互間の情報共有や連携を図っている。

[地域子育て支援拠点事業実施場所一覧]

名称	所在地	電話番号
すこやかひろば	市之郷 1006-8 すこやかセンター3階	223-5640
駅前すくすくひろば	駅前町 188-1 ピオレ姫路 6階	223-6160
のびのび広場みらいえ	日出町三丁目 3 こどもの未来健康支援センター内	289-8011
わくわく広場いえしま	家島町真浦 2137-1 家島事務所 2階	325-2641
わくわく広場ゆめさき	夢前町菅生潤 1384-1 菅生公民館 1階	335-4153
わくわく広場こうでら	香寺町土師 396 香寺公民館 2階	265-0666
わくわく広場やすとみ	安富町安志 1151 安富事務所 1階	0790-66-4352
星の子つどいの広場	青山 1470 番地 24	267-3050
飾磨つどいの広場	飾磨区細江 2654 番地	234-6090
広畑つどいの広場	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	239-8440
網干つどいの広場	網干区垣内中町 120 番地	274-4732
東つどいの広場	花田町加納原田 813 番地	253-6001
安室つどいの広場	田寺東二丁目 7 番 13 号	294-7212
東光つどいの広場	幸町 99 番地 1	223-4711
面白山つどいの広場	神子岡前三丁目 8 番 1 号	294-3345
北つどいの広場	豊富町御蔭 1110 番地 3	264-4250
灘つどいの広場	白浜町宇佐崎中 2 丁目 520 番地	247-3710
城陽保育所	北条宮の町 93	281-9900
大塩保育所	大塩町 2077-5	254-2499
四郷和光こども園	四郷町見野 880-1	252-1527
広西保育所	広畑区吾妻町二丁目 9-1	239-1928
中央保育所	神子岡前一丁目 11-29	292-1799

菽学園	豊富町豊富 1528	264-1175
姫路ひまわり保育園	北夢前台 1 丁目 59	293-0205
津田このみ学園	飾磨区今在家 6 丁目 133	231-1155
網干れんげ保育園	網干区坂出 184	273-3930
やながせ保育園大津みやび野分園	大津区大津町 1 丁目 31-111	236-3100
別所まるやまこども園	別所町佐土 2 丁目 77	252-0770
ぱっそ kids	安田三丁目 1 番地 姫路市総合福祉会館 3 階	289-0980

(7) 一時預かり事業

ア 一時保育

保護者のパート就労に伴う非定型的保育や、保護者の急な疾病等に対応した緊急保育等の一時的保育を実施する。

- 令和 5 年度予算額 市立：1,537 千円（令和 4 年度実績 2 箇所 157 千円）
私立：30,254 千円（令和 4 年度実績 28 箇所 15,669 千円）
※うち私立 3 箇所は補助実績なし

イ 預かり保育

保護者の就労等により教育時間の前後や長期休業日等に保育を必要とする児童を保育する。

- 令和 5 年度予算額 市立：11 箇所
私立：103,927 千円（令和 4 年度実績 60 箇所 106,977 千円）

(8) 病児・病後児保育事業

保育所、小学校等に通う児童が病気または病気の回復期にあり、保護者が仕事等で自宅での看護・保育が困難な期間、専用施設で一時的に保育を行う。

[病児・病後児保育施設]

名称	所在地	電話番号
アメニティホーム広畑学園	広畑区蒲田 370 番地 1	236-1630
わたまちキッズルーム	綿町 83 番地わたまちこどもビルディング 2 階	221-8824
ピューパホール	八代東光寺町 13 番 11 号	282-2692

[病後児保育施設] ※休止中の施設を除く

名称	所在地	電話番号
専徳寺保育園勝原駅前分園	勝原区熊見 96 番地 14	239-5888

- 令和 5 年度予算額 52,569 千円（令和 4 年度実績 36,486 千円）

[利用者負担額（日額）]

- 姫路市に住民登録がある世帯

当該年度分の市民税所得割額 48,600 円以上の世帯	2,000 円
当該年度分の市民税所得割額 48,600 円未満の世帯	1,000 円
生活保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯	0 円
- 姫路市に住民登録がない世帯（所得減免なし） 3,000 円

[利用状況] ※休止中の施設を除く

年度	アメニティホーム 広畑学園		わたまち キッズルーム		ピューパホール		専徳寺保育園 勝原駅前分園	
	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数
30年度	95人	154日	316人	477日	71人	112日	20人	29日
元年度	75人	121日	561人	853日	65人	117日	50人	73日
2年度	21人	30日	263人	320日	18人	23日	3人	5日
3年度	83人	112日	445人	519日	41人	92日	0人	0日
4年度	66人	96日	433人	504日	50人	110日	7人	9日

(9) ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員間で育児の援助活動を行う。平成14年7月1日事業開始。

- ・ 令和5年度予算額 3,733千円（令和4年度実績 2,734千円）

ア 登録会員数・援助活動件数 (各年度3月31日現在)

	依頼会員	提供会員	両方会員	合計	援助活動件数
30年度	1,514人	647人	194人	2,355人	4,883件
元年度	1,669人	667人	193人	2,529人	4,161件
2年度	1,710人	662人	173人	2,545人	3,438件
3年度	1,716人	672人	148人	2,536人	3,865件
4年度	1,754人	678人	132人	2,564人	3,464件

イ ファミリーサポートセンター事業説明会 開催数 220回、参加者 363人

ウ ファミリーサポートセンター会員講習会・交流会 開催数 7回、参加者 201人

(10) 妊婦健康診査費助成事業（P145参照）

(11) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定・教育保育等の提供を受けた場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

- ・ 令和5年度予算額 市立： 376千円（令和4年度実績 422千円）
私立： 1,448千円（令和4年度実績 576千円）

(12)ア 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

- ・ 令和5年度予算額 私立：14,511千円（令和4年度実績 44,616千円（補助対象分抜粋））

イ 多様な集団活動事業の利用支援事業

幼児教育・保育の無償化の対象とならない「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動

事業」を実施する施設を利用する幼児にかかる利用料の一部を給付する。

- ・ 令和 5 年度予算額 7,200 千円

3 教育・保育施設その他事業

(1) 家庭支援推進保育事業(市立施設)

家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる対象保育所に保育士を加配する。

- ・ 令和 5 年度予算額 20,200 千円 (令和 4 年度実績 18,446 千円)

(2) 運営助成事業 (私立施設)

私立施設の管理運営の適正を期し教育・保育内容の向上を図るため、嘱託 (学校) 医手当・嘱託 (学校) 歯科医手当の一部費用や保育所等賠償保険の加入費用、使用済おむつに係る処理費用などを助成する。

- ・ 令和 5 年度予算額 37,729 千円 (令和 4 年度実績 31,455 千円)

(3) 特別支援保育事業 (私立施設)

障害児等の健全な育成と社会性の発達を促すため、必要な保育士の人件費等の一部を助成することにより、私立施設における円滑な受入を推進する。また、事故や怪我等が発生する可能性が高く、特別な支援が必要な児童の受入を促し、保育環境の向上と安全確保を図り、当該児童に必要な保育を実施する。

- ・ 令和 5 年度予算額 269,958 千円 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業分含む)
(令和 4 年度実績 259,705 千円)

(4) 特別支援保育訪問事業 (私立施設)

特別支援保育パートナーを派遣し、特別な支援または配慮を要する児童の発達や特性に応じた支援の方法等の助言を行うことにより必要な支援を促す。

- ・ 令和 5 年度予算額 3,960 千円 (令和 4 年度実績 3,590 千円)

(5) 私立施設低年齢児利用円滑化事業 (私立施設)

私立施設の 0,1 歳児の年度途中利用を円滑に行うため、あらかじめ保育士を基準数以上配置するための経費等を一部助成する。

- ・ 令和 5 年度予算額 48,507 千円 (令和 4 年度実績 48,567 千円)

(6) 保育体制強化事業 (私立施設)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材 (保育支援者) を保育に係る周辺業務や園外活動見守り業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 令和 5 年度予算額 100,080 千円 (令和 4 年度実績 16,327 千円)

4 民間保育施設運営助成

施設の適正な運営と保育の向上を図るため、民間保育施設に対して運営費の一部を助成することにより、入所児童の処遇向上を図る。

- ・ 令和 5 年度予算額 5,859 千円（令和 4 年度実績 3,213 千円）

5 私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業

教育・保育の提供に携わる人材確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給するため、職員の処遇改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、その経費の一部を補助する。

- ・ 令和 5 年度予算額 200,860 千円（令和 4 年度実績 153,550 千円）

6 産休等代替職員費助成事業

私立施設の職員（保育士等）の産休及び病休による代替職員の雇用に要する経費を助成する。

- ・ 令和 5 年度予算額 1,440 千円（令和 4 年度実績 0 円）

7 保育人材確保事業

- (1) 保育士・保育所支援センターの設置。平成 29 年 6 月 1 日開設。

私立保育所等の保育士等を安定的に確保するため、専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋等を行う。

- (2) 保育人材の定着支援

市内の私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう切れ目のない支援を行い、保育士等の定着支援とキャリアアップを図る。

- (3) その他の保育人材確保対策「未来の保育士応援プロジェクト」

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育の一環として、職業としての保育士に夢や憧れを持ってもらうための事業を展開する。

- ・ 令和 5 年度予算額 93,947 千円（令和 4 年度実績 89,026 千円）

8 幼児教育・保育負担軽減事業

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年 10 月から認可外保育施設等に係る保育料、認可施設の預かり保育料及び一時保育料の軽減に要する費用を給付する。

- ・ 令和 5 年度予算額 169,140 千円（令和 4 年度実績 152,823 千円）

9 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している人に支給（平成 24 年 6 月から所得制限、令和 4 年 6 月から所得上限有）。

- ・ 手当の額（児童 1 人につき）

3 歳未満、3 歳～小学生（第 3 子以降） 月額 15,000 円

3 歳～小学生（第 1・2 子）、中学生 月額 10,000 円

所得制限以上所得上限未満 一律 月額 5,000 円

- ・ 令和 5 年度予算額 8,216,349 千円（令和 4 年度実績 8,277,800 千円）

[支給状況]

区分	受給件数		支給額（千円）
	保護者数	児童数	
30年度	41,932	70,650	9,082,135
元年度	41,105	69,468	8,905,620
2年度	40,356	68,048	8,732,000
3年度	39,603	66,849	8,558,630
4年度	37,486	63,146	8,277,800

※ 受給件数は令和5年2月末時点の数

10 児童扶養手当

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母（または父子家庭の父）や父母に代わって児童を養育している人に支給する（所得制限有）。平成22年8月以降、父子家庭にも拡大。

- 令和5年度予算額 2,120,684千円（令和4年度実績 2,063,367千円）

(1) 支給要件

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する者であること

(2) 手当の額

所得制限額により区分される。

- ア 児童1人の場合 月額 44,140円
月額 44,130 ～ 10,410円（一部支給）
- イ 児童2人の場合 月額 54,560円
月額 54,540 ～ 15,620円（一部支給）
- ウ 児童3人の場合 月額 60,810円
月額 60,780 ～ 18,750円（一部支給）
- エ 児童が4人以上のときは、1人増えるごとに、受給者本人の所得額に応じて、6,250円～3,130円が加算されます。
- オ 受給者または児童が公的年金給付を受けることができる場合には、所得制限により算定された手当額から受給できる年金額の全部（または一部）を差し引いた額が手当月額となります。

[受給資格者数（年度別推移）]

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（世帯）	5,339 （うち父子247）	5,136 （うち父子242）	4,942 （うち父子226）	4,848 （うち父子220）	4,444 （うち父子194）

11 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童を監護する父若しくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給する（所得制限有）。

- 令和5年度予算額 990千円（令和4年度実績 941千円）※事務費のみ

(1) 支給要件

- ア 20歳未満の児童で障害の程度が重度または中度の状態にあるもの
- イ その障害に起因する公的年金を受けることができないこと
- ウ 児童が福祉施設に入所していないこと

(2) 手当の額（所得制限額により区分される。令和5年4月より下記月額へ改定）

- ア 重度障害 月額 53,700円
- イ 中度障害 月額 35,460円

[受給資格者数（年度別推移）]

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数（世帯）	1,923	1,968	2,011	2,010	2,030

12 交通及び災害遺児手当

交通事故や災害によって父または母を亡くした児童生徒を激励し、健やかな育成と福祉の増進を図るために支給する。手当の種類及び金額は、就学激励金（小中学生）が1人月額3,000円、入学祝金（小中学校入学時）が10,000円、卒業祝金（中学校卒業時）が20,000円（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 690千円（令和4年度実績 548千円）

[支給状況（年度別推移）]

（ ）の人数は対象児童数

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数	5人（8人）	5人（8人）	6人（10人）	8人（16人）	7人（13人）

13 交通及び災害遺児奨学金

交通事故や災害によって父または母を亡くした児童に高等学校修学の道を与え、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するために奨学金（1人月額3,500円）を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 630千円（令和4年度実績 168千円）

[支給状況（年度別推移）]

（ ）の人数は対象児童数

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数	3人（3人）	5人（6人）	5人（5人）	5人（6人）	3人（4人）

14 児童養護施設等入所児童就職祝金

児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職した場合に祝金（1人20,000円）を支給する。

- ・ 令和5年度予算額 200千円（令和4年度実績 80千円）

[支給状況（年度別推移）]

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数	9人	4人	5人	7人	4人

15 児童養護施設等間食給付

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食（1人月額1,000円以内）を給付する。

- ・ 令和5年度予算額 2,769千円（令和4年度実績 2,286千円）

[支給状況（年度別推移）]

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年間延給付人員	2,931人	2,770人	2,568人	2,355人	2,286人

16 乳幼児等医療費助成

小学校3年生修了までの乳幼児等に対し、医療費の一部を助成する（3歳以上児は所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 1,246,975千円（令和4年度実績 1,219,454千円）

[年度別推移]

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額(円)
		現物給付	現金給付	合計	
30年度	40,746 (472,182)	661,243	5,539	666,782	1,256,532,259
元年度	39,467 (458,736)	656,494	5,035	661,529	1,261,524,320
2年度	38,519 (446,171)	482,093	3,765	485,858	967,312,129
3年度	37,718 (435,621)	549,196	3,878	553,074	1,172,964,842
4年度	36,230 (421,302)	569,374	3,947	573,321	1,183,049,902

17 こども医療費助成

小学校4年生から中学校3年生修了までの児童・生徒に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 701,256千円（令和4年度実績 637,347千円）

[年度別推移]

(入院)

年度	助成件数			助成額(円)
	現物給付	現金給付	合計	
30年度	578	27	605	35,686,169
元年度	626	31	657	40,122,457
2年度	595	37	632	41,423,035
3年度	592	28	620	40,805,230
4年度	536	27	563	37,032,913

(通院)

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額(円)
		現物給付	現金給付	合計	
30年度	23,698 (287,205)	246,641	8,748	255,209	566,023,938
元年度	23,164 (280,398)	247,828	8,461	256,289	572,858,729
2年度	22,860 (276,252)	200,591	6,978	207,569	493,163,291
3年度	22,817 (274,564)	228,593	7,608	236,201	555,424,727
4年度	22,287 (269,512)	237,256	7,701	244,957	580,834,381

18 こども家庭総合支援室の運営

子どもの養育や家族関係等子育て家庭の様々な相談に、専門職が対応。福祉、保健・医療、教育等の関係機関が一体となり、個々のニーズや家庭の状況等に応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待の通告や相談に対し、保育所・学校や姫路こども家庭センターなどの関係機関と情報を共有し、連携して支援を実施している。

[相談支援状況]

年度	相談種別（件数）						合計
	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	
	児童虐待相談	その他の相談					
30年度	759	673	6	21	28	137	1,624
元年度	1,166	830	4	14	4	204	2,222
2年度	1,273	791	4	31	6	154	2,259
3年度	1,693	723	5	36	12	174	2,643
4年度	2,215	546	0	32	18	106	2,917

19 児童虐待防止普及啓発事業

児童虐待が児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止を目的としてオレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止講演会等の広報啓発活動を行う。

- ・ 令和5年度予算額 1,063 千円（令和4年度実績 312 千円）

20 母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる女子が監護する児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、当該母子を母子生活支援施設へ入所させ保護するとともに、その生活を支援する。なお、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

- ・ 令和5年度予算額 57,250 千円（令和4年度実績 39,110 千円）

[入所状況]

（令和5年4月1日現在）

区分		入所世帯数	入所人員（うち児童数）
市内	私立（1施設）	1世帯	2人（1人）
市外	私立（5施設）	8世帯	21人（13人）

21 助産施設

妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるときは、助産施設へ入所させ助産を受けさせる。なお、世帯の課税状況により入所できない場合があり、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

- ・ 令和5年度予算額 420 千円（令和4年度実績 0 千円）

22 産前・産後サポート事業

産前産後に家事や育児の負担軽減を必要とする家庭に対して、ファミリーサポートセンター提供会

員が家事支援・育児補助を行う。平成 29 年 6 月 1 日事業開始。

	利用者数	利用件数
30 年度	24 人	229 件
元年度	27 人	245 件
2 年度	15 人	189 件
3 年度	19 人	280 件
4 年度	15 人	92 件

23 子育て情報相談室（すこやかセンター3階）

(1) 子育て情報相談センター

子育て親子を対象として、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 3,327 千円（令和 4 年度実績 1,943 千円）

事業名	事業内容	実績（令和 4 年度）
子育て情報の集約・提供	姫路市子育てガイドブックの発行	令和 4 年 10 月
	姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営	ホームページの更新
	LINE 公式アカウントのメッセージ配信	41 回
子育て相談	利用者支援員等による乳幼児の子育てに関する相談	388 件 (来所 264 件、電話 124 件)
子育て講演会	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	54 回
子育て家庭支援講座	「ノーバディーズ パーフェクト プログラム」子育てに関する関心ごとや悩みごとをグループで話し合い、自分にあった子育ての仕方を学ぶプログラムの実施	0 回
	「親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんが来た！」0 歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びのプログラムの実施	0 回
子育てサークルの育成・支援	サークル活動の場の提供（一時保育室利用）	43 回
	サークル間の連携を図るサークルネットワーク事業の実施	ネットワーク会議 0 回 合同イベント 0 回
図書の貸出し	情報コーナーの育児関係図書や絵本の貸出し	1,024 冊
「すこやかひろば」の開設	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、交流しながら遊べるように遊戯室を開放	利用者 4,429 組 9,448 人

(2) 子育て学習センター

親子で参加して、ふれあい遊びや季節の行事を楽しみながら、子育てに関する体験学習を行う。

- ・ 参加者 前期 92 組（7 コース）・後期 70 組（5 コース） 計 162 組（12 コース）
- ・ 令和 5 年度予算額 624 千円（令和 4 年度実績 431 千円）

24 児童厚生施設

児童を対象に健全な遊びを与え、集団的・個別的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養を図り、児童の体力増進に資する等、健全育成に関する総合的な機能を有する施設である。昭和 55 年度を初年度として、市内を 8 地区に区分し、9 児童センターを開設している。平成 4 年 5 月には、桜山貯水池周辺の広大な自然を生かした自然体験ができる全国第 1 号の宿泊型の児童厚生施設である宿泊型児童館「星の子館」を開設している。また、小型児童館として平成 18 年 3 月 27 日の合併に伴い新たに本市の施設となった坊勢児童館を開設している。

なお、児童センター未設置校区を対象に、児童厚生員が地域の公民館、小学校等を巡回する移動児童センター事業を実施している。加えて、宿泊型児童館は平成 19 年 4 月から、9 児童センターは平成 20 年 6 月から、乳幼児とその保護者が相互に交流できる地域子育て支援拠点としての役割も果たしている。

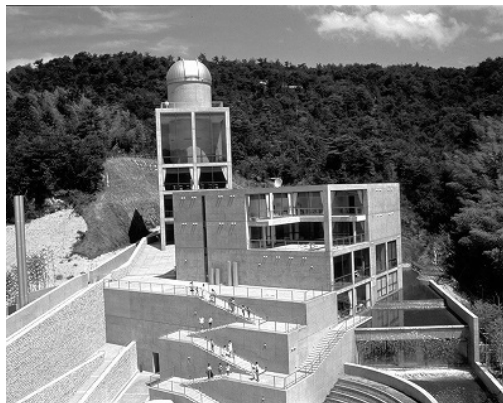
- ・ 令和 5 年度予算額 374,118 千円（令和 4 年度実績 370,515 千円）

(1) 大型児童館（B 型児童館）

- ア 名称 宿泊型児童館「星の子館」
- イ 所在地 青山 1470-24
- ウ 開館年月日 平成 4 年 5 月 1 日
- エ 規模・構造
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 高層棟 地上 7 階建 低層棟 地上 4 階、地下 1 階建
 - ・ 敷地面積 45,412.81 m²
 - ・ 延床面積 3,300.78 m²（なかよしホール増設分を含む。）
- オ 建設事業費 2,179,184 千円（なかよしホール増設分を含む。）
- カ 施設の内容
- ・ 宿泊機能 定員 100 人、客室 14 室
 - ・ 児童厚生機能 遊戯室、トレーニングルーム、図書室
 - ・ 天体観測機能 天体望遠鏡 90cm 反射式、天文教室、天体観測室
 - ・ その他設備 会議室、屋外劇場、レストラン、浴室、水時計、散策路
- ※ 管理運営は、指定管理者制度を導入

[宿泊料金]

		料金
児童を伴う 宿泊の場合	大人	4,600 円
	中学生～高校生	3,300 円
	幼児（3 歳）～小学生	2,500 円
	3 歳未満の幼児	無料
大人のみ 宿泊の場合	一室に 1 名の利用	5,500 円
	一室に 2 名の利用	5,000 円
	一室に 3 名の利用	4,800 円
	一室に 4 名以上の利用	4,600 円



〔星の子館利用状況〕

年度	宿泊	児童厚生	天体観測	一般来館者他	合計
30年度	2,881人	60,677人	14,523人	11,766人	89,847人
元年度	7,798人	74,093人	18,349人	28,055人	128,295人
2年度	2,844人	42,340人	7,064人	14,839人	67,087人
3年度	4,731人	51,678人	11,692人	24,267人	92,368人
4年度	6,722人	49,107人	18,338人	31,078人	105,245人

※平成29年12月～平成30年10月の間、本館休館。(大規模改修工事のため)

(2) 児童センター

施設名 所在地	構造・規模	機能			開設年月日
		遊戯室	図書室	集会室 (学習室)	建設費
飾磨児童センター 飾磨区細江 2654	鉄骨造平屋建 延床面積 399.25㎡	130.83㎡	28.11㎡	73.46㎡	昭和56年7月11日 平成26年4月1日移転 新築費 119,605千円
広畑児童センター 広畑区正門通一丁目7-3	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 347.00㎡	87.75㎡	32.98㎡	60.07㎡	昭和56年10月1日 48,800千円
網干児童センター 網干区垣内中町120	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 348.21㎡	102.31㎡	15.64㎡	67.97㎡	昭和57年4月1日 54,700千円
東児童センター 花田町加納原田 813	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 346.90㎡	104.94㎡	36.48㎡	46.98㎡	昭和58年3月1日 67,142千円
安室児童センター 田寺東二丁目7-13	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 349.72㎡	101.50㎡	40.75㎡	40.75㎡	昭和60年3月1日 65,893千円
東光児童センター 幸町99-1	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 358.04㎡	105.00㎡	23.63㎡	60.00㎡	平成元年3月4日 71,600千円
面白山児童センター 神子岡前三丁目8-1	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 514.48㎡	63.00㎡	36.75㎡	136.50㎡	平成2年10月3日 19,860千円
北児童センター 豊富町御蔭 1110-3	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 356.56㎡	106.80㎡	38.64㎡	60.16㎡	平成3年4月1日 95,047千円
灘児童センター 白浜町宇佐崎中二丁目520	鉄筋コンクリート造2階建のうち1階 延床面積 388.18㎡	114.28㎡	44.04㎡	59.99㎡	平成11年4月15日 103,171千円

※ 管理運営は、指定管理者制度を導入

〔児童センター利用状況〕

(人)

年度	飾磨	広畑	網干	東	安室	東光	面白山	北	灘
30年度	64,822	26,488	34,724	41,079	39,770	21,429	47,726	20,415	36,242
元年度	57,171	29,111	26,897	35,654	34,205	21,582	41,802	18,512	31,621
2年度	11,983	18,477	16,069	12,098	17,500	14,074	16,112	8,536	13,121
3年度	13,925	21,208	20,229	12,894	21,209	19,953	19,266	11,492	19,935
4年度	16,263	23,780	23,026	18,929	16,453	22,378	19,957	11,858	20,070

(3) 小型児童館

施設名 所在地	構造・規模	機能			開設年月日
		遊戯室	図書室	集会室	建設費
坊勢児童館 家島町坊勢 303-3	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 314.80 m ²	52.80 m ²	20.00 m ²	39.20 m ²	平成 4 年 4 月 1 日 57,340 千円

※夢前ふれあいの館フレンドは、平成 28 年 3 月 31 日廃止

[小型児童館利用状況]

(人)

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
坊勢児童館	5,738	4,034	2,259	2,619	3,499

(4) 移動児童センター

児童を核に、より多くの地域の人々に児童センター活動に対する関心と参加を促し、地域一体となった児童健全育成を行うため、児童センター・児童館のない校区に対し、児童厚生員が公民館、小学校等を専用車両で巡回し、児童センターと同内容の事業を実施

- ・ 令和 5 年度実施予定回数 792 回

[移動児童センター利用状況]

(人)

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
移動児童センター	17,464	15,814	7,899	8,346	9,399

※事業は、委託により実施

25 こども食堂等運営支援事業

経済的な理由、家庭の事情等により食事を十分にとれない子どもの支援をするため、又は子どもが一人で食事をとる孤食の解消等を図るため、こども食堂に関する事業を実施し、子どもが孤独又は孤立に陥らないように子どもを行政機関等の必要な支援につなげることを目的とする団体に対しその事業に要する経費の一部を補助する。

- ・ 令和 5 年度予算額 15,000 千円 (令和 4 年度実績 1,284 千円)

26 出産・子育て応援給付金

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に合わせて、「出産応援給付金」及び「子育て応援給付金」を支給する。令和 5 年 2 月 15 日より事業開始。

- ・ 令和 5 年度予算額 401,729 千円 (令和 4 年度実績 108,832 千円)

(1) 支給対象者と支給額

ア 出産応援給付金

妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等の面談を実施後、妊婦 1 人あたり 5 万円を支給

イ 子育て応援給付金

出生した児童の養育者に対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に保健師等の面談を実施後、出生した児童 1 人あたり 5 万円を支給

※ 併せて、妊娠 8 か月頃にアンケートを実施

(2) 支給状況

区分	支給件数		支給額 (千円)
	出産応援給付金	子育て応援給付金	
4 年度	1,282	718	100,000

ひとり親の福祉

近年のひとり親家庭等を取り巻く生活環境は、雇用・養育など様々な面で厳しい状況にある。ひとり親家庭等の態様及びニーズの多様化に対応するため、総合的かつ普遍的な支援施策の整備が求められている。

本市では、母子・父子自立支援員（4名）による専門的な相談指導をはじめ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や日常生活支援等の事業を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図りその福祉を増進するための施策を推進している。

1 ひとり親家庭等相談指導状況

〔年度別推移〕

(件数)

区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
生活一般	住宅	43	61	52	36	40	
	医療・健康	14	28	23	37	21	
	家庭紛争	夫等の暴力	88	78	84	66	89
		その他	112	133	118	139	160
	就労	29	46	51	58	43	
	結婚	0	7	13	3	1	
	養育費	52	80	46	43	54	
	借金	1	2	2	2	3	
その他	165	100	113	142	115		
児童	養育	55	72	71	118	131	
	教育	187	210	158	193	151	
	非行	0	0	5	0	1	
	就職	1	4	0	1	1	
	その他	11	10	10	7	9	
生活援護	母子福祉資金	328	362	220	222	256	
	寡婦福祉資金	1	0	8	3	0	
	公的年金	0	0	1	1	2	
	児童扶養手当	8	10	19	17	35	
	生活保護	4	5	7	4	19	
	税	4	3	1	1	6	
	その他	246	261	279	184	140	
その他	10	17	7	7	10		
合計	1,359	1,489	1,288	1,284	1,287		
解決	1,359	1,489	1,288	1,284	1,287		
繰越	0	0	0	0	0		

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り扶養している児童等の福祉を増進するため、資金（12種類）を貸し付ける。

- ・ 令和5年度予算額 51,261千円（令和4年度実績 11,169千円）

〔貸付内容〕

（令和5年4月1日現在）

種類	貸付目的		限度額（円）	据置期間	償還期限	
事業開始	事業を開始するために必要な資金		個人 3,260,000 団体 4,890,000	1年	7年以内	
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金		個人 1,630,000 団体 1,630,000	6か月	7年以内	
修学	な子どもを高校、大学等へ就学させるために必要な資金	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	月額 27,000	卒業後 6か月	貸付金額により 5～20年以内
			私立	月額 45,000		
		高等専門学校	国公立	月額 31,500		
			私立	月額 48,000		
		専修学校（専門課程）	国公立	月額 67,500		
			私立	月額 89,000		
		短期大学	国公立	月額 67,500		
			私立	月額 93,500		
		大学	国公立	月額 71,000		
			私立	月額 108,500		
大学院	修士課程	月額 132,000				
	博士課程	月額 183,000				
	専修学校（一般課程）		月額 52,500			
技能習得	就職等に必要の技能を習得するために必要な資金		月額 68,000	終了後 1年	20年以内	
修業	子どもが就職等に必要の技能を習得するために必要な資金		月額 68,000	終了後 1年	20年以内	
就職支度	就職するために必要な被服等を購入するための資金		105,000	1年	6年以内	
医療介護	病気療養するため、または介護を受けるために必要な資金		医療 340,000 介護 500,000	6か月	5年以内	
生活	技能習得、医療介護資金の貸付を受けている間等、生活を安定させるために必要な資金		月額 108,000	終了後 6か月	貸付内容により 5～20年以内	
住宅	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金		1,500,000	6か月	6年以内	
転宅	住居を移転するために必要な資金		260,000	6か月	3年以内	
就学支度	子どもを高校、大学等に入学させるときに必要な資金		高校 150,000 大学 410,000 大学院 380,000	卒業後 6か月	貸付金額により 5～10.5年以内	
結婚	扶養している子どもが結婚する場合に必要な資金		310,000	6か月	5年以内	

注1 貸付利息は、無利子。ただし、事業開始・継続、技能習得、就職支度（配偶者のない女子に係るものに限る。）医療介護、生活、住宅、転宅、結婚資金については連帯保証人を立てない場合には年1%。

注 2 大学院以外の修学資金の限度額は通学方法によって異なり、本表は自宅通学の場合の金額。

注 3 就学支度資金の限度額は学校の種類や通学方法によって異なり、本表は、大学院は国公立の場合の金額で、大学院以外は国公立の自宅通学の場合の金額。

〔貸付及び償還状況（年度別推移）〕

資金種別	2 年度			3 年度			4 年度			
	件数	貸付額(円)	償還金(円)	件数	貸付額(円)	償還金(円)	件数	貸付額(円)	償還金(円)	
母子福祉資金	事業開始		228,753			234,447			245,769	
	修学	33	20,010,000	41,279,866	23	13,555,800	40,666,698	15	7,959,600	35,568,654
	技能習得	2	963,000	458,803	1	816,000	446,242	1	816,000	425,592
	修業	1	492,000	346,228			309,758			664,466
	生活			1,677,914	2	737,700	1,257,946	1	104,400	909,150
	転宅	1	181,000	345,076			272,343			104,973
	就学支度	10	3,468,700	8,323,535	5	1,725,000	8,025,191	4	1,585,000	8,389,053
	児童扶養									
	計	47	25,114,700	52,660,175	31	16,834,500	51,212,625	21	10,465,000	46,307,657
父子福祉資金	修学			45,000	1	876,000	90,000			616,000
	就学支度			13,350	1	590,000	67,772			657,692
	生活	1	315,000	15,750			63,000			63,000
	計	1	315,000	74,100	2	1,466,000	220,772			1,336,692
寡婦福祉資金	事業開始									
	修学	1	600,000	1,295,828	1	600,000	1,134,150			1,069,872
	修業									
	住宅									
	就学支度	1	293,000	31,992			31,992			46,718
	計	2	893,000	1,327,820	1	600,000	1,166,142			1,116,590
合計	50	26,322,700	54,062,095	34	18,900,500	52,599,539	21	10,465,000	48,760,939	

3 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の母、父または寡婦が就職活動や傷病などのため一時的に日常生活を営む上で支障がある場合に、必要な家事や乳幼児の保育等を行う家庭生活支援員を派遣する。

- ・ 費用負担 世帯の課税状況に応じて費用負担あり。
- ・ 令和 5 年度予算額 473 千円（令和 4 年度実績 280 千円）

4 ひとり親家庭自立支援給付事業

- ・ 令和 5 年度予算額 43,915 千円（令和 4 年度実績 24,665 千円）

(1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が厚生労働大臣の指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給する（所得制限有）。

対象講座により、支給額が異なる。

（令和 4 年度実績 9 件、566 千円）

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ア 訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など）を取得するために、養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に支給する（所得制限有）。

（令和 4 年度実績 21 件、23,724 千円）

イ 修了支援給付金

養成機関におけるカリキュラム修了後に支給する（要件有）。

（令和 4 年度実績 8 件、375 千円）

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

ひとり親家庭の親又はその子（20 歳未満）が、より良い条件での就業のために高卒認定試験の合格を目指して対策講座を受講する場合に、受講開始時、受講修了時及び試験合格時に受講料の一部を支給する。

（令和 4 年度実績 0 件）

(4) 身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設に入所中または退所した者が就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元保証人となった場合の損害保険料を市が負担する。

（令和 4 年度実績 0 件）

5 ひとり親家庭就労支援事業

児童扶養手当受給者の中で就労していない母親及び父親に対し、就労相談員（兼就業支援専門員）が個別的就労相談に応じ、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。

- ・ 令和 5 年度予算額 451 千円（令和 4 年度実績 242 千円）

- ・ 令和4年度プログラム策定件数 115件

6 養育費等支援事業

子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報啓発及び相談支援体制の充実を図る。

ア 「子どもの養育に関する合意書作成手引とQ&A」（合意書の参考書式を含む。）の作成配付

イ 弁護士による養育費等専門相談

市民相談センター内相談室にて毎月第3金曜日の13:30から16:30で1日6人まで

- ・ 令和5年度予算額 594千円（令和4年度実績 540千円）

7 養育費確保事業

ひとり親家庭の子どもの健やかな育成環境を整えるための養育費を確保するための支援を行う。

(1) 公正証書等費用助成

公正証書など養育費に関する取り決めにかかる費用を助成する。

(2) 養育費保証

養育費不払いの場合の立替保証契約を保証会社と締結する場合の初回保証料を助成する。

- ・ 令和5年度予算額 817千円（令和4年度実績 344千円）

8 面会交流支援活動助成事業

離婚した両親が自分たちだけで面会交流を行うことが難しい場合などに、親子の良い関係を育むため、面会交流支援を実施しているNPO法人家族支援センター・クローバーに対して助成を行う。

- ・ 令和4年度末事業廃止（令和4年度実績 0千円）

9 母子家庭等医療費助成

母子家庭、父子家庭、遺児に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和5年度予算額 133,566千円（令和4年度実績 117,853千円）

[年度別推移]

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額(円)
		現物給付	現金給付	合計	
30年度	4,495 (52,090)	46,850	2,519	49,369	120,290,773
元年度	4,201 (49,822)	44,634	2,482	47,116	125,981,220
2年度	3,919 (46,968)	38,812	2,291	41,103	112,650,399
3年度	3,664 (43,690)	40,493	2,241	42,734	118,185,854
4年度	3,455 (40,872)	39,356	1,896	41,252	115,289,355

10 母子・父子福祉団体の育成等

- ・ 令和5年度予算額 3,443千円（令和4年度実績 3,289千円）

[実施状況]

事業名	令和4年度実績	
	事業内容	参加者数
母子・寡婦福祉大会	開催中止	一人
若年母子家庭の集い (中播磨福祉事務所と共催)	令和4年6月19日 潮干狩り(姫路市的形)	33人
野外活動事業	令和4年7月21日 ブラジリアンパーク鷲羽山ハイランド	50人
生活指導講習会	いきいき講座 1回 ぶどう狩り(岡山美作農園)	20人
技能修得講座	簿記3級講座	7人
	基礎からのワード・エクセル講座	8人
	介護職員初任者研修	6人
	就職支援セミナー	11人
母子研修	リーダー研修	6人

11 ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭等の小学6年生に対し学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図る。

- ・ 令和5年度予算額 2,050千円(令和4年度実績 24名、1,895千円)

生活困窮者支援

平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行時に、相談窓口の名称をくらしと仕事の相談窓口に変更、生活保護申請に至る以前の困窮者に対し、早期に困窮状態から脱するための伴走型支援を行っている（生活困窮者自立支援事業）。相談内容は、経済的困窮、就労支援に関する相談が多く、各々に対応できるサービスの調整や情報の提供のほか、同行や家庭訪問による各種制度利用の手続き支援等を行っている。

1 自立相談支援事業

生活困窮状態にある人のみならず、広く困り事の相談を受け、解決の糸口を相談者と共に探していく支援を、委託により実施。（令和 5 年度予算額 62,267 千円）

〔年度別相談者数〕

	2 年度	3 年度	4 年度
相談者数	798 人	1,121 人	1,011 人
プラン策定件数 (内再プラン)	321 件 (82 件)	367 件 (115 件)	322 件 (128 件)

〔年齢別相談件数〕

(令和 4 年度実績)

~19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60~ 64 歳	65 歳~	不明	左記の男女別			合計
								男	女	不明	
6	86	147	162	221	70	217	102	633	375	3	1,011

〔問題別相談件数（該当項目複数あり）〕

(令和 4 年度実績)

病気・健康 ・障害	住まい	収入・ 生活費	債務・ 家計管理	就職活動・ 職場定着	社会的孤立・ 引きこもり・ 不登校	家族・地域 ・人間関係	DV・ 虐待	その他	合計
700	562	919	267	859	19	348	7	221	3,902

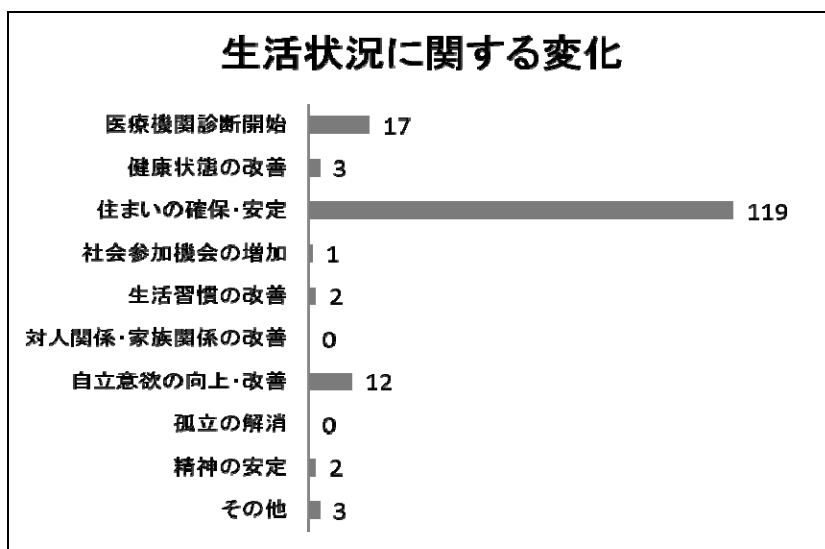
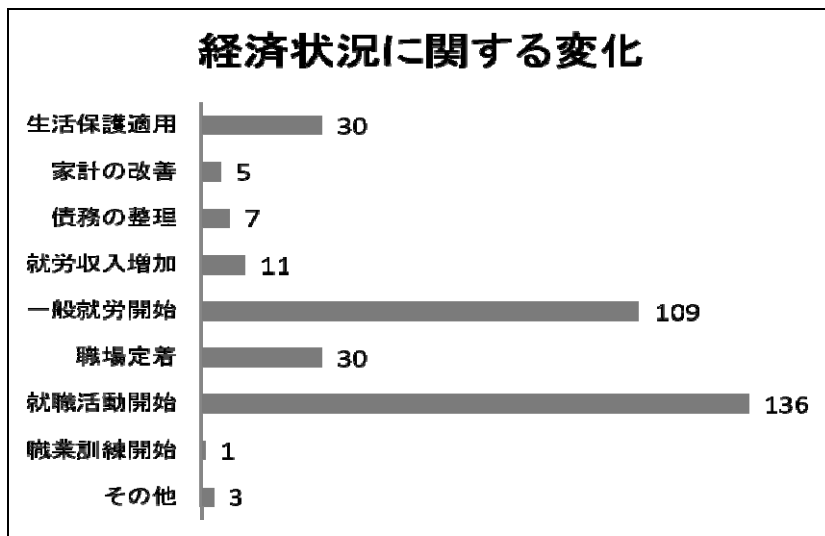
就労支援を希望する人には、ハローワーク姫路（ワークサポートひめじ）や当事業委託先と連携した就労支援、当窓口で行っている無料職業紹介を活用し、就労先へのマッチングを行う。あわせて、面接練習や履歴書の書き方の指導、就職後の定着支援などを実施。

〔就労支援人数（該当項目複数あり）〕

(人)

	2 年度	3 年度	4 年度
生活保護受給者等就労自立促進事業	245	310	290
委託による就労支援	252	289	268
無料職業紹介	80	71	55

[プラン策定により見られた変化 (該当項目複数あり)] (令和4年度実績)



2 住居確保給付金事業

離職等又はやむを得ない休業等により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であつて、所得が一定水準以下で本市規定の要件を満たす人に対して、有期で家賃相当分の給付金を支給すると共に、支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を実施。(令和5年度予算額 22,407千円)

[年度別利用者数]

	2年度	3年度	4年度
新規利用決定者数	210人	89人	59人
支給件数	868件	339件	307件

3 就労準備支援事業

直ちに就労する事が困難な人に、講座やしごと体験等への参加を通して、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を図ることにより、就職活動に向けての準備を行う支援を委託により実施。(令和5年度予算額 5,906千円)

〔支援内容〕

- ①日常生活自立支援（安定した生活習慣形成が必要な方）
 - ・規則正しい生活を行うためのアドバイス
 - ・食生活や身だしなみについてのアドバイス
 - ②社会自立支援（社会参加のための基礎づくりが必要な方）
 - ・コミュニケーション能力向上に向けたグループワークの実施
 - ・話し方、マナー、服装についてのセミナーの実施
 - ・ボランティア体験の場の提供
 - ③就労自立支援（就労に向けた実践的な支援が必要な方）
 - ・ハローワークや求人誌の活用法の指導
 - ・就職対策講座、履歴書の作成支援、模擬面接の実施
 - ・内職作業、しごと体験の場の提供
- ◆ 就労に向けての準備が整えば、就労支援も実施。支援員が個別の求人開拓を含めた就労支援及び就労決定後の職場への定着支援を行う。

〔年度別利用者数〕

	2年度	3年度	4年度
利用者数	4人	2人	0人
延利用月数	22ヶ月	6ヶ月	0ヶ月

4 家計改善支援事業

何らかの収入がありながら、支出の仕方に問題があるため、収支のバランスが取れなくなり、公共料金や家賃、税、保険料等の滞納や債務が発生している又はそのおそれがある人に対して、収支のバランスが取れた家計のやりくりを自ら行えるよう、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する支援員による支援を委託により実施。（令和5年度予算額 2,140千円）

〔年度別利用者数〕

	2年度	3年度	4年度
利用者数	4人	7人	7人
延利用月数	11ヶ月	24ヶ月	30ヶ月

5 一時生活支援事業

失業等により住居を失った人に、一時的に宿泊場所と食事等の提供を行い、併せて生活再建のための就労支援や、他の制度活用による施設入所等の支援を実施。（令和5年度予算額 17,624千円）

〔年度別利用者数〕

	2年度	3年度	4年度
利用者数	57人	30人	18人
延利用日数	1,483日	901日	526日

6 学習支援事業

低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止する事を目的に、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生等を対象として、塾形式の学習支援を委託により、個別訪問型支援を直営により実施。

(令和5年度予算額 10,369千円)

[支援内容]

- ① 塾形式で原則毎週実施。また、交流会の開催、プログラミング体験や教育関連施設での活動など、居場所づくり、体験活動の場の提供を行うほか、保護者への受検情報の提供や教育相談も実施する。
- ② 学習支援員が、不登校生及び進学が困難と思われる生徒宅を、学習指導、進学のための情報提供等、個々の生徒の必要に応じた支援を行う。また、支援の効果を高めるため、保護者の同意の下、教育委員会、各学校、総合教育センター等と情報を共有し連携する。
- ③ 学習支援員が、事業を利用した高校生を対象に面談を実施し、高校中退防止のための支援を行う。通信制高校の生徒については、レポート提出及びスクーリングの出席状況に注意し、確実な単位取得を支援する。

[年度別利用者数]

・塾形式

	2年度	3年度	4年度
利用者数	27人	36人	38人
延利用回数	875回	1,305回	1,348回

・個別訪問型

	2年度	3年度	4年度
利用者数	19人	23人	18人
延利用回数	462回	443回	473回

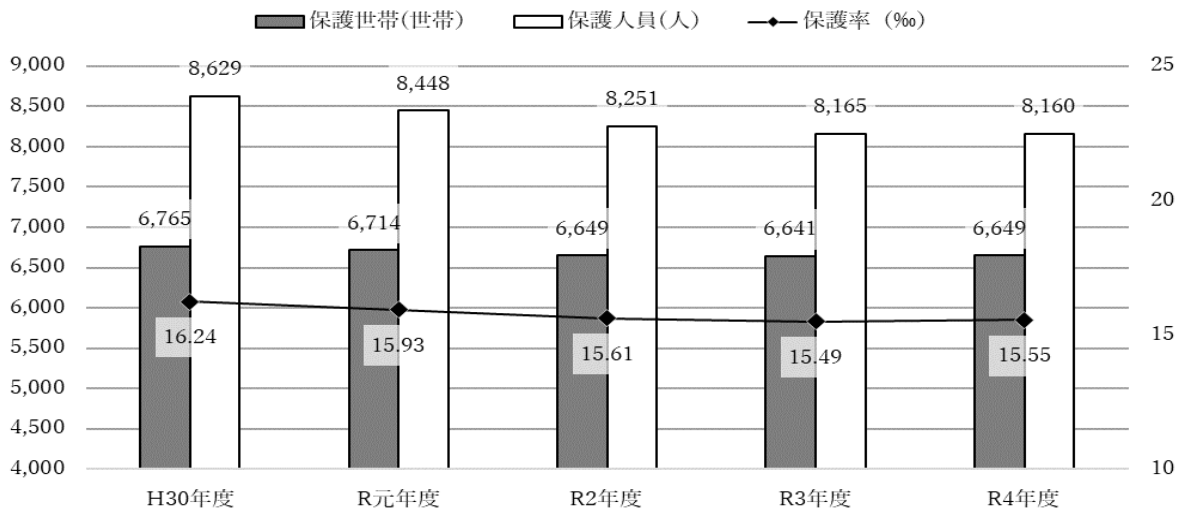
生活保護

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

生活保護を適用するにあたっては、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。

本市における生活保護の現状は、次のとおりである。

1 保護人員、保護世帯数



[種類別被保護世帯数及び人員の年度別推移]

区分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
被保護 (実数)	世帯数	6,765	6,714	6,649	6,641	6,649
	人員	8,629	8,448	8,251	8,165	8,160
生活扶助	世帯数	6,040	5,960	5,873	5,829	5,834
	人員	7,755	7,543	7,335	7,218	7,209
住宅扶助	世帯数	5,843	5,788	5,726	5,730	5,749
	人員	7,450	7,278	7,108	7,050	7,070
教育扶助	世帯数	266	248	214	195	199
	人員	403	370	310	295	296
介護扶助	世帯数	1,762	1,826	1,854	1,908	1,924
	人員	1,831	1,887	1,903	1,958	1,980
医療扶助	世帯数	5,916	5,884	5,727	5,732	5,750
	人員	7,126	6,994	6,682	6,669	6,687
出産扶助 (年間延人員)		21	12	12	14	8
生業扶助 (年間延人員)		1,801	1,903	1,530	1,387	1,336
葬祭扶助 (年間延人員)		215	193	153	170	219

[受給世帯類型別推移]

年度 \ 類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他の世帯	合計
30年度	3,894	260	1,728	883	6,765
元年度	3,962	235	1,661	856	6,714
2年度	3,970	209	1,633	837	6,649
3年度	4,027	187	1,589	838	6,641
4年度	4,019	193	1,569	868	6,649

[世帯人員別被保護世帯の状況]

(令和4年7月被保護者調査)

年度 \ 世帯人数	5人以上	4人	3人	2人	1人	合計
30年度	44	79	231	957	5,397	6,708
元年度	45	68	206	896	5,449	6,664
2年度	42	61	184	847	5,458	6,592
3年度	41	60	162	783	5,504	6,550
4年度	43	63	158	777	5,523	6,564

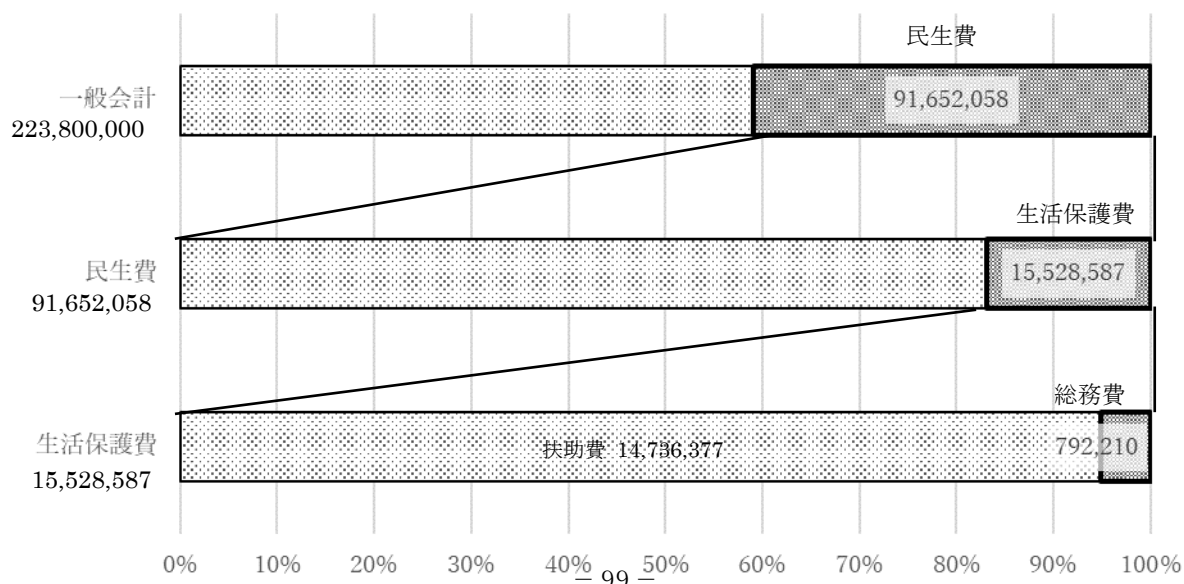
[年齢階級別]

(令和4年7月被保護者調査)

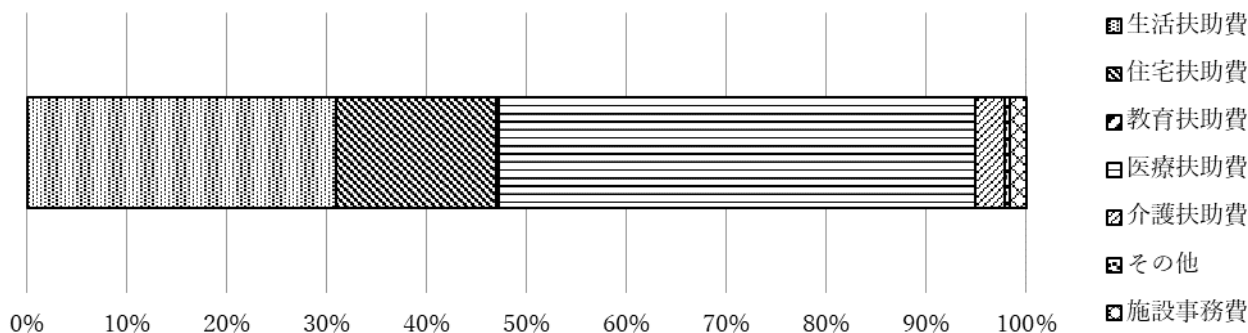
年齢 \ 性別	～5歳	～11歳	～14歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳以上	合計
男	72	75	69	93	95	119	335	596	903	1,598	3,955
女	53	99	51	80	109	168	294	513	538	2,188	4,093
合計	125	174	120	173	204	287	629	1,109	1,441	3,786	8,048

2 生活保護費

[令和5年度予算 (単位：千円)]



〔令和5年度予算 扶助費 内訳 (予算額 14,736,377 千円)〕



(1) 生活扶助費(4,562,562 千円 31.0%)

日常生活の基本である衣食の費用や光熱費、家具什器などの基本生活費、11月～3月の冬季加算、年末に個々の生活費に加えられる期末一時扶助、入院日用品費、介護施設入所者生活費、障害者、妊産婦の加算、児童養育の加算、母子加算、該当者の介護保険料、不動産鑑定費用等、救護施設入所者の生活扶助等

(2) 住宅扶助費(2,360,845 千円 16.0%)

家賃、地代等にあてる費用や最低生活維持の上から必要とされる家屋補修費

(3) 教育扶助費(44,938 千円 0.3%)

義務教育就学中の児童生徒の学年別・性別に必要な学用品や通学用品ほか正規の教材、高等学校等就学費、学校給食費等

(4) 医療扶助費(7,025,085 千円 47.7%)

指定医療機関に支払う診療報酬、眼鏡・下肢装具等の治療材料費、あん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の施術費等

(5) 介護扶助費(424,096 千円 2.9%)

要介護状態・要支援状態の被保護者に介護扶助(介護保険利用者負担分の扶助)を適用する経費

(6) その他(71,607 千円 0.5%)

ア 出産扶助費(5,138 千円)

分娩の介助に必要な処置費及び衛生材料費

イ 生業扶助費(33,018 千円)

被保護世帯の収入の増加、自立助長を図るための生業費や技能修得費、就職支度金等

ウ 葬祭扶助費(28,490 千円)

葬祭に必要な経費

エ 就労自立給付金(1,761 千円)

保護受給中の就労について、収入認定された額の一定の範囲内を仮想的に積立し、安定就労し、保護廃止時に支給

オ 進学準備給付金(3,200 千円)

大学等に進学した者に対して支給

(7) 施設事務費(247,244 千円 1.7%)

救護施設入所者の施設事務費

[種類別保護費の推移]

年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他の扶助	施設事務費	合計
30年度	4,793,969,872	2,384,545,970	47,366,177	6,899,494,698	407,373,649	62,775,214	228,692,924	14,824,218,504
元年度	4,583,464,652	2,346,852,872	38,472,640	6,970,448,955	399,762,237	53,279,610	244,368,200	14,636,649,166
2年度	4,466,169,173	2,325,385,783	33,996,434	6,776,581,246	389,783,068	47,683,521	253,034,976	14,292,634,201
3年度	4,385,808,120	2,328,142,388	34,074,685	6,856,602,462	432,759,300	50,656,778	250,701,847	14,338,745,580
4年度	4,376,827,062	2,353,902,291	32,336,333	6,897,782,620	460,673,689	61,573,786	238,188,425	14,421,284,206

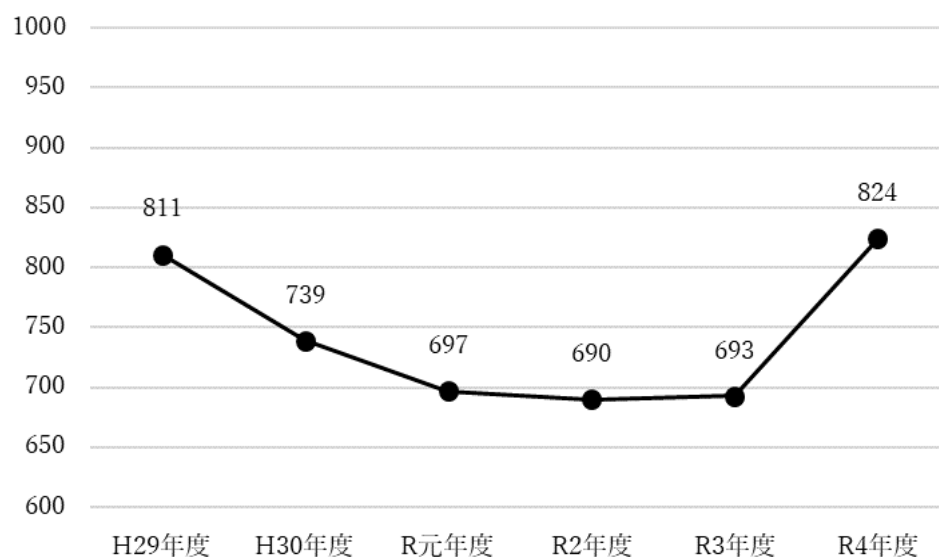
※平成30年度保護費より、「その他の扶助」に「進学準備給付金」が追加されている

[生活保護費の推移]

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数	218,811	221,263	223,254	225,396	227,497
人口	531,314	530,170	528,519	527,263	524,806
保護世帯数	6,765	6,714	6,649	6,641	6,649
保護人員	8,629	8,448	8,251	8,165	8,160
保護率(%)	16.24	15.93	15.61	15.49	15.55
保護費(円)	14,824,218,504	14,636,649,166	14,292,634,201	14,338,745,580	14,421,284,206
1人あたりの月額	143,163	144,380	144,353	146,344	147,276

3 生活保護申請状況

件数



〔保護開始要因〕

(令和4年度実績)

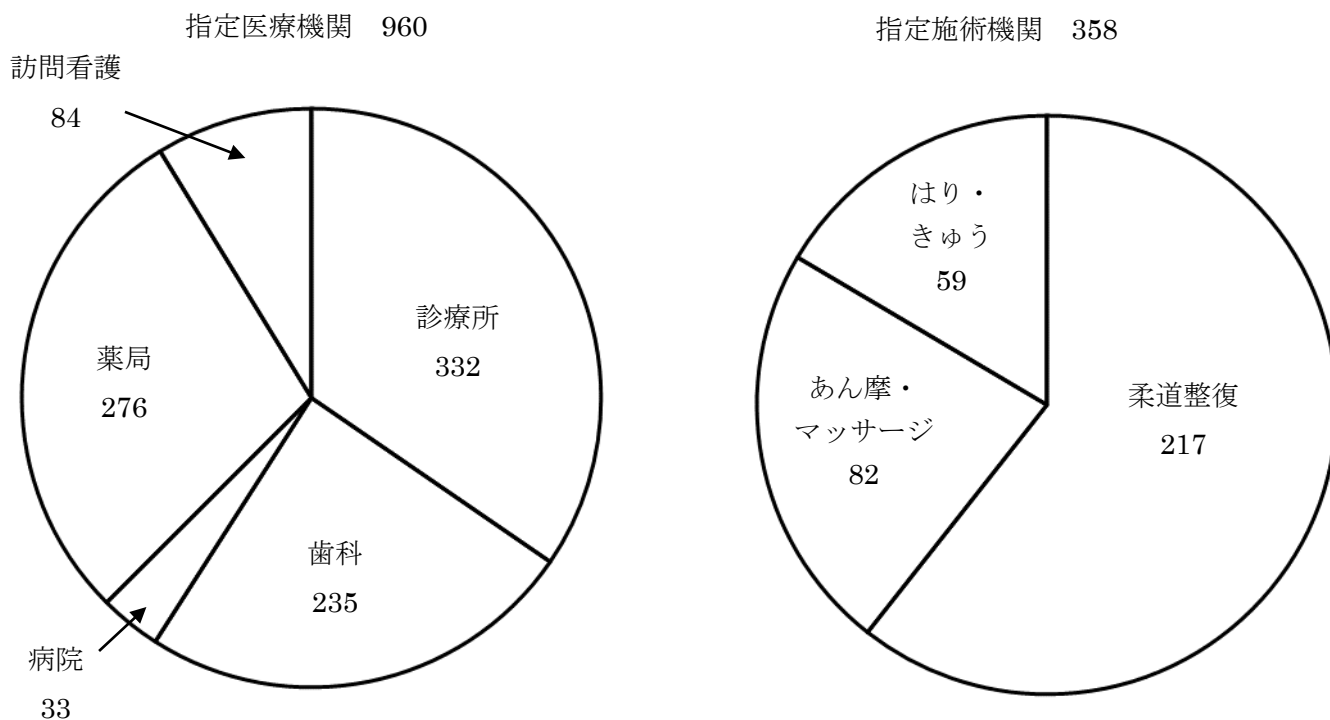
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
世帯主疾病	14	9	9	21	21	13	16	16	22	8	11	27	187
世帯員疾病	0	1	0	1	0	0	1	0	1	2	1	4	11
稼働者の	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	離別等	0	5	0	4	1	0	1	3	1	0	3	19
	不在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働収入減少喪失	9	6	8	10	5	8	7	5	5	9	2	7	81
年金仕送減少喪失	6	3	2	6	6	3	9	3	9	8	4	3	62
手持金減少喪失	19	26	17	41	22	24	15	44	33	21	27	30	319
その他	5	6	14	11	7	6	4	7	5	3	5	9	82
合計	53	56	50	94	62	54	53	78	76	51	54	82	763

4 医療扶助費

〔年度別推移〕

年度	支出額 (円)		件数	1件当たりの平均額 (円)
30年度	6,899,494,698		209,457	32,940
	診療報酬 (入院・外来等)	6,857,218,288	195,283	35,114
	事務所払 (検診料等)	42,276,410	14,174	2,983
元年度	6,970,448,955		211,745	32,919
	診療報酬 (入院・外来等)	6,922,219,183	195,538	35,401
	事務所払 (検診料等)	48,229,772	16,207	2,976
2年度	6,776,581,246		201,232	33,675
	診療報酬 (入院・外来等)	6,731,450,524	184,643	36,457
	事務所払 (検診料等)	45,130,722	16,589	2,721
3年度	6,856,602,462		208,388	32,903
	診療報酬 (入院・外来等)	6,812,310,494	188,786	36,085
	事務所払 (検診料等)	44,291,968	19,602	2,260
4年度	6,897,782,620		208,003	33,162
	診療報酬 (入院・外来等)	6,846,123,938	186,864	36,637
	事務所払 (検診料等)	51,658,682	21,139	2,444

〔指定医療・施術機関〕 (令和5年3月末時点)



〔医療費扶助人員〕

年度	合計	入院		入院外	
		単給	併給	単給	併給
30年度	7,126	144	227	75	6,681
元年度	6,994	143	254	79	6,518
2年度	6,682	145	264	74	6,199
3年度	6,669	145	256	76	6,192
4年度	6,687	136	254	81	6,216

5 教育扶助費

〔教育扶助の内容〕 (令和5年4月1日現在)

区分	小学校	中学校
基準額	3,680円	6,100円
教材代	正規の教材として学校長または教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	

〔受給人員〕

(令和4年7月被保護者調査)

年度	小学校		中学校		総数	
	合計	1年	合計	1年	合計	1年
30年度	244	24	157	47	401	71
元年度	223	35	142	40	365	75
2年度	187	16	127	43	314	59
3年度	166	23	114	34	280	57
4年度	174	24	119	40	293	64

6 住宅扶助費

〔住宅扶助（家賃、間代）の状況〕

(令和4年7月被保護者調査)

月額 年度	1 ～ 8,000 円	8,001 ～ 13,000 円	13,001 ～ 18,000 円	18,001 ～ 20,000 円	20,001 ～ 26,000 円	26,001 ～ 30,000 円	30,001 円以上
30年度	31	290	275	139	489	534	4,122
元年度	27	232	262	140	505	525	4,117
2年度	27	231	259	146	500	516	4,122
3年度	30	211	256	139	488	512	4,139
4年度	31	198	245	133	478	499	4,212

7 介護扶助費内訳（令和4年度実績）

区分		介護の報酬	
		件数	金額（円）
居宅介護	訪問介護	9,862	153,450,108
	訪問入浴介護	118	753,728
	訪問看護	5,480	43,142,507
	訪問リハビリテーション	233	2,243,609
	居宅療養管理指導	10,910	12,355,058
	通所介護	3,818	47,671,256
	通所リハビリテーション	866	14,514,456
	短期入所生活介護	331	10,230,324
	短期入所療養介護	21	469,333
	特定施設入居者生活介護	2,869	100,615,352
	福祉用具貸与	9,693	27,499,928
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	159	5,199,730
	夜間対応型訪問介護	0	0
	地域密着型通所介護	1,973	24,464,049
	認知症対応型通所介護	14	119,728
	小規模多機能型居宅介護	119	2,656,575
	認知症対応型共同生活介護	12	328,876
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	47	3,675,757
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設	27	4,433,381
	介護老人福祉施設	857	25,018,601
	介護老人保健施設	321	15,325,616
	介護療養型医療施設	2	67,531
	介護医療院	94	3,402,122
介護予防	介護予防訪問介護	0	0
	介護予防訪問入浴介護	0	0
	介護予防訪問看護	1,054	4,617,874
	介護予防訪問リハビリテーション	87	297,507
	介護予防居宅療養管理指導	809	808,366
	介護予防通所介護	0	-228
	介護予防通所リハビリテーション	494	2,985,525
	介護予防短期入所生活介護	33	101,688
	介護予防短期入所療養介護	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	321	2,987,200
	介護予防福祉用具貸与	3,754	3,544,272
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	61	495,086
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0
居宅介護支援	902	13,598,890	
介護予防支援	221	1,049,351	
特定入所者介護サービス費	1,217	11,196,366	
小計（ア）	55,562	539,319,522	
高額介護サービス費支給分（B）		107,634,295	
合計（ア） （A）－（B）		431,685,227	

区分	福祉事務所支払分	
	件数	金額（円）
福祉用具購入	64	409,196
介護予防福祉用具購入	43	271,759
住宅改修	35	303,526
介護予防住宅改修	22	324,002
移送	0	0
介護サービス費 （非指定介護機関）	0	0
その他	52	4,674,562
合計（イ）	216	5,983,045

区分		福祉事務所支払分	
		件数	金額（円）
介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	3,877	11,686,028
	第一号通所事業	2,418	10,842,775
	第一号生活支援事業	0	0
	介護予防ケアマネジメント	91	480,883
小計（C）			23,009,686
高額介護予防サービス費（D）			4,269
合計（ウ） （C）－（D）		6,386	23,005,417

福祉事務所数	1 か所
支出額総合計額 （ア）＋（イ）＋（ウ）	460,673,689

地域福祉

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員として、区域を担当している区域担当委員 865 名と児童福祉に関する事項を担当する主任児童委員 63 名の計 928 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）が、民間奉仕者として市民の福祉の増進を図るため、関係行政機関、社会福祉事業施設等と連携しながら、地域住民の福祉ニーズを把握し、相談、情報提供、連絡通報などの活動を展開している。

1 民生委員・児童委員委嘱状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区分		区域担当委員	主任児童委員
定数		872 人	63 人
委嘱数		865 人	63 人
性別	男	291 人	8 人
	女	574 人	55 人

2 民生委員児童委員協議会

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

名称	地区	区域担当委員	主任児童委員
第一民生委員児童委員協議会	東、城東、城巽、城南	55	3
第二 "	船場、城西、城陽、荒川、手柄	85	5
第三 "	太市、白鳥、青山、峰相、曾左、林田	64	5
第四 "	城北、城乾、広峰、野里、水上、増位	78	6
第五 "	山田、船津、豊富、砥堀	37	3
第六 "	安室、安室東、高岡、高岡西	61	4
飾磨 "	英賀保、津田、飾磨橋西、飾磨橋東、高浜、妻鹿	89	5
白浜 "	白浜、糸引、八木、的形、大塩	63	5
広畑 "	広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂	81	6
網干 "	網干、網干西、旭陽、勝原、余部	64	5
川東 "	四郷、別所、御国野、谷内、谷外、花田	76	6
家島 "	家島、坊勢	14	2
夢前 "	置塩、古知、前之庄、山之内、菅生、上菅、苧野	41	3
香寺 "	中寺、香呂、香呂南	44	3
安富 "	安富	13	2
合計		865	63

3 年間活動状況

(1) 相談・支援件数

[内容別件数 (件)]

(令和4年度実績)

相談内容	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	活 子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
区域担当 委員	1,230	1,046	2,808	249	696	393	438	174	221	706	427	1,256	3,670	4,377	17,691
主任児童 委員	2	0	12	192	256	359	0	0	0	3	0	8	3	38	873
合計	1,232	1,046	2,820	441	952	752	438	174	221	709	427	1,264	3,673	4,415	18,564
率(%)	6.6	5.6	15.2	2.4	5.1	4.1	2.4	0.9	1.2	3.8	2.3	6.8	19.8	23.8	100

[分野別件数 (件)]

(令和4年度実績)

相談分野	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	合計
区域担当 委員	13,420	709	1,529	2,033	17,691
主任児童 委員	13	9	838	13	873
合計	13,433	718	2,367	2,046	18,564
率(%)	72.4	3.9	12.7	11.0	100

(2) その他の活動件数

[内容別件数 (件)]

(令和4年度実績)

活動内容	その他の活動						訪問回数		連携調整回数		活動日数
	調査・実態把握	参加・協力	行事・事業・会議への	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の 通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	
区域担当 委員	22,728	11,036	46,105	30,021	2,958	48	212,397	87,358	80,938	25,194	138,185
主任児童 委員	63	870	2,657	2,211	0	2	185	489	6,590	3,155	7,390
合計	22,791	11,906	48,762	32,232	2,958	50	212,582	87,847	87,528	28,349	145,575

4 民生・児童推進委員

(1) 趣旨

社会奉仕の精神に基づき、区域担当の民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童推進委員を設置し、地域における福祉協力体制の整備を図る。

(2) 設置人数

区域担当の民生委員・児童委員 1 人につき 2 人以内を設置する。

(3) 職務

ア 福祉に関する情報を民生委員・児童委員に連絡通報すること。

イ 市の福祉施策の普及啓発を行うとともに、市の実施する在宅福祉サービス事業に積極的に協力すること。

ウ 姫路市社会福祉協議会の実施する在宅福祉サービス事業に積極的に協力すること。

エ その他地域の福祉活動に協力すること。

福祉のまちづくり

高齢者や障害者を含むすべての人が公益的施設等を円滑に利用できるよう福祉のまちづくりの推進を図っている。

1 福祉のまちづくり条例

本市では、平成4年4月に「姫路市高齢者及び障害者等まちづくり整備に関する要綱」を制定して福祉のまちづくりの推進を図っていたが、平成5年10月に兵庫県の「福祉のまちづくり条例」が施行されたことに伴い、同要綱を廃止し、現在は同条例によりその推進を図っている。

2 公共交通バリアフリー化促進事業

公共交通機関のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者等が公共交通機関を容易に利用することができる福祉のまちづくりの理念の実現を図るため、事業者に対しバリアフリー化に要する費用の一部を補助している。

(1) バス

バス事業者がノンステップバス車両等を購入する経費の一部を補助する。

年度	導入台数	補助金額
H28年度	ノンステップバス（大型1台、大型ハイブリッド3台、中型1台）	3,175千円
H29年度	ノンステップバス（大型2台、大型ハイブリッド3台）	3,500千円
H30年度	ノンステップバス（大型2台、大型ハイブリッド3台）	3,500千円
R元年度	ノンステップバス（大型2台、大型ハイブリッド4台）	4,200千円
R4年度	ノンステップバス（大型ハイブリッド1台）	700千円

※ 補助対象経費と車両価格との差額を補助（国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)）

(2) 鉄道駅舎

鉄道事業者が駅舎にエレベーターや多機能トイレ等を設置する経費の一部を補助する。

年度	対象駅	補助対象	補助金額	補助率
H16年度	JR 姫路駅 (新幹線駅)	エレベーター2基 下りエスカレーター2基等	45,082千円	国(1/3)、 県(1/6)、 市(1/6)、 事業者(1/3)
	JR 網干駅	エレベーター2基 多機能トイレ等	27,241千円	
H17年度	JR 英賀保駅	エレベーター2基 多機能トイレ等	29,785千円	
H18～19年度	JR 御着駅	エレベーター2基 多機能トイレ等	⑱ 6,989千円	
			⑲ 29,492千円	
H22年度	山電白浜の宮駅	エレベーター2基 多機能トイレ等	26,200千円	
H24～25年度	JR 野里駅	エレベーター1基 多機能トイレ等	㉒ 1,355千円	
			㉓ 15,553千円	
H27年度	山電網干駅	スロープ 多機能トイレ等	8,333千円	
R4年度	山陽夢前川駅	設計事務費 (工事は令和5年度)	④2,700千円	

災害時要援護者対策

平成 23 年の東日本大震災や台風 12 号等の風水害等の経験から、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者（災害対策基本法における「避難行動要支援者）」への支援が早急に求められていることから、災害時要援護者支援事業や福祉避難所の体制整備を進めている。

1 災害時要援護者支援事業

災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」の把握や、その効果的な避難支援体制の整備を目的に、平成 24 年 6 月から、各地域において自主防災会等で構成する災害時要援護者地域支援協議会を設立していただき、災害時要援護者台帳の整備等の取組みを進めて、災害時要援護者に対する地域ネットワークの構築を図っている。

また、令和 2 年度からは、市が保有する情報から、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な方々をまとめた避難行動要支援者名簿の掲載者のうち、自身の名簿情報の提供に不同意の意思を示さなかった避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者である災害時要援護者地域支援協議会に提供し、災害時要援護者台帳とあわせて活用していただくこととしている。

(1) 災害時要援護者地域支援協議会設立状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

72 地区のうち 71 地区で設立

(2) 台帳登録状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

登録者数：11,151 人

[内訳] ※重複あり

・ 高齢者（65 歳以上）	9,315 人
・ 要介護・要支援認定者	6,585 人
・ 身体障害者手帳所持者	4,598 人
・ 療育手帳所持者	936 人
・ 精神障害者保健福祉手帳所持者	184 人
・ その他	98 人

(3) 避難行動要支援者名簿掲載者状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

掲載者数：24,063 人

2 福祉避難所

災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、公共施設 19 か所、民間施設 54 か所の計 73 か所を福祉避難所に指定している（令和 5 年 4 月 1 日現在）。

また、福祉避難所へのヘルパーの派遣、介護用品等の確保及び要援護者移送に関する協定を締結し、迅速で総合的な対応ができる体制を整えている。

(1) 災害時における福祉避難所に関する協定

災害時に、施設内における福祉避難所用スペースの確保、福祉避難所の開設及び運営、要援護者の受入体制の整備等を要請する。

[協定の相手方]

- ・ 社会福祉法人 41 法人 53 施設（特別養護老人ホーム 40、小規模多機能ホーム 1、軽費老人ホーム 1、介護付有料老人ホーム 1、障害者支援施設 9、救護施設 1）
- ・ 株式会社姫路キャッスルグランヴィリオホテル
- ・ 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校、兵庫県立姫路特別支援学校

(2) 災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定

福祉避難所開設時に、ヘルパーの派遣を要請する。

[協定の相手方]

- ・ 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会

(3) 災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

福祉避難所開設時に、介護用品等の優先的な確保及び貸借等による提供を要請する。

[協定の相手方]

- ・ 株式会社あっぷる
- ・ 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング
- ・ 株式会社ダスキンユニオン ダスキンレントオール姫路イベントセンター

(4) 災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定

福祉避難所への要援護者の移送を要請する。

[協定の相手方]

- ・ 神姫バス株式会社

民間施設 (54 か所)		小規模多機能ホーム (1)	いやさか	
特別養護老人ホーム (40)	あおやま	軽費老人ホーム (1)	ケアハウス青山苑	
	あさなぎ	介護付有料老人ホーム(1)	かつはら	
	いえしまホーム	障害者支援施設 (9)	愛光園	
	泉の杜		香翠寮	
	いやさか苑		三愛園	
	うさぎ		三恵園	
	大津みやび野ホーム		播磨福祉事業館	
	オレンジ姫路		姫路暁乃里	
	キャッシル真和		姫路学園	
	清住園		ゆめさきの家	
	銀の櫛		夢前リハビリセンター	
	光寿園	救護施設 (1)	ジョイガーデン	
	香照苑	ホテル (1)	姫路キャッスルグランヴィリオホテル	
	厚生園	公共施設 (19 か所)		
	こうろ苑	保健福祉サービスセンター (8)	西保健福祉サービスセンター	
	こころ広畑		東保健福祉サービスセンター	
	サン・ビレッジ姫路		北保健福祉サービスセンター	
	サン・ビレッジ夢前		灘保健福祉サービスセンター	
	サンライフ土山		飾磨保健福祉サービスセンター	
	サンライフ御立		西保健センター (広畑保健福祉サービスセンター)	
	サンライフ西庄		網干保健福祉サービスセンター	
	汐里		家島保健福祉サービスセンター	
	しかまの里		特別支援学校 (4)	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
	書写ひまわりホーム			兵庫県立姫路特別支援学校
	しらさぎの里			兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
	清寿園			書写養護学校
	星陽	障害者福祉施設 (3)	障害者体育館	
	第二姫路・勝原ホーム		書写障害者デイサービスセンター	
	なごみの里		広畑障害者デイサービスセンター	
	ネバーランド	老人福祉センター (2)	すこやかセンター	
	白鳥園		楽寿園	
	姫路・勝原ホーム	養護老人ホーム (1)	ふれあいの郷養護老人ホーム	
	むれさき苑	その他 (1)	夢前福祉センター	
	美郷苑			
	山彦ホーム			
	ゆめさき三清荘			
	夢の里			
	ライフサポートひめじ			
	ライフビラ姫路			
	和好苑			

DV被害者支援

婦人相談の実施及びDV相談支援センターの運営

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく婦人相談等について、助言・指導を行い、これら要保護者の自立更生を図っている。

なお、これまで家庭内の問題、パートナー間等の問題として見過ごされてきた配偶者等からのDV（配偶者等からの暴力）については、DV防止法の趣旨を踏まえ、被害者が安心して相談できる窓口として、平成24年7月に配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）を開設し、婦人相談員が被害者の立場に立ったきめ細かな支援を行っている。

- ・ DV相談支援センター

婦人相談員：4名 電話 221-1532

[令和4年度 婦人相談員による相談内容]

事項	件数	事項	件数
施設入寮希望	93	家庭問題	96
経済問題（生活費・医療費）	7	暴力団等関係問題	0
職業問題	0	その他	46
結婚・離婚問題	394	合計	645
住宅問題	9		

成年後見支援センター

1 設置の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方等に対し、成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援等を行う。

本市では、平成 26 年 10 月に姫路市成年後見支援センターを設置し、センター職員による一般相談や弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による専門相談、権利擁護フォーラムや親族後見人に対する講座等による制度の普及・啓発のほか、住み慣れた地域において市民が後見業務の担い手となる「市民後見人」の養成と活動の支援等を行っている。

2 センター事業

(1) 成年後見制度に関する相談業務

[相談件数]

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計	うち 専門相談
30 年度	1,726	88	88	54	1,956	127
元年度	2,461	168	62	41	2,732	132
2 年度	2,228	151	58	13	2,450	98
3 年度	2,041	117	79	67	2,304	78
4 年度	1,603	81	71	57	1,812	94

(2) 制度の普及・啓発

市民向け、専門職向けに権利擁護フォーラムを開催している。また、事業所や親族後見人等に対し研修会等を実施するなどし、成年後見制度の普及・啓発を図っている。

・権利擁護フォーラム

(令和 4 年度概要)

- ア 日 時 令和 5 年 1 月 29 日 (日)
- イ 会 場 姫路市総合福祉会館
- ウ 参加者 59 人 (来場 37 名、ZOOM 配信 22 名)
- エ 講 師 おおごだ法律事務所 大胡田 誠 氏
- オ テ ー マ 成年後見制度と相続について

(3) 市民後見人の養成・活動支援

市民が後見業務の担い手となる市民後見人等養成研修を開催し、研修修了者を市民後見人として登録している。また、市民後見人を対象とした研修会の開催、後見業務に関する相談対応をはじめとする後見活動支援を行っている。

〔市民後見人登録者数〕

年度	登録者	うち新規
30年度	20人	9人
元年度	21人	7人
2年度	30人	10人
3年度	32人	8人
4年度	30人	6人

※ 年齢等により市民後見人登録要件に該当しなくなった者がいるため、当該年度の市民後見人登録者は、前年度市民後見人登録者と当該年度の新規登録者の合計とは必ずしも一致しない。

姫路市愛の基金

1 趣旨

社会的援護を要する人のうち、特に法外援護の必要な人に対して資金を給付し、または貸し付けることにより、生活の安定と自立の援護を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

なお、事業に要する経費は、基金の運用収益と市の費用で賄っている。

- 令和4年度末 愛の基金積立金 1,524,868,384 円

2 事業

- 愛の福祉金 令和5年度予算額 540,256 千円（令和4年度実績 501,208 千円）

区分		対象	区分		対象
難病患者 者援護	難病患者等受診支援金	1,656 人	児 童 ・ 母 子 援 護	交通・災害遺児奨学金	延 48 人
	スモン患者療養補給金	3 人		児童養護施設等間食費助成	延 2,286 人
障害者 援 護	心身障害者扶養共済事業助成	25 件		児童養護施設等入所児童就職祝金	4 人
	身体障害者福祉金	11,620 人		交通・災害遺児手当	延 156 人
	知的障害者福祉金	2,148 人	困窮者 援 護	生活保護世帯援護	105 件
	精神障害者福祉金	3,397 人		行路困窮者援護	56 件
			老 人 援 護	敬老金	7,241 人
				百歳敬彰金	146 人

- 愛の福祉事業 令和5年度予算額 1,812 千円（令和4年度実績 1,081 千円）

区分	対象	区分	対象
障害者愛の贈物	3 件	行旅病人援護事業	17 人
敬老の日の贈物	148 人	善意の日事業	1 日

姫路市保健医療推進基金

1 趣旨

藤森春樹氏からの寄附1億円を原資として、姫路市の保健医療の増進に資するため、平成30年度から基金を設置している。

- 令和4年度末 保健医療推進基金積立金 69,886,284 円

2 事業

新生児聴覚検査費助成事業 令和5年度予算額 13,408 千円

令和4年度充当額 12,534 千円

新型コロナウイルス感染症対策事業 令和5年度予算額 30,000 千円

（令和5年度から地域医療対策事業に変更）令和4年度充当額 18,932 千円

社会福祉法人等指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して社会福祉法その他関係法令に基づく指導監査を実施している。

また、届出保育施設（認可外保育施設）については、児童の安全確保及び施設等利用費の適正な支給等の観点から、同施設に対して児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく立入調査を行っている。

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

[令和4年度実績]

監査対象数	監査実施数	文書指摘法人数	文書指摘件数
77	26	9	17

[令和3年度実績]

監査対象数 a	監査実施数 b	文書指摘法人数 c	文書指摘件数 d	改善済件数 e	改善率 e/d
77	23	6	8	4	50.0%

※ 「文書指摘法人数」は、文書指摘を行った法人の実数を計上。「文書指摘件数」は、文書指摘事項の延件数を計上

※ 「改善済件数」は、令和3年度監査の指摘件数に対して令和4年度監査実施時点で改善が確認された件数。「改善率」は、令和3年度監査の指摘件数に対する「改善済」の割合

2 社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

[令和4年度実績]

区分	監査対象数	監査実施数	文書指摘施設数	文書指摘件数
保育所	14	14	2	5
保育所型認定こども園	21	21	3	4
母子生活支援施設	1	1	0	0
幼保連携型認定こども園	43	21	10	13
地方裁量型認定こども園	1	1	1	1
幼稚園型認定こども園	6	3	1	4
新制度幼稚園	1	1	0	0
養護老人ホーム	2	1	0	0
特別養護老人ホーム	44	12	4	6
軽費老人ホーム（ケアハウス）	8	2	0	0
高齢者支援センター	2	0	—	—
障害福祉サービス事業	21	3	0	0
障害者支援施設	9	2	0	0
婦人保護施設	1	0	—	—
合計	174	82	21	33

※ 監査対象数は令和5年3月31日の施設数

[令和3年度実績]

区分	監査対象数 a	監査実施数 b	文書指摘施設数 c	文書指摘件数 d	改善済件数 e	改善率 e/d
保育所	16	11	3	3	3	100.0%
保育所型認定こども園	18	14	4	10	6	60.0%
母子生活支援施設	1	0	—	—	—	—
幼保連携型認定こども園	41	31	4	6	5	83.3%
地方裁量型認定こども園	3	3	1	1	1	100.0%
幼稚園型認定こども園	6	6	3	3	1	33.3%
養護老人ホーム	2	0	—	—	—	—
特別養護老人ホーム	44	0	—	—	—	—
軽費老人ホーム(ケアハウス)	8	0	—	—	—	—
障害福祉サービス事業	21	0	—	—	—	—
障害者支援施設	9	0	—	—	—	—
婦人保護施設	1	0	—	—	—	—
合計	170	65	15	23	16	69.6%

※ 監査対象数は令和4年3月31日の施設数

※ 「文書指摘施設数」は、文書指摘を行った施設の実数を計上。「文書指摘件数」は、文書指摘事項の延件数を計上

※ 「改善済件数」は、令和3年度監査の指摘件数に対して令和4年度監査実施時点で改善が確認された件数。「改善率」は、令和3年度監査の指摘件数に対する「改善済」の割合

3 認可外保育施設に対する立入調査の実施状況

[令和4年度実績]

(令和5年3月31日現在)

区分	監査対象数 a	監査実施数 b	監査実施率 b/a	文書指摘施設数 c	文書指摘率 c/b
届出保育施設(※1)	91	31	34.1%	13	41.9%
うちベビーホテル(※2)	1	1	100.0%	1	100.0%
うち居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)	5	2	40.0%	0	0%
届出対象外施設	6	0(※3)	—	—	—
幼稚園併設施設	6	0(※3)	—	—	—
合計	97	31	32.0%	13	41.9%

※1 届出保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出対象施設

※2 ベビーホテルとは、次のいずれかを常時運営しているもの

ア 夜8時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合)

※3 幼稚園型認定こども園に対する実地指導監査として包括的に実施(令和4年度:3施設)

事業所の指定及び指導等

平成 24 年度から介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監査を実施している。(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者については、令和元年度より実施)

1 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類	事業所数 (R4.3 末)	令和 4 年度		事業所数 (R5.3 末)	令和 4 年度 実地指導等	
		新規	廃止			
居宅介護支援	180	5	9	176	34	
居宅サービス	訪問介護	163	14	7	170	25
	訪問入浴介護	6	0	0	6	0
	訪問看護	83	10	4	89	9
	訪問リハビリテーション	7	1	0	8	0
	居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
	通所介護	109	6	4	111	19
	通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
	短期入所生活介護	45	1	1	45	13
	短期入所療養介護	0	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	11	0	0	11	1
	福祉用具貸与	38	2	0	40	2
	特定福祉用具販売	37	2	0	39	2
介護予防支援	23	0	0	23	10	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	6	0	0	6	0
	介護予防訪問看護	83	9	4	88	9
	介護予防訪問リハビリテーション	7	1	0	8	0
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	45	1	1	45	13
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	9	0	0	9	1
	介護予防福祉用具貸与	37	2	0	39	2
	特定介護予防福祉用具販売	37	2	0	39	2
	地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	1	1	8
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		108	6	6	108	20
認知症対応型通所介護		3	0	0	3	0
小規模多機能型居宅介護		21	0	0	21	1
認知症対応型共同生活介護		37	0	0	37	1
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		15	0	0	15	2
看護小規模多機能型居宅介護		5	1	0	6	0
介護予防認知症対応型通所介護		3	0	0	3	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		21	0	0	21	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	37	0	0	37	1	
施設サービス	介護老人福祉施設	34	1	1	34	13
	介護老人保健施設	11	0	0	11	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	介護医療院	4	0	0	4	0
合計	1,233	65	38	1,260	183	

※ 事業所数には、休止、停止を含み、みなし指定を含まない。廃止には、失効、取消、辞退を含む。

2 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定及び指導状況（姫路市内の事業所）

サービス種類	事業所数 (R4.3 末)	令和 4 年度		事業所数 (R5.3 末)	令和 4 年度 実地指導等
		新規	廃止		
総合事業訪問介護	152	14	7	159	25
総合事業訪問生活援助	6	0	0	6	0
総合事業通所介護	204	12	9	207	39
合計	362	26	16	372	64

※ 事業所数には、休止、停止を含む。廃止には、失効、取消を含む。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類	事業所数 (R4.3 末)	令和 4 年度		事業所数 (R5.3 末)	令和 4 年度 実地指導等	
		新規	廃止			
障害福祉サービス事業	居宅介護	94	6	5	95	2
	重度訪問介護	94	6	5	95	2
	行動援護	8	0	0	8	2
	重度包括支援	0	0	0	0	0
	同行援護	24	0	1	23	1
	療養介護	1	0	0	1	1
	生活介護	53	4	3	54	12
	短期入所	23	4	0	27	5
	共同生活援助	35	6	1	40	5
	宿泊型自立訓練	1	0	0	1	0
	自立生活援助	0	0	0	0	0
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	3	1	0	4	1
	就労移行支援（一般型）	12	0	0	12	5
	就労移行支援（資格型）	0	0	0	0	0
	就労継続支援（A型）	13	2	0	15	5
	就労継続支援（B型）	66	5	2	69	19
就労定着支援	7	1	0	8	1	
障害者支援施設	施設入所支援	9	0	0	9	2
	生活介護	9	0	0	9	2
	就労継続支援（B型）	1	0	0	1	0
	自立機能（機能訓練）	0	0	0	0	0
相談支援事業	計画相談支援	44	5	2	47	3
	地域移行支援	13	2	0	15	1
	地域定着支援	13	2	0	15	1
	障害児相談支援	30	5	2	33	1
障害児通所支援事業	児童発達支援	29	5	0	34	8
	放課後等デイサービス	61	8	3	66	14
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
	保育所等訪問支援	11	2	0	13	2
	居宅訪問型児童発達支援	4	0	0	4	2
地域生活支援事業	102	9	3	108	3	
合計	760	73	27	806	100	

※ 事業所数には、休止を含む。廃止には、指定取消・失効・辞退分を含む。

社会福祉研修

社会福祉に関する事業または事務に従事する者（社会福祉事業従事者）の資質を向上し、社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成9年度から社会福祉研修事業を実施している。

〔令和5年度予算 2,973千円（研修厚生センター予算 1,309千円含む）〕

○市主催研修（令和4年度実績） 社会福祉施設職員対象

	研修名	受講者数
・児童福祉施設等対象 保育所・認定こども園	① 保育士・保育教諭 初任者研修	109名
	② 事故防止研修 「保育のヒヤリハットと安全対策のPDCA基礎研修」	135名
	③ 人権擁護研修 「人権擁護のためのセルフチェックリストについて」	98名
	④ 保育所等における自己評価研修	105名
	⑤ 食物アレルギー研修	103名
	⑥ 特別支援保育研修	91名
福祉施設等対象 老人・障害者	⑦ 社会福祉施設等新任職員研修	82名
	⑧ 虐待防止研修 「職員による虐待の原因分析と対応」	75名
	⑨ リスクマネジメント研修	45名
等対象 社会福祉法人	⑩ 社会福祉法人運営研修 「社会福祉法人の健全な経営に向けたスコアカードの活用」	28名
	⑪ 社会福祉法人会計研修 「社会福祉法人経理規程解説」	47名
全社会福祉施設等対象	〈感染症対策研修〉	
	⑫ 管理者向け	230名
	⑬ 初任者向け	177名
	⑭ 専門職向け	40名
	⑮ 不審者対策研修	124名
	⑯ 食中毒予防研修	157名
	⑰ ラインケア研修	89名
⑱ 労務管理研修	180名	
事業者向け サービス 介護	⑲ ハラスメント防止研修	144名
合計		2,059名

○市主催研修（令和4年度実績） 行政職員対象

研修名	受講者数
保健福祉行政新任職員研修	1日目 55人 2日目 52人
福祉行政職員手話研修（入庁3年目の職員）（研修厚生センター予算分）	39名

○派遣研修（令和4年度実績） 行政職員 合計13名参加（研修厚生センター予算分）

兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修	地域母子保健研修会7「地域栄養活動～妊産婦から子ども～」
新生児・小児領域における感染対策の最新知識	保育実習指導者セミナー
兵庫県認定こども園園長等研修	福祉・介護職員処遇改善加算の仕組みと運用実務
公立保育所等トップセミナー	ケアプラン点検のポイント
兵庫県認定こども園主幹保育教諭等研修	初心者のための社会福祉法人会計入門
看護師対象セミナー	指定居宅介護支援事業所における指導監査のポイント
管理職対象セミナー1	

社会福祉施設整備

1 老人福祉施設整備

民間による特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

(1) 令和5年度予算額 664,060 千円

(2) 事業内容

- ・ 医療・介護ゾーンにおける広域型特別養護老人ホーム創設 1 か所
- ・ 広域型特別養護老人ホーム転換 2 か所

2 地域密着型サービス拠点整備

民間による小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、その法人等に対し建設費や開設準備経費等の一部を助成する。

(1) 令和5年度予算額 201,435 千円

(2) 事業内容

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 か所
- ・ 既存施設の防災・減災対策改修
- ・ 既存施設の新型コロナウイルス対策改修
- ・ 介護施設等の看取り環境の整備
- ・ 介護職員用宿舍整備

3 児童福祉施設等整備

(1) 保育所・認定こども園

保育環境の向上と安全の確保を図るため、老朽化している市立保育所・認定こども園の改修等の施設整備を行う。

・ 令和5年度予算額 47,900 千円

・ 事業内容

保育所 改修等 6 か所

幼保連携型認定こども園 改修等 4 か所

また、民間による児童福祉施設等整備のうち、施設の新築及び老朽化した施設等の増築、改築又は改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

・ 令和5年度予算額 383,713 千円

・ 事業内容

幼保連携型認定こども園 改築 1 か所

保育所型認定こども園 改築 1 か所

既存施設の新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる改修支援事業

(2) 児童センター等整備

のびのびと活動できる子どもの居場所の充実を図るため、老朽化している宿泊型児童館・市立児童センター等の施設及び設備の改修等の整備を行う。

- ・ 令和 5 年度予算額 80,700 千円

4 障害者福祉施設整備

民間による障害者福祉施設の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

(1) 令和 5 年度予算額 0 千円

(2) 事業内容

- ・ 障害者福祉施設 なし

5 施設整備資金利子補給事業

施設の新設・増改築等の資金に充てるため、社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金に係る利子の一部を助成する。

(1) 令和 5 年度予算額 692 千円

(2) 事業内容

- ・ 保育所等 1 か所 (60 千円)
- ・ 障害者福祉施設 なし

保健衛生

1 保健所

保健所は、市民の健康を守る拠点として、保健衛生・生活衛生の向上を図り、乳幼児から高齢者に至るまで、市民のライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを支援するため、各種事業を展開している。

これらの健康づくりに加え、健康危機の発生予防対策や被害の拡大防止などの健康危機管理も行っている。

- (1) 所在地 坂田町 3
- (2) 開設年月日 昭和 23 年 7 月 10 日（平成 7 年 1 月 4 日 現在地に移転）
- (3) 管理運営 姫路市
- (4) 規模・構造・建設事業費

〔中央保健センター〕

- ・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上 6 階 地下 1 階
- 6 階 環境衛生研究所
- 5 階 食肉衛生検査センター・会議室
- 4 階 保健所事務フロア（総務課・中央保健センター・食肉衛生検査センター）
- 3 階 保健所事務フロア（衛生課・予防課・防疫課・健康課）
- 2 階 保健所健診フロア
- 1 階 中央保健福祉サービスセンター・予防課
- ・ 敷地面積 3,265 m²
- ・ 延床面積 13,075.9 m²
- ・ 建設事業費 103 億 5 千万円



2 こどもの未来健康支援センター

こどもの未来健康支援センターは、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、思春期から妊娠期、子育て期にわたるライフステージに応じた切れ目のない支援をするため、より専門性を備えた思春期保健と母子保健の包括的支援の拠点として、各種事業を展開している。

- (1) 所在地 日出町三丁目3番地
- (2) 開設年月日 令和5年4月1日
- (3) 管理運営 姫路市
- (4) 規模・構造・建設事業費
 - ・ 構造 鉄骨造2階建
 - ・ 敷地面積 3,250 m²
 - ・ 延床面積 1,581.36 m²
 - ・ 建設事業費 約5億8千万円



3 保健センター

市内6か所の保健センター及びその分室は、地域の特性に対応した、市民の生涯にわたる健康づくりの推進拠点施設として設置され、乳幼児健診・乳幼児健康相談、地域住民の健康相談、保健指導、健康診査、健康教育等の対人サービス、市民の自主的な保健活動の育成等の総合的な保健サービスを提供している。

(1) 中央保健センター

- ア 所在地 坂田町3 (保健所4階)
- イ 開設年月日 平成26年4月1日
- ウ 規模・構造
 - ・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
 - ・ 敷地面積 3,265 m² (保健所施設を含む)
 - ・ 延床面積 13,075.9 m²のうち100.91 m²
- エ 分室
 - ・ 中央保健センター北分室 (開設:平成26年4月1日)
砥堀428
 - ・ 中央保健センター安富分室 (開設:平成26年4月1日)
安富町安志1151 (安富事務所内)

(2) 南保健センター

- ア 所在地 飾磨区細江2655
- イ 開設年月日 昭和54年4月1日 (平成22年10月12日 現在地に移転)
- ウ 規模・構造
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 平屋建
 - ・ 敷地面積 9,707 m² (飾磨支所を含む)
 - ・ 延床面積 1,652.4 m²
(飾磨支所 507.2 m²、南保健センター 999.7 m²、屋外倉庫 145.5 m²)

エ 分室

- ・ 南保健センター家島分室（開設：平成 26 年 4 月 1 日）
家島町宮 2169

(3) 西保健センター

- ア 所在地 広畑区正門通三丁目 2-2
- イ 開設年月日 昭和 35 年 11 月 1 日（平成 16 年 5 月 6 日 現在地に移転）
- ウ 規模・構造
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
 - ・ 敷地面積 2,348.97 m²
 - ・ 延床面積 2,336.99 m²のうち 1,635.13 m²（広畑保健福祉サービスセンターを含む）

4 保健福祉サービスセンター

保健福祉サービスセンターは、保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービス及び福祉サービスを一元的に提供することを目的として設置している。事業としては、保健・福祉の情報提供や各種サービスの申請受付など保健福祉に関するサービスを提供している。

名称	所在地	開設年月日
中央保健福祉サービスセンター	坂田町 3（保健所 1 階）	平成 7 年 1 月 4 日
西保健福祉サービスセンター	飾西 728-5（西市民センター内）	平成 4 年 10 月 1 日
東保健福祉サービスセンター	御国野町御着 283-15	平成 9 年 4 月 10 日
北保健福祉サービスセンター	砥堀 428 ※中央保健センター北分室に併設	平成 15 年 4 月 1 日
灘保健福祉サービスセンター	白浜町宇佐崎中二丁目 520	平成 11 年 4 月 15 日
飾磨保健福祉サービスセンター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1	平成 15 年 4 月 1 日
広畑保健福祉サービスセンター	広畑区正門通三丁目 2-2 ※西保健センターに併設	平成 16 年 5 月 6 日
網干保健福祉サービスセンター	網干区垣内中町 119	平成 7 年 4 月 1 日
家島保健福祉サービスセンター	家島町宮 2169 ※南保健センター家島分室に併設	平成 18 年 3 月 27 日
夢前保健福祉サービスセンター	夢前町前之庄 2160（夢前事務所内）	平成 18 年 3 月 27 日
香寺保健福祉サービスセンター	香寺町中屋 14 番地（香寺事務所内）	平成 18 年 3 月 27 日
安富保健福祉サービスセンター	安富町安志 1151（安富事務所内） ※中央保健センター安富分室に併設	平成 18 年 3 月 27 日

5 保健センター・保健センター分室・保健福祉サービスセンター業務実績

(1) 保健センター業務実績（令和4年度）

	相談					健康教育		自主グループ活動支援		保健福祉申請受付※1 件数
	訪問	電話	来所	その他	延件数	回数	延人数	回数	延人数	
中央保健センター	2,330	5,052	2,426	26	9,834	66	3,476	85	353	2,611
北分室	953	1,619	372	115	3,059	20	528	14	266	534
安富分室	411	455	153	80	1,099	30	776	7	92	61
南保健センター	2,684	5,651	2,078	19	10,432	62	3,645	0	0	5,824
家島分室	37	285	48	121	491	4	69	65	1,188	8
西保健センター	1,352	2,876	455	37	4,720	53	2,951	116	884	905
合計	7,767	15,938	5,532	398	29,635	235	11,445	287	2,783	9,943

※1 南保健センターは、保健福祉サービスセンター受付業務も含む

(2) 保健福祉サービスセンター業務実績（令和4年度）

	相談件数			申請受付						自主グループ活動支援	
	電話※1	来所※1	延件数※1	介護保険関係	高齢者支援関係	障害福祉関係	後期高齢者医療関係	保健所予防課関係（特定難病、予防接種等）	その他※2	回数※1	延人数※1
中央	/	/	/	619	10	924	2	2,490	28	/	/
西	404	599	1,003	2,045	22	621	1	519	2	68	1,854
東	122	870	992	1,006	23	296	0	270	1	18	62
北	/	/	/	932	9	387	0	323	4	/	/
灘	162	223	385	849	8	367	0	301	4	246	3,180
飾磨	120	236	356	1,330	94	137	0	50	0	376	2,569
広畑	/	/	/	837	11	609	1	613	4	/	/
網干	443	1,642	2,085	810	21	795	0	569	0	126	2,121
家島	/	/	/	5	83	24	0	64	12	/	/
夢前	251	518	769	1,446	413	787	0	201	450	0	0
香寺	707	2,207	2,914	2,069	814	1,876	0	584	1,699	0	0
安富	110	416	526	513	281	478	0	210	564	/	/
合計	2,319	6,711	9,030	12,461	1,789	7,301	4	6,194	2,768	834	9,786

※1 保健センター・保健センター分室と併設の保健福祉サービスセンターの相談件数及び自主グループ活動支援は、(1)保健センター業務実績で計上

※2 夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンターのその他は、地域事務所で扱っていた福祉事務も含む

6 環境衛生研究所

感染症や食中毒に関する病原微生物検査、食品の理化学検査及び細菌・ウイルス検査、環境に関する理化学検査、井戸水等の飲用水検査など、多岐にわたる検査を実施し、市民の健康と生活環境を守るための科学的データを提供している。

- (1) 所在地 坂田町 3 (保健所 6 階)
 (2) 開設年月日 昭和 49 年 2 月 (平成 7 年 1 月 4 日 現在地に移転)
 (3) 検査内容

種類	内容
臨床検査	ウイルス感染症等に係る血液検査
微生物検査	感染症及び食中毒に伴う病原微生物検査、腸内細菌検査 (検便) 並びに環境等の微生物検査
環境検査	工場・事業場排水、浄化槽・衛生センター等の排水、公共用水等の水質検査及び大気、煙道排ガス、悪臭、酸性雨等の理化学検査
土壌・廃棄物検査	土壌及び廃棄物等の理化学検査
飲用水等検査	専用・特設水道水、井戸水及び災害時市民開放井戸に係る水質検査並びにプール・浴場水等の理化学及び微生物検査
一般室内環境検査	シックハウス原因物質の検査
食品検査	食品中の細菌・ウイルス検査 野菜・果実の残留農薬・防かび剤、魚介類の動物用医薬品・PCB 等の食品汚染物質、肉類の動物用医薬品、一般食品の成分規格・添加物等の理化学検査
家庭用品検査	衣料品・寝具 (繊維製品) の有害物質検査

(4) 検査実績

[検査状況 (年度別推移)]

年度	臨床・微生物学検査		理化学検査		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
30 年度	17,472	87,817	2,104	34,516	19,576	122,333
元年度	16,382	31,391	2,074	34,680	18,456	66,071
2 年度	24,206	37,072	1,811	30,264	26,017	67,336
3 年度	15,260	25,846	1,653	23,774	16,913	49,620
4 年度	11,227	21,846	1,842	28,433	13,069	50,279

〔各種検査状況〕

(令和4年度実績)

臨床・微生物学検査			理化学検査		
検査対象物	検体数	項目数	検査対象物	検体数	項目数
○細菌・ウイルス	11,227	21,846	○生活水質	589	3,806
腸管系細菌	9,715	19,301	水道原水	12	28
食品	87	146	飲用水	237	2,418
食中毒	41	137	水道水	(51)	(955)
感染症等	1,209	1,850	井戸水	(186)	(1,463)
一般環境	175	412	その他	(0)	(0)
○結核	0	0	利用水	54	198
○寄生虫卵	0	0	浴場、プール水	286	1,162
○ウイルス(血清)※	0	0	○環境	1,057	7,919
エイズ	0	0	水質	499	5,172
B型肝炎	0	0	工場排水	(240)	(2,466)
C型肝炎	0	0	浄化槽水	(52)	(372)
○性病検査(梅毒反応)※	0	0	地下水	(29)	(492)
○その他	0	0	その他	(178)	(1,842)
			大気	548	2,663
			環境大気	(472)	(1,936)
			煙道排ガス	(16)	(167)
			悪臭	(20)	(120)
			雨水	(40)	(440)
			特定粉じん	(0)	(0)
			その他	(0)	(0)
			土壌、廃棄物	10	84
			○一般室内環境	0	0
			○食品	163	16,675
			野菜、果実	57	15,247
			魚介類	8	156
			肉類	28	788
			一般食品	63	449
			容器包装	7	35
			○家庭用品	33	33
計	11,227	21,846	計	1,842	28,433
合計				13,069	50,279

※派遣検査分を含む

7 公衆衛生

(1) 食品衛生

食品の安全・安心を確保し、市民の健康の保護を図るため、「姫路市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品衛生関係施設の計画的な監視指導や営業の許可を行うとともに、食品の収去検査を行い、不良食品を排除することに努めている。

〔旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業動態表及び監視指導状況〕 (令和4年度実績)

業種	営業許可施設数		延 監 施 視 設 実 数 施	営業許可申請数		廃業施設数	処分件数					告発件数		
	3年 度末	4年 度末		更 新	新 規		営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	始 末 書 徴 収		そ の 他	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,873	2,195	148			678						2	
	仕出屋・弁当屋	179	140	17			39							
	旅館	86	62	2			24							
	その他	2,127	1,652	82			475							
	計	5,265	4,049	249			1,216							2
菓子製造業	694	566	39			128							1	
乳処理業														
特別牛乳搾取処理業														
乳製品製造業	7	6	3			1								
集乳業														
魚介類販売業	422	308	104			114								
魚介類せり売営業	7	2	6			5								
魚肉練り製品製造業	6	5	10			1								
食品の冷凍又は冷蔵業	48	39	11			9								
かん詰又はびん詰食品製造業	17	13	3			4								
喫茶店営業	309	249	4			60								
あん類製造業	5	4				1								
アイスクリーム類製造業	66	54	4			12								
乳類販売業														
食肉処理業	19	14	4			5								
食肉販売業	167	131	45			36								
食肉製品製造業	6	4				2								
乳酸菌飲料製造業														
食用油脂製造業	2	2												
マーガリン又はショートニング製造業														
みそ製造業	6	4	2			2								
醤油製造業	3	2	3			1								
ソース類製造業	3	2				1								
酒類製造業	10	9	1			1								
豆腐製造業	13	12	1			1								
納豆製造業	1	1	2											
めん類製造業	58	43	5			15								
そうざい製造業	116	101	17			15							1	
添加物製造業	13	11	3			2								
食品の放射線照射業														
清涼飲料水製造業	11	9	1			2								
氷雪製造業	2	1	1			1								
氷雪販売業														
合計	7,276	5,641	518			1,635							4	

〔改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業動態表及び監視指導状況〕（令和4年度実績）

業種	営業許可施設数		延 監 施 視 設 実 数 施	営業許可申請数		廃 業 施 設 数	処分件数							告 発 件 数
	3年 度末	4年 度末		継 続	新 規		営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	回 収 命 令	廃 棄 命 令	始 末 書 徴 収	そ の 他	
飲食店営業	1,001	2,218	993	640	1,298	81						1	2	
調理の機能を有する自動販売機	17	25	2		8									
食肉販売業	44	82	21	26	39	1								
魚介類販売業	51	106	76	41	58	3							1	
魚介類競り売り営業		5	5		5									
集乳業														
乳処理業														
特別牛乳搾取処理業														
食肉処理業	1	2	3		1									
食品の放射線照射業														
菓子製造業	97	210	71	49	116	3							1	
アイスクリーム類製造業	4	8	4	1	4									
乳製品製造業		4	3	1	3									
清涼飲料水製造業	1	5	5	1	4									
食肉製品製造業	3	5		1	2									
水産製品製造業	8	19	11		11									
氷雪製造業	1	3	1	1	2									
液卵製造業														
食用油脂製造業														
みそ又はしょうゆ製造業		5	4		5									
酒類製造業		4	2		4									
豆腐製造業	1	2		1	1									
納豆製造業														
麺類製造業	14	26	5	10	12									
そうざい製造業	32	50	15	6	18								1	
複合型そうざい製造業	1	2	2		1									
冷凍食品製造業		2	2		2									
複合型冷凍食品製造業		1			1									
漬物製造業	2	7	3		5									
密封包装食品製造業	2	5	5		3									
食品の小分け業	2	5	4		2									
添加物製造業	3	5		2	2									
合 計	1,285	2,806	1,237	784	1,604	88						1	5	

[改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係施設動態表及び監視指導状況] (令和4年度実績)

業種	届出営業施設数		監視実施施設延施設数	届出施設数	廃業施設数	処分件数							告発件数
	3年度末	4年度末				営業禁止	営業停止	改善命令	回収命令	廃棄命令	始末書徴収	その他	
給食施設	学校	57											
	病院・診療所	15											
	事業所	5											
	その他	182											
	小計	259	486	79	263	36							
旧許可業種	魚介類販売業(包装魚介類)	53	92	8	46	7							
	食肉販売業(包装食肉)	308	289	9	8	27							
	乳類販売業	764	719	7	8	53							
	冰雪販売業	11	11										
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	416	398	1	27	45							
販売業	弁当販売業	4	8	1	4								
	野菜果物販売業	22	302	130	280								
	米穀類販売業	14	15		1								
	通信販売・訪問販売による販売業	3	3		1	1							
	コンビニエンスストア	41	45	16	11	7							
	百貨店、総合スーパー	95	102	18	8	1							
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	202	200		8	10							
	その他の食料・飲料販売業	582	2,896	37	2,329	15							
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	5	30		25								
	いわゆる健康食品の製造・加工業												
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	11	17	2	6								
	農産保存食料品製造・加工業	3	9	1	6								
	調味料製造・加工業	6	6	2									
	糖類製造・加工業	1	1										
	精穀・製粉業	4	5		1								
	製茶業	8	9	1	1								
	海藻製造・加工業	3	3	3									
	卵選別包装業	5	6		1								
その他の食料品製造・加工業	59	37	21	23	45						1		
上記以外のもの	行商	15	32	21	17								
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6	522		517	1							
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの												
	その他	1	1	1									
合計	2,901	6,244	358	3,591	248							1	

(2) 環境衛生

市民が日常生活の中で利用し、密接な関係を有する環境衛生関係施設（興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）、水道施設、化製場、墓地、特定建築物等の施設の許認可や監視指導を行うとともに、営業者自らによる自主管理の推進に努めている。また、衛生害虫等に関する相談の対応も行っている。

[環境衛生関係施設数及び衛生監視状況]

(令和4年度実績)

		施設数 前年度末	施設許 可確認 数	施設廃 業失効 数	施設本 年度末 数	延回 監視 回数 実施	行政処分等施設数			備考		
							取消等	停止	始末書等 交付 指導票			
営業六法関係	興行場	映画	1	0	0	1	0	0	0	0		
		演劇	2	0	0	2	1	0	0	0		
		音楽	1	0	0	1	0	0	0	0		
		スポーツ	0	0	0	0	0	0	0	0		
		演芸	0	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	6	1	0	7	1	0	0	0		
		計	10	1	0	11	2	0	0	0		
	旅館	旅館・ホテル	104	4	6	102	44	0	0	8		
		簡易宿所	31	3	2	32	8	0	0	1		
		下宿	8	0	0	8	0	0	0	0		
		季節旅館	0	0	0	0	0	0	0	0		
		季節簡宿	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	143	7	8	142	52	0	0	9		
	公衆浴場	一般	6	0	0	6	8	0	0	1		
		特殊	温泉	7	0	0	7	11	0	0	3	
			共同	2	0	0	2	0	0	0	0	
			サウナ	8	0	2	6	1	0	0	0	
			ゴルフ	5	0	0	5	2	0	0	1	
			福祉	7	0	2	5	3	0	0	0	
			社宅	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ヘルスセンター	1	0	0	1	2	0	0	1	
スポーツ施設			7	0	0	7	9	0	0	3		
その他		13	1	0	14	10	0	0	4			
計	56	1	4	53	46	0	0	13				
理容所	418	9	12	415	15	0	0	0				
美容所	1,218	96	61	1,253	130	0	0	0				
クリーニング所	一般	84	0	7	77	34	0	0	0			
	取次所	183	2	44	141	21	0	0	0			
	計	267	2	51	218	55	0	0	0			
営業六法合計		2,112	116	136	2,092	300	0	0	22			

		前 年度 末 施 設 数	施 許 可 確 認 施 設 数	施 廃 業 失 効 施 設 数	施 本 年 度 末 施 設 数	延 監 視 実 施 回 数	行政処分等施設数			備 考	
							取 消 等	停 止	始 未 書 等		交 付 指 導 票
営業六法関係以外	水道関係	専用水道	18	0	0	18	3	0	0	0	
		特設水道	9	1	0	10	2	0	0	0	
		簡易専用水道	1,195	15	9	1,201	31	0	0	2	
		小規模受水槽	1,735	56	20	1,771	48	0	0	0	
		計	2,957	72	29	3,000	84	0	0	2	
	化製場	化製場	274	3	3	274	8	0	0	0	
		死亡獣畜取扱場	1	0	0	1	0	0	0	0	
		準用施設	12	0	0	12	0	0	0	0	
		動物飼養施設	33	0	0	33	0	0	0	0	
		計	320	3	3	320	8	0	0	0	
	墓地等	墓地	358	0/(1)/1	0	359	6	0	0	0	許可件数/(変更許可件数)/既存みなし件数
		納骨堂	24	2/(0)/0	0	26	3	0	0	0	
		火葬場	8	0/(0)/0	0	8	0	0	0	0	
		計	390	2/(1)/1	0	393	9	0	0	0	
	特定建築物	興行場	3	0	0	3	1	0	0	0	
		百貨店	33	0	0	33	2	0	0	0	
		店舗	8	0	0	8	0	0	0	0	
		事務所	56	1	0	57	2	0	0	0	
		学校	12	0	0	12	0	0	0	0	
		旅館	18	0	0	18	0	0	0	0	
		その他	22	0	0	22	0	0	0	0	
		計	152	1	0	153	5	0	0	0	
	建築物清掃業等	建築物清掃業	3	3(1)	0	5	3	0	0	0	()内は、うち期間満了再登録申請件数
		建築物空気環境測定業	4	1(1)	0	4	2	0	0	0	
		建築物空気調和用ダクト清掃業	0	0(0)	0	0	0	0	0	0	
		建築物飲料水水質検査業	3	0(0)	0	3	0	0	0	0	
		建築物飲料水貯水槽清掃業	30	8(7)	0	31	8	0	0	0	
		建築物排水管清掃業	7	1(1)	0	7	2	0	0	0	
		建築物ねずみ昆虫等防除業	11	0(0)	0	11	0	0	0	0	
		建築物環境衛生総合管理業	10	0(0)	0	10	0	0	0	0	
計		68	13(10)	0	71	15	0	0	0		
遊泳用プール	公営	8	0	0	8	7	0	0	0		
	営業	15	0	0	15	15	0	0	2		
	その他	3	0	0	3	1	0	0	0		
	計	26	0	0	26	23	0	0	2		
	クリーニング無店舗取次店	7	0	0	7	0	0	0	0		
	コインランドリー	169	6	10	165	7	0	0	0		
	温泉利用施設	26	0	2	24	20	0	0	0		
	住宅宿泊事業	2	3	0	5	0	0	0	1		

(3) 狂犬病予防

ア 犬の登録及び予防注射

わが国では昭和 31 年の 6 頭を最後に狂犬病の発生はないが、国外において今なお狂犬病の発生が続き、多くの死亡者が出ている。このため狂犬病予防法により飼い主には犬の生涯 1 回の登録と毎年 1 回の予防注射が義務付けられている。

市では、市民の便益と登録率・注射率の向上を図るため、集合注射の他、姫路市と委託契約をしている動物病院で、狂犬病予防注射及び鑑札、注射済票の交付事務を行っている。

年度	新規登録頭数	予防注射頭数
4 年度	2,654	22,677

イ 動物による危険防止

市民からの情報等を基に犬の捕獲を行っている。

[犬の捕獲頭数、返還頭数の推移]

年度	捕獲頭数	返還頭数
4 年度	10	10

※ 返還頭数は、捕獲、所有者不明の引取り、負傷動物保護で収容した犬のうち返還した頭数

(4) 動物の愛護及び管理

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び県条例に基づき、動物愛護思想の普及・啓発を図っている。

ア 動物愛護フェスティバル

毎年動物愛護週間（9 月 20 日から同月 26 日まで）の行事の一つとして、姫路市・兵庫県獣医師会姫路支部・姫路開業獣医師会・兵庫県公衆衛生獣医師会姫路支部の共催で姫路市動物愛護フェスティバルを開催している。

イ 負傷ペット動物応急診療業務

公園、広場、道路等の公共の場において疾病にかかり、または負傷した飼い主不明の犬猫等のペット動物（哺乳類、鳥類）については収容し応急手当を行っている。

[負傷動物(犬・猫)取扱い状況]

動物管理センター

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
4 年度	0	0	10	5

市内動物病院

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
4 年度	2	0	13	36

ウ 第一種動物取扱業の登録

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業（動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせん、譲受飼養）を行う場合は第一種動物取扱業の登録を受けなければならない。

〔第一種動物取扱業登録状況〕

年度	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養	合計
4年度	123	136	6	25	24	0	3	317

エ 犬・猫の引取り

事情により飼えなくなった犬・猫を引き取っている。

〔犬・猫の引取り数〕

年度	所有者 有		所有者不明 (警察引継ぎ含む)		所有者 有		所有者不明 (警察引継ぎ含む)	
	成犬	子犬	成犬	子犬	成猫	子猫	成猫	子猫
4年度	1	0	10	0	0	0	6	30

オ 犬・猫の譲渡

動物管理センターにおいて犬及び猫の譲渡を随時実施している。譲渡希望者は、事前申請・審査の後、譲渡前講習会の受講が義務付けられている。

〔犬・猫の譲渡状況〕（動物病院での譲渡も含む）

動物管理センターにおける譲渡

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
4年度	4	3	10	33

〔犬・猫の処分状況〕（動物病院での死亡も含む）

動物管理センター

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
4年度	6	0	18	36

(5) 食肉衛生検査

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場（食肉センター）に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施、精密な検査が必要な場合は保健所内に設置した検査室内で精密検査を行う。検査で異常が認められた場合には、当該部位を確実に排除し、食肉の安全性を確保することに努めている。さらに食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の海外輸出に対応した衛生管理体制の基で実施されるよう指導・助言している。

また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、管内食鳥処理施設に対して定期的な監視・指導を行っている。

ア 食肉衛生検査センター

- ・ 所在地 坂田町 3（保健所 4 階・5 階）
- ・ 開設年月日 昭和 46 年 4 月（平成 27 年 3 月、現在地に移転）
- ・ 新検査室竣工 平成 30 年 3 月（保健所 4 階・5 階 300 m²）

イ と畜検査

食肉に起因する健康被害の発生を防止するため、管内と畜場（食肉センター）に搬入された獣畜に対して、生体、内臓及び枝肉の検査を実施している。また、必要に応じ細菌や理化学、病理等の精密検査を行う。

[検査実績（令和4年度実績）]

牛	精密検査 実施頭数	精密検査に基づく措置 実施頭数			
		と殺・解体 禁止	全部廃棄	一部廃棄	合格
30,641	12	0	11	1	0

ウ 衛生指導

姫路市食品衛生監視指導計画に加え、関連法規に基づく衛生指導を実施している。

- ・と畜場及び食肉処理施設の衛生点検、作業の検証を行うとともに、枝肉の微生物検査（一般細菌数、大腸菌群数、STEC、サルモネラ等）や施設全体の衛生評価を実施している。
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、輸出促進法）に基づく指導により、輸出相手国が要求する衛生水準の維持、向上に努めている。
- ・化製原料及び特定部位等の衛生的な管理、保管等を指導している。
- ・認定小規模食鳥処理施設に対する監視・指導を行っている。

エ 輸出証明書の発行

食肉を海外へ輸出するにあたり、輸出促進法に基づき衛生的にと畜から食肉処理まで行われたことを確認し、衛生証明書を交付している。（平成29年9月より海外輸出開始）

[輸出証明書発行実績（令和4年度実績）]

輸出相手国	発行件数	重量(kg)	輸出相手国	発行件数	重量(kg)
ミャンマー	12	1,185.0	シンガポール	214	39,169.0
台湾	498	104,296.6	香港	768	222,863.0
マカオ	45	1,983.4	カナダ	150	24,308.8
タイ	317	29,855.7	オーストラリア	168	36,291.5
フィリピン	101	19,231.2	EU	1,034	195,673.7
ベトナム	56	6,319.2	ニュージーランド	22	1,478.0
アメリカ	655	183,202.6	合計	4,040	865,857.7

8 疾病予防

(1) 予防接種

予防接種法で規定されている定期予防接種については、予防接種実施医療機関（市内約300か所）で実施している。また、接種にかかる費用については、B類の高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種は一部自己負担、それ以外のA類は全額公費負担で行っている。

- 令和5年度予算額 1,704,307千円

予防接種実施件数（4年度実績） (件)

A類（主に小児対象）	B類（高齢者対象）
110,242	84,490

(2) 感染症予防

平成11年4月1日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者等の人権を尊重しつつ、個々の感染症の予防及び患者に対する良質かつ適切な医療の積み重ねによって、社会全体の感染症予防の推進を図っている。

- 令和5年度予算額 485,314千円

ア 感染症の発生

感染症法第6条に指定される1類～5類感染症を診断した医師は感染症法第12条に基づき最寄りの保健所へ届け出なければならない。

発生届出状況（令和4年実績） (件)

1類	2類	3類	4類	5類
0	66	15	11	92

イ 結核予防

感染症法に基づき、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を図ることを目的として、学校・施設・事業所における結核定期健康診断による患者の発見、結核患者及び家族等の接触者に対する経過観察健診・接触者健診の実施、結核患者の医療費公費負担を行っている。

接触者健康診断者数(令和4年度実績延べ数) (人)

接触者健康診断者数	被発見者数	
	結核患者	発病の恐れがある者
225	2	6

管理検診（令和4年度実績延べ数） (人)

実施者数	結核患者被発見者数
16	0

治療費公費負担総額（令和4年度実績）

一般患者	勧告入院患者
1,848,385円	19,933,170円

(3) 難病対策事業

在宅で暮らす難病患者を取り巻く、地域の医療・保健福祉の充実や関係機関の連携の実現に向けた支援を行っている。

- ・ 難病対策事業 令和 5 年度予算額 6,766 千円
うち難病相談事業 令和 5 年度予算額 2,127 千円

ア 患者会支援事業

在宅で暮らす難病患者で組織された患者会（姫路市難病団体連絡協議会）の運営を支援している。

- ・ 難病交流会 各難病患者会相互の情報交換と交流を行っている。
〔4 年度実績〕 実施回数 12 回（参加団体数 11 団体・参加延人数 100 人）
- ・ 難病学習会 より良い療養生活の実現に向けて、疾患・制度について学んでいる。
〔4 年度実績〕 中止
- ・ 疾患別患者交流会 患者会メンバー同士で情報交換・交流を行っている。

イ 相談事業

市内の難病患者及びその家族を対象に療養上の不安や治療等についての相談の場を提供する。

- ・ 難病相談 医師等による医療相談や患者会によるピアカウンセリングを行う。
〔4 年度実績〕 実施回数 12 回（相談延人数 1 人）
- ・ 医療・保健・福祉・教育相談会 専門医による医療相談や福祉・教育等の相談に対応する。
〔4 年度実績〕 実施回数 1 回（相談延人数 24 人）

ウ 啓発・研修事業

難病患者や難病患者に関わる専門職及び一般市民の、難病への理解を促すとともに、在宅で暮らす難病患者を支援する専門職のケアの質の向上を目指して実施している。

- ・ 難病講演会 在宅で暮らす難病患者を取り巻く様々なテーマについて学んでいる。
〔4 年度実績〕 実施回数 1 回（参加延人数 27 人）
- ・ 専門職向け難病学習会 訪問看護師・保健師等の資質向上を図る学習会を開催している。
〔4 年度実績〕 中止

エ 在宅ターミナルケア支援事業

- ・ 目的 ターミナルケアの必要な患者が最後まで安心して生活が送れるように、患者・家族の負担の軽減を図る。
- ・ 対象 治療目的の治療を行わない 20 歳以上 40 歳未満の在宅末期がん患者
〔5 年度予算額〕 720 千円
〔4 年度実績〕 助成実件数 7 件

オ 骨髄バンク事業

白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植の推進のために、骨髄等ドナーへの助成や登録推進にかかる普及啓発活動及び骨髄等提供者を募る集団登録会を実施するとともに、公的さい帯血バンク提携医療機関の行う移植用さい帯血採取に対する助成を行う。

[5年度予算額] 4,577千円

[4年度実績] パネル展等普及啓発活動2回、集団登録会2回(15名登録)

9 精神保健事業

精神障害者が病を抱えつつ地域の中で生活し、社会参加できるよう、保健所を中心に様々な施策を展開している。

・ 令和5年度予算額 7,053千円

(1) 精神保健福祉相談事業

専門医によるこころの健康相談(精神保健福祉相談)、精神保健福祉相談員・保健師による電話・面接・訪問、断酒会員等を交えてのアルコール問題相談等を行っている。

[4年度実績] 相談件数7,076件(面接:819件、訪問:2,008件、電話・メール:4,249件)

(2) 精神保健啓発事業

市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、精神障害者を地域で支える環境づくりを推進する。

[4年度実績] 普及啓発講演会・講座 9回(438人参加)

支援者研修 5回(234人参加)

(3) 自殺対策事業

ひめじ・いのち支え合いプラン(姫路市自殺対策計画)に基づき、自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

[4年度実績] 普及啓発講演会・講座 2回(362人参加)

人材育成研修 25回(861人参加)

10 母子保健事業

母子保健サービスの基礎である母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性、乳幼児の健康を保持増進するために、思春期出前授業、妊娠・出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、7か月児の健康相談、2歳児フツ化物塗布事業の他、妊産婦・乳幼児の相談及び家庭訪問を実施している。

また乳幼児健診等で健康上注意を要するものについては、心理相談、育児教室等を開設し適切な助言指導を行っている他、特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業、不育症治療支援事業、妊産婦健康診査費助成事業、新生児聴覚検査費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾病等医療の給付事業を実施している。

(1) 思春期保健事業

ア 思春期出前授業

- ・ 目的 思春期を迎える中学生が、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに自尊感情を高め、自分を大切にすることを育てることを目的とする。
- ・ 対象 市内中学校に在籍する生徒：中学校1年生/7年生、3年生/9年生

[5年度予算額] 715千円

[4年度実績] 87回(10,120人参加)

※新型コロナウイルス感染症の影響により学校での授業場所や時間等の確保が困難なため、保健所作成による動画配信を活用した学校は2回、103人

イ プレコンセプションケア事業

- ・ 目的 男女問わずライフステージに応じた性や生殖に関する正しい知識の普及と健康支援を行う。
- ・ 対象 思春期、妊娠準備期、妊娠期、子育て期にわたる世代
- ・ 内容 高校生・学生等を対象に、将来の妊娠のための健康管理に関する知識の普及及び健康教育、健康相談を行う。
妊娠・出産にかかる正しい知識習得を目的にライフステージに応じた講演会（親子で学べる性教育等）や相談等実施し、相談支援をあわせて行う。

[5年度予算額] 1,282千円

(2) 妊娠・出産包括支援事業

ア 全妊婦面接相談支援事業（利用者支援事業「母子保健型」）

- ・ 目的 保健師等が妊娠届出時に妊婦と面接し、制度説明や妊娠、出産、子育てについて相談を受けることで、支援が必要な妊婦へタイムリーな支援を行い、妊娠期からの子育て支援を行う。
- ・ 対象 母子健康手帳の交付を受ける妊婦
転入による妊婦健康診査費助成券の交付を受ける全妊婦

[5年度予算額] 9,313千円

[4年度実績] 本人面接 3,805人／対象者 3,935人（面接率 96.7%）

イ 伴走型相談支援事業

- ・ 目的 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行う。
- ・ 対象 妊婦及び主に0～2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

[5年度予算額] 1,274千円

ウ 子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業「基本型」・「母子保健型」）

- ・ 目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を実施する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊産婦・子育て中の保護者
- ・ 内容 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定、関係機関との連絡調整を行うなど包括的な支援を行う。
- ・ 従事者 保健師、子育て支援相談員等

[5年度予算額] 121千円

[4年度実績] 相談件数：訪問 5,811件、電話 9,671件、面接 3,337件

エ 産後ケア事業

- ・ 目的 出産後の心身ともに不安定な時期に支援が必要な母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」によりサポート支援を実施する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する産婦と生後4か月未満の乳児
- ・ 内容 産後の体調管理、乳房ケア、育児相談、指導等

[5年度予算額] 17,671千円

[4年度実績] 利用者数：宿泊型 58人、通所型 164人、訪問型 211人

※重複利用あり

オ 親子歯科保健事業

- ・ 目的 妊産婦の歯科健診及び乳幼児の歯科相談をきっかけに、親子が適切な歯科保健の知識と技術を身につける。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊産婦（出産後1年3か月まで）と生後1年3か月までの乳幼児とその保護者
- ・ 内容 市内の指定医療機関において妊産婦への歯科健診、乳幼児への歯科相談

[5年度予算額] 6,560千円

[4年度実績] 利用者数：妊産婦 955人、乳幼児 619人

カ 2歳児フッ化物塗布事業

- ・ 目的 う蝕予防に科学的根拠のあるフッ化物塗布を幼児に行うことで、う蝕の有病率の低下と保護者が適切な歯科保健の知識と技術を身につける。
- ・ 対象 2歳6か月の子どもとその保護者
- ・ 内容 歯科医師による問診、歯科衛生士によるフッ化物塗布及び歯科相談

[5年度予算額] 1,814千円（令和5年10月開始予定）

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- ・ 目的 保護者が家庭訪問を受けることで子育ての不安を解消し、地域で孤立しない育児ができ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
- ・ 対象 生後4か月までの乳児のいる家庭

[5年度予算額] 14,469千円

[4年度実績] 訪問者数 3,635人／出生数 3,730人（訪問率 97.5%）

※新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を希望されない家庭あり

(4) 乳幼児健康診査実施状況

[5年度予算額] 乳児健康診査：44,265千円

1歳6か月児健診：8,624千円

3歳児健診：10,977千円

[4年度実績]

4か月児健診			10か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
3,659	3,592	98.2	3,758	3,615	96.2	3,871	3,777	97.6	4,118	3,996	97.0

※ 4か月児健診・10か月児健診は医療機関委託

(5) 7か月児の健康相談

- ・ 目的 乳児期にすべての親子に出会う機会を持ち、月齢と発育発達に応じた育児知識・技術の普及を図ること、また絵本を通じて親子の対話を図ることで、保護者が安心して育児に取り組むことができる。

- ・ 対象 7～9か月児の子どもと保護者

[5年度予算額] 2,865千円

[4年度実績] 来所者 3,388人 / 対象者 3,722人 (来所率 91.0%)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、対象月に来所しなかった者については、絵本等の資料を送付し、必要に応じ後日個別相談等の対応としている。

(6) 特定不妊・不育治療助成事業

ア 特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業

- ・ 目的 特定不妊治療等に係る先進医療等を受けようとする者に対し、その費用の一部を助成することにより、特定不妊治療等を受ける者の経済的負担の軽減を図り、不妊治療の選択肢を確保する。

- ・ 対象 特定不妊治療等を受けた法律上の婚姻をしている夫婦

- ・ 内容 保険適用の特定不妊治療等と保険適用外の先進医療を実施した場合、先進医療に掛かった費用の10分の7(上限5万円)を助成する。

また、国で審議中(または予定)の技術を含む保険適用外の特定不妊治療等を受けた場合、治療方法により10万円から30万円を上限として助成する。

上記のほか、特定不妊治療(凍結胚の移植を除く)の過程の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、30万円まで上乗せして助成する。

初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は1子ごと最大6回とし、40歳以上43歳未満の場合は1子ごと最大3回とする。43歳以上の場合の助成はなし。

[5年度予算額] 7,944千円

[4年度実績] 助成実件数：特定不妊 260件 (助成延件数：281件)、男性不妊：1件

※令和4年度は「不妊に悩む方への特定治療支援事業」として、保険適用とならない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に対する費用の一部を助成。

イ 不育症治療支援事業

- ・ 目的 不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療を受ける者の経済的負

担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成する。

- ・ 対象 2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断され、治療等を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
- ・ 内容 不育症の治療等に要した保険適用外の医療費の 10 分の 7 を助成する。ただし、1 年度の医療費について 1 回のみ助成とする。また、助成を受ける治療等について他の自治体を実施する同様の助成を受けていない場合に助成する。

治療等を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。

〔5 年度予算額〕 1,102 千円

〔4 年度実績〕 助成案件数：11 件

ウ 不妊治療ペア検査助成事業

- ・ 目的 不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不妊の検査に要する費用の一部を助成する。
- ・ 対象 夫婦そろって受診し不妊の検査を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- ・ 内容 不妊の検査に要した保険適用外の検査費の 10 分の 7 を助成する。ただし、夫婦 1 組について 1 回のみ助成とする。また、助成を受ける検査等について他の自治体を実施する同様の助成を受けていない場合に助成する。

〔5 年度予算額〕 340 千円

〔4 年度実績〕 助成案件数：0 件

(7) 妊婦健康診査費助成事業

- ・ 目的 安心して妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な健診受診を促進する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊婦
- ・ 内容 1 回の妊婦健康診査費で上限 22,500 円を 1 回、上限 13,000 円を 1 回、上限 10,000 円を 2 回、上限 8,000 円を 1 回、上限 6,000 円を 9 回の計 14 回と、妊婦健康診査と同時実施する子宮頸がん検診費上限 3,500 円（1 回分）を限度に助成する。

多胎妊娠の場合は、上限 5,000 円を 3 回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる

〔5 年度予算額〕 442,370 千円

〔4 年度実績〕 助成案件数：44,911 件（うち、多胎妊娠の妊婦健診助成件数 61 件）

(8) 産婦健康診査費助成事業

- ・ 目的 産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 カ月等産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用の一部を助成し、産後初期段階における母子に対する支援を強化する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する産後 8 週未満の産婦
- ・ 内容 1 回の産婦健康診査費で上限 5,000 円を 2 回助成する。

〔5 年度予算額〕 40,212 千円

(9) 未熟児養育医療給付事業

- ・ 目的 未熟児が健やかに成長するために養育に医療が必要な場合、指定医療機関で受けた医療に対し公費負担を行う。
- ・ 対象 身体の機能が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもので、医師が入院養育を必要と認めたもの
- ・ 申請 保護者が保健所に申請し、医療券の交付を受ける。
- ・ 内容 未熟児の入院中の医療費と食事療養費の自己負担分を公費で負担する。

[5年度予算額] 28,940 千円

[4年度実績] 医療費給付：80人

給付総額：22,149,239円

(10) 新生児聴覚検査費助成事業

- ・ 目的 生まれつきの聴覚障害（難聴等）児は、1,000人に1～2人の頻度といわれており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるため、早期発見・長期治療に繋げ、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、その費用の一部を助成する。
- ・ 対象 児が検査を受けた時点で姫路市に住民票のある保護者
- ・ 内容 生後2か月以内において受けた聴覚検査の方法により助成額は異なり、(A)ABRの場合には5,500円を上限に、OAEの場合は、2,000円を上限に助成する。

[5年度予算額] 18,524千円（姫路市保健医療推進基金 13,408千円含む）

[4年度実績] 助成実件数：3,502件

(11) 小児慢性特定疾病医療費支援

- ・ 目的 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行う。
- ・ 対象 厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている18歳未満の児童であって、当該疾病の状態が告示により定める程度であるもの。
- ・ 申請 保護者が保健所に申請し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ける。
- ・ 内容 当該疾病にかかる医療費の自己負担分を公費で負担する。

[5年度予算額] 184,313千円

[4年度実績] 医療費給付：5,713人

給付総額：188,223,257円

11 健康増進事業

急速な高齢化の進展及び生活習慣の多様化による疾病構造の変化に伴い、市民の健康増進を図るため健康増進法に基づき健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの保健事業を実施している。

(1) 健康教育

- ・ 目的 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることで、市民が自身で生活習慣の見直しや取組を実践できるようになる。
- ・ 対象 40歳以上の市民

- 内容 医師や歯科医師、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などによる講話と実技指導
〔5年度予算額〕 3,397千円
〔4年度実績〕 110回(2,330人参加)

(2) 健康相談

- 目的 身体の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことで、生活習慣を改善し、自らの健康管理ができるようになる。
- 対象 40歳以上の市民
- 内容 保健師・管理栄養士などによる血圧・体脂肪測定、生活習慣病に関する個別相談
〔4年度実績〕 相談延件数 51人

(3) 健康診査

- 目的 がんや歯周病など生活習慣病を予防する対策の一環として、早期発見、早期治療を図るため、各種検診を実施する。
- 対象 原則 40歳以上の市民(ただし、子宮がん検診は18歳以上)
- 方法 姫路市医師会館を使用する施設内での検診と市内各会場へ検診車が出向き実施する集団検診と市内実施医療機関で個別検診を実施する。
- 実施内容
集団検診
 - 市民がん巡回検診

種類	内容
胃がん検診	バリウムを飲み胃部 X 線検査
肺がん検診	胸部 X 線検査 胸部 X 線検査+喀痰検査(ハイリスク者※1)
大腸がん検診	便潜血検査(2日間)
肝炎ウイルス検診※2	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)

※1 50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)600以上の人
※2 過去に受けたことがない人が対象

レディース検診

種類	内容
乳がん検診※1	マンモグラフィ検査
子宮がん検診※1	子宮頸部の細胞診
骨粗しょう症検診	骨密度測定

※1 受診間隔は2年に1回

・特定セット検診(医師会館を利用した施設内検診)

特定健診と市民がん巡回検診(胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査)を実施する。

個別検診

種類	内容
胃がん検診	バリウムを飲み胃部 X 線検査
	胃内視鏡検査+尿素呼気検査※1
胃がんリスク判定（検査）※2	血液検査（ピロリ菌、ペプシノゲン検査）
乳がん検診※3	マンモグラフィ検査
子宮がん検診※4	子宮頸部の細胞診
	子宮頸部の細胞診+子宮体がん
肝炎ウイルス検診※5	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）
歯周病検診※6	歯科検診、相談・保健指導
基本健康診査※7	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察

※1 満 50 歳での受診者は内視鏡検査も選択可（令和 3 年 10 月より開始）

※2 対象年齢は満 20, 30, 40 歳

※3, 4 受診間隔は 2 年に 1 回

※5 過去に受けたことがない人が対象

※6 対象年齢は満 40, 50, 60, 70 歳

※7 対象者は満 40 歳以上の無保険者

節目総合検診

40・50・60 歳を対象に姫路市医師会館にて、胃がん（40 歳は胃がんリスク）・肺がん・大腸がん・乳がん（女性）・子宮がん（女性）検診、特定健診および詳細項目検診を加えた総合検診を実施する。

[4 年度 受診者数]

区分		令和 4 年度
基本健診		301
胃がん検診		4,144
胃がんリスク判定（検査）		1,994
子宮がん検診	頸部	11,608
	頸部+体部	547
肺がん検診	X 線検査	7,267
	X 線検査+喀痰検査	121
乳がん検診		12,075
大腸がん検診		9,035
肝炎ウイルス検診		3,065
骨粗しょう症検診		1,584
歯周病検診		291

[5 年度予算額] 391,523 千円

(4) 訪問指導

生活習慣病予防及び介護予防等で実際の生活の場面での保健指導が必要な市民に対して保健師等が家庭訪問を行い、自身の健康管理が行えるよう助言を行う。

〔4年度実績〕 訪問延件数 117件

(5) 透析ハイリスク者予防対策事業

- ・ 目的 糖尿病性腎症の重症化リスクの高い者が、医療機関間の連携や適切な栄養食事指導を受けることにより、人工透析への移行を防止できるよう、かかりつけ医における糖尿病性腎臓病（DKD）管理を支援する。
- ・ 内容 有識者による協議会の開催。医療関係者向け講演会・連絡会・研修会の開催。血糖コントロール不良者（HbA1c8.0以上）に糖尿病重症化予防歯科検診を実施。令和元年度より栄養指導を受ける機会がない患者に対し栄養食事指導を実施。

〔5年度予算額〕 1,653千円

〔4年度実績〕 協議会 1回 講演会 1回 研修会 0回
歯科検診受診 88人 栄養食事指導 13件

12 介護予防事業

介護保険法に基づき要介護・要支援状態となる前の段階にある高齢者に対し介護予防のための支援を行っている。

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・ 目的 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送るために必要な行動を実践することができる。
- ・ 対象 65歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- ・ 内容 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送れるよう、医師や健康運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職による講話と実技指導を実施

〔4年度実績〕 113回（2,582人参加）

(2) 高齢者の地域健康づくり事業

- ・ 目的 地域住民が主体となった健康づくり・介護予防活動を実践することができる。また、市民が地域での健康づくり活動を継続し、地域の互助的活動（助け合い活動）に発展させることができる。
- ・ 対象 65歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- ・ 内容 運動機能の維持・向上を目的とした「いきいき百歳体操」を住民に提案し、保健センター・保健センター分室と地域包括支援センターが支援（DVDやおもりの貸し出しも含む）を行いながら、住民主体の自主活動へつなげていく。

〔4年度実績〕 団体数 476（7,612人参加）

13 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策事業

新型コロナウイルス感染症は、令和元年11月に中国で発生が確認され、同年12月31日に世界保健機関（WHO）に報告された後、世界各国に拡散した。国内では、令和2年1月中旬に1例目の患者が確認され、兵庫県では3月1日に1例目を確認、6日に本市でも1例目を確認された。

新型コロナウイルス感染症についての発生状況及び保健医療体制等は次のとおりである。

なお、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類に変更となる。

(1) 発生状況等

ア 陽性者の状況（令和5年4月1日現在）

累計陽性者数：141,516人（うち死亡者数313人）

※市外で陽性と発表された姫路市内在住者及び疑似症者を含む。

イ PCR検査の実施状況（令和5年4月1日現在）

累計：348,609件（民間検査所及び病院の検査数を含み、陰性確認検査を除く。）

(2) 保健医療体制（令和5年5月7日まで）

ア 入院診療体制：CCC-hyogoと連携し、重症度に応じて指定医療機関への入院を調整

イ 宿泊療養施設：軽症患者は、基準を満たせば宿泊療養施設への入所を調整

ウ 在宅療養チームの設置：自宅療養中の患者所在地への戸別訪問等による健康観察を実施

エ 在宅療養者への支援：自宅療養者に対し、必要な方へ酸素濃縮器やパルスオキシメーターの貸し出しや兵庫県と連携し食料品等の配布を実施

オ 検体検査：環境衛生研究所及び民間検査機関でのPCR検査を実施

カ 姫路市医師会との連携：管内医療機関に対する国からの連絡事項や院内感染対策に関する文書の周知依頼

キ 感染症サポートチームの設置：集団感染が生じた病院に対する支援

ク 外部専門家の指導等：指導、助言を得られる体制を整備

ケ ワクチン担当の設置：ワクチン接種体制の確保、接種記録の管理等

(3) 相談体制等

ア コールセンター名称：姫路市発熱等受診・相談センター

イ 相談時間（令和5年4月1日現在）

平日：9時から18時まで

土、日曜日、祝休日：9時から17時まで

ウ 相談件数（令和5年4月1日現在）

累計：106,658件

(4) ワクチン接種状況（令和5年4月1日現在）（VRS数値（速報（参考値））

1回目		2回目		3回目	
回数	率	回数	率	回数	率
423,353	79.75	420,875	79.28	343,784	64.76
4回目		5回目		合計	
回数	率	回数	率	回数	
220,264	41.49	121,731	22.93	1,530,007	

※ 接種率(%) = 接種回数 / 530,877人 (R4.1.1 姫路市全人口)

(5) 感染症法上の分類変更後の体制（令和5年5月8日以降）

ア 主な変更点

- ・ 医療機関の受診は、幅広い医療機関が対応する体制へと移行
- ・ 外来医療費は自己負担となり、特定のコロナ治療薬のみを公費負担
- ・ 入院医療費は、自己負担限度額の一部を公費負担
- ・ 医療機関からの発生届出や、陽性者の登録は実施しない
- ・ 感染者の外出自粛については、要請を行わない

イ 保健所で引き続き実施する業務

- ・ 医療機関間での調整が困難な場合の入院調整
- ・ 受診困難な場合や症状悪化時の市民の相談窓口業務
- ・ 高齢者施設等の新規入所者及び新規入職者の抗原検査
- ・ 新型コロナワクチンの特例臨時接種（令和5年度は自己負担なし）

14 主要死因別死亡数・率

(令和3年次)

順位	死因	実数	率
1	悪性新生物	1,599	303.2
2	心疾患	1,012	191.9
3	老衰	523	99.2
4	脳血管疾患	358	67.9
5	肺炎	278	52.7

※ 率：対人口10万人

医務・薬務、救急医療等

1 医務・薬務（令和5年3月31日現在）

(1) 医療等施設数

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	34	422	283	14	455	111	4

(2) 開設者別病院・許可病床数

開設者	病院数	許可病床数	許可病床数の内訳			
			精神病床	感染症病床	一般病床	療養病床
独立行政法人	1	411	0	0	411	0
兵庫県	1	736	16	0	720	0
日本赤十字社	1	560	0	6	554	0
公益法人	0	0	0	0	0	0
医療法人	28	4,102	952	0	2,336	814
会社・事業所	0	0	0	0	0	0
その他の法人	1	56	0	0	56	0
個人	2	266	0	0	50	216
合計	34	6,131	968	6	4,127	1,030

(3) 診療所施設数及び病床数

区分	施設数	病床数
一般	有床診療所	230
	無床診療所	405
歯科診療所	283	
合計	705	230

(4) 医薬品販売等施設数

区分	薬局	医薬品店舗販売業	高度管理医療機器等販売業	高度管理医療機器等貸与業	高度管理医療機器等販売・貸与業	管理医療機器販売業	管理医療機器貸与業	管理医療機器販売・貸与業	毒物劇物一般販売業	毒物劇物農業用品目販売業	毒物劇物特定品目販売業
施設数	268	143	199	0	132	1,466	3	103	231	12	2

(5) 立入検査等実施状況

（令和4年度実績）

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所	薬局	医薬品店舗販売業	高度管理医療機器等販売業	毒物劇物一般販売業	毒物劇物農業用品目販売業	毒物劇物特定品目販売業	毒物劇物業務上取扱者	合計
件数	34	43	28	2	16	4	2	36	15	38	19	3	1	44	285

(6) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等従事者届出進達数 (※令和2年12月31日現在)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
届出数	1,296	405	1,293	120	181	6,047	973

※ 隔年調査

(7) 医療安全相談件数 (令和4年度実績)

区分	医療行為・医療内容 うち医療事故調査・ 支援センターに関連 したもの	コミュニケ ーションに 関すること	医療機関 の施設	医療情報 の取扱 (カルテ開示、 セカンドオピニ オン、その他)	医療費関 係(診療 報酬等)	その他	合計	
件数	110	0	73	2	12	12	78	287

2 救急医療

(1) 休日・夜間急病センター

昭和54年2月15日、医療供給の少ない夜間の急病患者への対応として、夜間の内科・小児科を診療科とする「夜間急病センター」として開設した。

昭和61年4月1日には、休日昼間においても内科・小児科の対応ができる体制を整えるとともに、名称を「休日・夜間急病センター」に変更し、さらに、同年7月20日からは休日昼間に従来の診療科に加え、眼科・耳鼻いんこう科を追加し救急医療の充実を図った。

平成9年12月1日、姫路市医師会館1階へ同センターを移転し、施設の充実を図った。

- ア 所在地 西今宿三丁目7-21
- イ 開設年月日 昭和54年2月15日(平成9年12月1日 現在地に移転)
- ウ 規模・構造
- ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階建(1階部分)
 - ・ 敷地面積 8,199.11 m² (医師会館を含む)
 - ・ 延床面積 1,168.34 m²
- エ 建設事業費 500,000 千円
- 財源内訳 県支出金 15,180 千円 地方債 484,800 千円
一般財源 20 千円
- オ 管理運営 公益財団法人姫路市救急医療協会

(令和5年4月1日現在)

		休日昼間	夜間
診療日		日曜日・祝日、8月15日、12月31日～1月3日	毎日
診療科目		内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科	内科・小児科
受付時間		午前8時30分～午後5時30分	午後8時30分～翌日午前5時30分
診療時間		午前9時～午後6時	午後9時～翌日午前6時
診療 体制	医師	5人	2人
	薬剤師	2人	1人
	看護師	9人	5～6人
	事務員	4～5人	2～3人

[患者数]

年度	区分	患者数	診察 日数 (日)	一日 平均 患者数	科目別				性別		後送 患者	救急車 による 来院数
					内科	小児科	眼科	耳鼻いん こう科	男	女		
30年度	休日昼間	16,386	73	224.5	5,704	6,809	1,593	2,280	8,283	8,103	373	85
	夜間	21,066	365	57.7	9,757	11,309			10,649	10,417	565	233
	計	37,452			15,461	18,118	1,593	2,280	18,932	18,520	938	318
元年度	休日昼間	16,031	76	210.9	5,408	6,783	1,466	2,374	8,176	7,855	380	82
	夜間	20,089	366	54.9	9,094	10,995			10,128	9,961	621	173
	計	36,120			14,502	17,778	1,466	2,374	18,304	17,816	1,001	255
2年度	休日昼間	4,951	71	69.7	1,637	1,484	872	958	2,552	2,399	228	37
	夜間	6,771	365	18.6	3,542	3,229			3,380	3,391	331	84
	計	11,722			5,179	4,713	872	958	5,932	5,790	559	121
3年度	休日昼間	6,085	70	86.9	1,634	2,095	871	1,485	3,104	2,981	250	45
	夜間	8,203	365	22.5	3,518	4,685			4,063	4,140	379	122
	計	14,288			5,152	6,780	871	1,485	7,167	7,121	629	167
4年度	休日昼間	7,057	71	99.4	1,849	2,532	873	1,803	3,592	3,465	257	74
	夜間	9,710	365	26.6	4,127	5,583			4,883	4,827	372	200
	計	16,767			5,976	8,115	873	1,803	8,475	8,292	629	274

(2) 後送病院

休日・夜間急病センターで対応が困難な重症患者については、次の体制により病院を確保し、患者の後送を行っている。なお、後送病院では、1日2床以上の空床を確保している。

(令和5年4月1日現在)

	休日	夜間
内科	2病院 (13病院による輪番制)	2病院 (13病院による輪番制)
小児科	2病院 (3病院による輪番制)	姫路赤十字病院
外科	2病院 (8病院による輪番制)	2病院 (10病院による輪番制)
眼科	1病院 (6病院による輪番制)	—
耳鼻いんこう科	1病院 (5病院による輪番制)	—
整形外科	1病院 (6病院による輪番制)	2病院 (11病院による輪番制)
脳神経外科	1病院 (5病院による輪番制)	1病院 (5病院による輪番制)
循環器科	1病院 (3病院による輪番制)	1病院 (3病院による輪番制)
産婦人科	2病院 (9病院による輪番制)	—

(3) 救急医療電話相談事業

子どもの急病やけがの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスをし、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相

談を実施している。

- ア 相談時間 月曜日～土曜日 午後 8 時～午前 0 時
日曜日・祝日・8/15・12/31～1/3 午前 9 時～午後 6 時、午後 8 時～午前 0 時
- イ 対象科目 小児科
- ウ 電話番号 079-292-4874 (ふくつう しんばいなし！)

年度		実施日数	相談件数	1 日平均
30 年度	休日昼間	73 日	1,608 件	22.0 件
	夜 間	365 日	3,257 件	8.9 件
元年度	休日昼間	76 日	1,834 件	24.1 件
	夜 間	366 日	3,743 件	10.2 件
2 年度	休日昼間	71 日	1,072 件	15.1 件
	夜 間	365 日	2,168 件	5.9 件
3 年度	休日昼間	70 日	1,642 件	23.5 件
	夜 間	365 日	3,277 件	9.0 件
4 年度	休日昼間	71 日	2,306 件	32.5 件
	夜 間	365 日	3,875 件	10.6 件

- ※ 平成 21 年 8 月開設。休日昼間の相談は平成 22 年 8 月から実施
- ※ 平成 25 年 2 月から、木・土曜日の夜間は相談員 2 人体制で実施
- ※ 平成 26 年 12 月から、木・土曜日の夜間及び休日の昼間は相談員 2 人体制で実施
- ※ 平成 27 年 10 月から、全日相談員 2 人体制で実施
- ※ 平成 30 年 10 月から、対象地域を播磨姫路圏域へ拡大

(4) 家島町休日救急医療対策事業

家島町内における休日等の救急医療を確保するために、医療機関の輪番日を定め、輪番体制を実施している。

- ア 実施施設 姫路市国民健康保険家島診療所、真浦クリニック、ぼうぜ医院
- イ 診療日 土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
- ウ 診療時間 午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分

年度	診療日数	患者数	1 日平均
30 年度	82 日	663 人	8.1 人
元年度	87 日	985 人	11.5 人
2 年度	83 日	437 人	5.3 人
3 年度	108 日	578 人	5.4 人
4 年度	108 日	507 人	4.7 人

(5) 休日歯科診療助成事業

休日における救急歯科患者の診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成を行っている。

ア 実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター
安田三丁目 107

イ 診療日 日曜日、祝日、8月14日、8月15日、12月30日～1月3日

ウ 診療受付時間 午前9時30分～正午

年度	診療日数	患者数	1日平均
30年度	73日	706人	9.7人
元年度	78日	928人	11.9人
2年度	73日	600人	8.2人
3年度	72日	557人	7.7人
4年度	72日	472人	6.6人

(6) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

重症患者受入可能医療機関（病院等）、搬送機関（消防署等）、血液センター及び救急医療情報センターを通信回線で結び、コンピューターによる情報ネットワークを用いて常時救急医療に必要な情報を収集し、重症救急患者の搬送または転送など緊急時に、リアルタイムの救急医療情報を提供している。また、災害時においても的確な対応が行えるシステムとなっている。

- ・ 市内の端末機設置数 27か所（令和5年4月1日現在）

3 自動体外式除細動器（AED）の設置

急性心筋梗塞などのために心停止（心室細動）状態となった場合には、一刻も早い119番通報とAEDを使用した迅速な応急手当が望まれる。

平成19年度から、緊急時の救命に使用するため一時的にAEDを提供する市の施設や民間の事業所等を「ひめじ救命ステーション」として登録し、市内各所でAEDが使用できる体制の整備を図っている。

[ひめじ救命ステーション登録数] (各年度末現在)

年度	市の施設	民間の事業所等	合計
30年度	405	290	695
元年度	410	290	700
2年度	420	291	711
3年度	422	286	708
4年度	419	288	707

※ 県の施設は、「民間の事業所等」に含む

4 医療従事者の確保

(1) 臨床研修医奨励金事業

奨励金を臨床研修医に貸与することにより、市内医療機関における臨床研修医の確保を支援するとともに、貸与期間後も市内医療機関で勤務した場合に、その勤務期間に応じて貸与した奨励金の返還債務を免除することにより医師の定着化を図る。平成23年度創設。

また、令和2年度より、家島地域において将来にわたり安定した医療提供体制を確保するため、

家島町内の医療機関での勤務を希望する後期研修医に対して、追加で最大2年の貸与期間を認めるよう条例改正し、当該事業を拡充した。

ア 対象者 市内医療機関の臨床研修医（前期研修医及び後期研修医）

イ 貸与月額 前期研修医 10万円以内、後期研修医 15万円以内

[奨励金貸与者数]

年度	前期研修医	後期研修医	合計
30年度	7	23	30
元年度	7	20	27
2年度	13	20	33
3年度	17	20	37
4年度	22	22	44

(2) 医学生向け就職説明会（レジナビフェア）

医学生向け就職説明会において、臨床研修病院と共同ブースを開設し、市内医療機関の魅力の発信や臨床研修医奨励金制度の周知を図ることで、医療従事者の確保を図る。平成30年度より参加し、令和2年度以降については、オンラインにて開催している。

(令和4年度概要)

ア 日 時 令和4年6月26日（土）

イ 会 場 オンライン形式

ウ 参加病院 兵庫県立はりま姫路総合医療センター、ツカザキ病院、姫路医療センター、姫路聖マリア病院、姫路赤十字病院、高岡病院

エ 参加者数 延べ821人

(3) 看護職合同就職説明会

兵庫県看護協会西播支部が開催する看護職合同就職説明会を通じて、本市の看護職の確保及び地域医療体制の充実を図る。

(令和4年度概要) ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催

ア 日 時 令和5年1月15日（日）

イ 主 催 兵庫県看護協会西播支部、兵庫県看護協会

ウ 共 催 西播民間病院協会、兵庫県（中播磨県民センター、西播磨県民局）、兵庫労働局、ハローワーク姫路、姫路市

エ 参加数 延べ76人

5 四郷診療所

- (1) 所在地 四郷町坂元 257
 (2) 開設年月日 昭和 32 年 10 月 1 日
 (3) 規模・構造
 ・ 構造 コンクリートブロック造 1 階建
 ・ 敷地面積 674.13 m²
 ・ 延床面積 108.03 m²
 (4) 管理運営 姫路市

診療日		月曜日、金曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午後 1 時～午後 3 時
診療体制	医師	1 人
	准看護師	1 人
	事務員	1 人

[患者数]

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
30 年度	20	16	17	18	21	17	22	21	21	18	16	21	228
元年度	24	24	23	23	18	19	19	24	30	27	25	21	277
2 年度	23	18	19	22	20	16	25	21	21	19	17	30	251
3 年度	24	18	49	37	18	15	27	28	20	19	39	21	315
4 年度	25	17	29	28	25	18	27	22	31	17	16	18	273

6 山之内診療所

- (1) 所在地 夢前町山之内乙 120
 (2) 開設年月日 平成 3 年 5 月 13 日
 (3) 規模・構造
 ・ 構造 鉄筋コンクリート造 1 階建
 ・ 敷地面積 388.00 m²
 ・ 延床面積 98.81 m²
 (4) 管理運営 姫路市

診療日		月曜日、水曜日、金曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午後 1 時～午後 3 時
診療体制	医師	1 人
	事務員	1 人

[患者数]

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
30 年度	10	11	10	9	9	15	17	14	13	14	12	11	145
元年度	12	11	13	12	13	12	11	11	12	12	10	11	140
2 年度	14	14	13	17	13	12	14	15	16	15	17	21	181
3 年度	15	15	17	14	11	12	14	10	11	16	14	11	160
4 年度	16	14	14	12	11	12	11	14	13	9	13	14	153

7 ぼうぜ医院

- (1) 所在地 家島町坊勢 702 番地 238
 (2) 開設年月日 平成 30 年 10 月 1 日
 (3) 規模・構造
 ・ 構造 鉄骨造 2 階建
 ・ 敷地面積 524.47 m²
 ・ 延床面積 505.65 m²
 (4) 建設事業費 約 192,000 千円
 (5) 管理運営 医療法人社団ぼうぜ医院

診療日		月～土曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午前 9 時～午前 12 時 午後 3 時～午後 5 時 (木・土は午前診のみ)
診療 体制	医師	1 人
	看護師・ 准看護師	6 人
	事務員	4 人

[患者数]

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
30 年度	—	—	—	—	—	—	1,963	1,890	1,821	1,790	1,608	1,841	10,913
元年度	1,844	1,732	1,727	1,905	1,718	1,771	1,791	1,898	1,977	1,828	1,515	1,751	21,457
2 年度	1,633	1,614	1,680	1,779	1,797	1,826	1,996	1,643	1,802	1,435	1,552	1,745	20,502
3 年度	1,829	1,983	1,710	1,697	1,756	1,690	1,808	1,712	1,836	1,556	1,478	1,637	20,692
4 年度	1,722	1,573	1,608	1,828	2,023	1,627	1,716	1,579	1,748	1,624	1,493	1,897	20,438

その他施設

すこやかセンター

姫路市すこやかセンターは、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる新しいタイプの複合施設として、平成14年4月30日に開設した。

各階ごとに機能が分かれており、1階は市民の健康の維持・増進を図る健康づくり施設、2階は高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの場である老人福祉センター、3階は子育てに関する相談や情報提供等を行う子育て支援施設となっている。別棟の「いきいきグラウンド」は、全天候型の屋内スポーツ施設で、ニュースポーツの普及を支援している。

また、当施設は環境にもやさしい施設となっており、太陽光発電装置を設置し施設内のエネルギー等に利用するほか、雨水や地下水を散水やトイレ用水に活用できるよう整備されている。

管理運営は平成25年4月から公募による指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設の概要

- (1) 所在地 市之郷 1006-8
(2) 開館年月日 平成14年4月30日

(3) 規模・構造

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階建
- ・ 敷地面積 約6,013㎡
- ・ 建築面積 約3,032㎡
- ・ 延床面積 約5,437㎡

- (4) 建設事業費 約1,701,680千円

(5) 施設の内容

ア 健康づくり施設（1階）

- ・ 市民誰もが各自の年齢や体力に応じて健康づくりに取り組める施設。
- ・ 運動施設や機器の配置だけでなく、効果的な利用方法の指導・助言を行い、高齢者等の介護予防に配慮したサービスプログラムの設定などソフト面を重視した運営とする。

[室別面積]

温水プール	539㎡	(歩行専用コースの設置)
採暖施設	104㎡	(採暖室、ジャグジー、採暖槽等)
トレーニングルーム	209㎡	
運動フロア	139㎡	
リラクゼーションルーム	119㎡	等

イ 老人福祉センター（2階）

- ・ 高齢者生きがい活動の支援施設

[室別面積]

多目的ホール	322㎡
学習室（洋室3室）	153㎡

学習室（和室 3 室）	180 m ²
集会室	141 m ²
老人クラブ連合会事務局	110 m ² 等

ウ 子育て支援施設（3 階）

子育て親子に対し、子育てについての相談、情報の提供その他子育て支援事業を実施する。

- ・ 子育て情報相談センター 子育て情報の集約・提供、子育て相談、子育て講演会の実施、子育てサークルの育成・支援、「すこやかひろば」の開設等
- ・ ファミリーサポートセンター 育児の相互支援のための調整
- ・ 子育て学習センター 指導員による子育て学習

[室別面積]

事務室・相談室	121 m ²
遊戯室	141 m ²
一時保育室	76 m ²
会議室	109 m ² 等

エ いきいきグラウンド（別棟）

- ・ 高齢者の介護予防の観点から、ニュースポーツの普及の拠点施設として、高齢者スポーツを通じ、身体機能の維持・増進を図る。

【内容】

屋内グラウンド（砂入り人工芝） 23.3m×19.0m
トイレ、倉庫、休憩コーナー

2 開館時間及び休館日

施設	開館時間	休館日
1 階 健康づくり施設	午前 9 時～午後 9 時 （日曜日・祝日は午後 6 時まで）	水曜日（祝日を除く。）
別館 いきいきグラウンド	午前 9 時～午後 5 時	水曜日（祝日を除く。）
2 階 老人福祉センター	午前 9 時～午後 5 時	水曜日（祝日を除く。）
3 階 子育て支援施設	午前 9 時～午後 5 時	土曜日・日曜日・祝日

※ 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）は全館休業

※ 老人福祉センターの一部といきいきグラウンドは、午後 5 時～午後 9 時まで一般利用可能（有料）

3 利用料金

(1) 健康づくり施設

施設	利用券 （1 人 1 回）	回数券 （利用券 11 枚つづり）	定期利用券 （1 人 1 か月）
温水プール	520 円	5,200 円	デイトタイム利用 4,190 円 フルタイム利用 5,760 円
トレーニングルーム	520 円	5,200 円	
温水プールとトレーニングルーム	940 円	9,400 円	

※ 16 歳未満、60 歳以上及び障害者の方は、それぞれ半額（定期利用券のデイトタイム利用は 2,090 円）

※ 温水プールは3歳以上（小学3年生以下は保護者または指導者の同伴が必要）、トレーニングルームは16歳以上の方が利用可能

※ デイタイム 平日（土曜日・日曜日・祝日を除く毎日）の午前9時～午後5時

※ フルタイム 午前9時～午後9時

(2) 老人福祉センター

- ・ 無料（市内に居住する60歳以上の方が午前9時～午後5時まで利用する場合）
- ・ 午後5時～午後9時までは、次の施設の一般利用可能（有料）

区分	使用料（1時間につき）
多目的ホール	1,250円
第1学習室	210円
第2学習室	210円
いきいきグラウンド	1,040円

(3) 駐車場

- ・ 1回当たりの料金は300円（3時間までは無料）

4 施設の利用状況

(1) 健康づくり施設（1階）

ア 開設日数

309日

イ 令和4年度利用者数

121,797人（1日平均 394人）

上段：合計人数

中段：一日平均人数

下段：構成比（%）

施設	施設利用者数				
	一般 (16～59歳)	高齢者 (60歳～)	障害者	子ども (3～15歳)	合計
温水プール	9,512人	61,970人	4,261人	4,236人	79,979人
	31人	200人	14人	14人	259人
	11.9%	77.5%	5.3%	5.3%	100%
トレーニングルーム	7,165人	33,030人	1,623人	/	41,818人
	23人	107人	5人		135人
	17.1%	79.0%	3.9%		100%
合計	16,677人	95,000人	5,884人	4,236人	121,797人
	54人	307人	19人	14人	394人
	13.7%	78.0%	4.8%	3.5%	100%

[利用状況]

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	178,458人	110,736人	74,328人	87,248人	121,797人

(2) 老人福祉センター (2階)

・ 令和5年度予算額 23,957千円 (令和4年度実績 23,191千円)

ア 開設日数

309日 (うち校区登園 197日)

イ 令和4年度利用者数

(ア) 老人福祉センター利用 (午前9時～午後5時)

62,824人 (1日平均 203人)

[利用状況]

年度	校区登園	一般登園	合計
30年度	12,190人	64,239人	76,429人
元年度	10,416人	57,351人	67,767人
2年度	3,086人	41,721人	44,807人
3年度	4,010人	49,887人	53,897人
4年度	7,554人	55,270人	62,824人

(イ) 貸し館利用 (午後5時～午後9時)

410件 8,408人 (1日平均 27人)

(ウ) 合計

71,232人 (1日平均 231人)

(3) 子育て支援施設 (3階)

ア 開設日数

243日

イ 令和4年度利用者数

子育て情報相談センター、ファミリーサポートセンター、子育て学習センター利用

14,333人 (1日平均 59人)

(4) すこやかセンター利用者総数

[利用状況]

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者数	291,359人	212,279人	135,758人	163,114人	193,029人

※1階2階のみ

総合福祉会館



地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進し、もって市民の福祉の向上を図るための施設として、平成31年4月に「姫路市総合福祉会館」が供用開始された。

当施設は、高齢者や障害者などさまざまな立場の人が安全で安心して利用できるよう、1階には雨に濡れずに乗降できる駐車スペースを確保し、館内廊下や階段には手すり、各室入り口には歩行誘導マットを設置、会議室には聞こえを支援する設備を備えるなど、バリアフリーに配慮した施設となっている。

1 施設の機能

(1) 福祉相談支援機能

本庁との機能を分担しつつ、互いに連携・補完しながら、重層的な福祉相談支援や権利擁護支援の構築を図る。

(2) 地域福祉活動等の支援機能

地域住民や関係機関などの参画と協働を図るため、関係団体への事務室の提供、ボランティア団体への活動室の提供を行い、これら団体の活動を支援する。

(3) 福祉に関する情報発信機能

高齢者や障害者等の相談機能を入居させることで福祉サービスの制度や情報を集約し、相談者に対してこれらの情報を的確に提供する。また、福祉に関する新聞や図書などの資料を収集し、一般市民にも広く提供する。

(4) 福祉人材の育成機能

会議室を設置し、福祉に関する各種養成講座の会場として提供することで、福祉人材の育成を支援する。

(5) 災害ボランティア拠点の補完的機能

姫路市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターが北別館に設置された場合、そのサテライト施設として補完的な機能を果たす。

2 施設の概要

- (1) 設置場所 姫路市安田三丁目1番地
- (2) 開設日 平成31年4月1日
- (3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階建

- (4) 延床面積 4, 852. 76㎡
- (5) 建設事業費 約17億3千万円
- (6) 会館時間 午前7時～午後10時
(ただし、会議室・ボランティア活動室の使用時間は、午前9時～午後10時)
- (7) 休館日 12月29日～1月3日 (保守点検等による臨時休館日あり)

3 福祉情報センター

(1) 福祉相談窓口 (月～金曜日 祝休日・休館日を除く)

高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他福祉の支援を必要とする人への相談窓口を集約。市や保健所、地域の相談窓口などと連携し、「制度の狭間」や一つの窓口では解決しないような困り事の相談に対応している。

・ 福祉窓口一覧

窓口名	内容	受付時間
福祉つながる窓口	どこに相談に行ったらいいかわからない人のための相談窓口	午前8時35分～午後5時20分
くらしと仕事の相談窓口	仕事さがしやくらしの中の困りごとなどの相談窓口	午前8時35分～午後5時20分
成年後見支援センター	成年後見制度の利用相談	午前8時35分～午後5時20分
基幹相談支援センター	相談支援事業者への助言や相談機関との連携支援	午前9時～午後4時
地域相談窓口「中央ひめりんく」	障害のある人への中央地域の総合的・専門的な相談窓口	午前9時～午後4時
相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」	障害福祉サービスの利用相談など	午前9時～午後5時
職業自立センターひめじ	障害のある人の就業・生活支援	午前9時～午後5時
地域包括支援課	地域包括支援センターの支援・調整	午前8時35分～午後5時20分
こども家庭総合支援室	18歳未満の子どものいる家庭を対象とした総合的な相談・支援	午前8時35分～午後5時20分
ぱっそ Kids	主に乳幼児期の発達に関する相談・支援	午前10時～午後4時

・ 福祉つながる窓口

福祉に関する困りごとで、どこに相談したらいいかわからない方のための相談窓口。

相談の内容に応じて、利用できる制度や事業の説明、他の関係機関へつなぐ等の支援をしている。

[延相談者数]

(令和4年度実績)

本人	家族	他機関	民生委員他	その他	合計
522	105	79	8	41	755

[相談内容内訳] ※1人で複数の相談の場合あり

(令和4年度実績)

病気 健康 障害	住まい	収入 生活費	家賃 ローン支払い	税金 公共料金支払い	債務	仕事探し 就職	仕事上の不安 トラブル
501	34	81	7	7	8	45	2
地域との 関係	家族との 関係	子育て	介護	ひきこもり 不登校	DV 虐待	その他	合計
11	341	3	41	374	3	74	1532

(2) 福祉情報コーナー

福祉関係の新聞・雑誌等が読めるほか、福祉制度や福祉ボランティア活動、生活に役立つアプリ情報等を収集・発信している。また、拡大読書器や音声読み上げ器の貸し出しを行っている。

- ・ 利用時間 午前7時から午後10時まで

(3) 聴覚障害者の交流スペース

主に聴覚に障害をお持ちの当事者やその支援者が自由に利用・交流できるスペースを提供している。

- ・ 利用時間 午前9時から午後10時まで

(4) ボランティア活動室

福祉ボランティア活動を行っている市内の団体に活動の場所を提供している。

- ・ 利用時間 午前9時から午後10時まで

4 重層的支援体制整備事業

地域において課題を抱える住民やその世帯が、地域で安心して暮らすことができるように、支援関係者の連携により、個別支援や環境づくりを一体的に進めることを目的とした重層的支援体制整備事業を実施している。

〔総合福祉会館福祉つながる窓口における事業内容〕

(1) 多機関協働事業

複雑化又は複合化した課題を抱えた相談について、関係する機関と連携し、情報収集及び支援プランの検討を行っている。

(2) 参加支援事業

既存の事業を中心として資源の開拓及び情報収集を行い、相談者が求める支援との調整を行っている。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない方や、自ら支援を求めることが困難な方に対して情報収集のために、訪問や電話相談を行っている。

(4) 重層的支援会議・支援会議

支援関係者が情報や支援方針を共有するための支援会議を実施している。

〔延対象者数〕

(令和4年度実績)

多機関協働事業	参加支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援会議	重層的支援会議
41	1	64	6	0

5 各種団体事務室

市の福祉施策と密接に関連した活動を行う公共的な団体の事務室を設置している。

団体名	団体名
姫路市身体障害者福祉協会	姫路市精神保健福祉連合会
はりま総合福祉評価センター	姫路市社会福祉事業団
姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市社会福祉協議会
姫路市民生委員児童委員連合会	姫路市連合自治会
姫路市保護司会	姫路市婦人共励会

6 会議室

福祉関係者の諸会合のために、大小合わせて7室の会議室を設置しており、福祉関係者のうち条件を満たす団体等について申請受付期間と使用料についての優遇を行っている（一般利用も可能）。

- ・ 利用時間 午前9時～午後10時

7 地域見守りネットワーク事業

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るまちづくり」をめざし、行政・団体・民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者などを日常的に見守り、緊急事態に速やかに把握し必要な支援をするため、地域見守りネットワーク事業を実施している。

- ・ 事業内容
協力事業者が配達等日常業務において、高齢者世帯等に関して異変を感じた場合に、事業者から総合福祉会館へ（緊急時は警察や消防等へ直接通報）報告してもらう。
- ・ 協力事業者登録者数（令和4年度末現在） 32団体 450事業者

8 ひきこもり支援推進事業（ひきこもりサポート事業）

(1) 居場所「ぷち た ぷち」

令和3年4月から、ひきこもり状態にある方の居場所「まちの ぷち た ぷち」「ぷち た ぷち 飾磨」を開所し、ひきこもり状態の方がゆっくりと安心した時間を過ごすための場所を提供している。開所時間には居場所支援員が常駐している。

- ・ まちのぷちたぷち（場所：呉服町）毎週月・水、第1・第3土曜日
- ・ ぷちたぷち飾磨（場所：飾磨保健福祉サービスセンター）月1回

[利用延件数]

(令和4年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
まちのぷちたぷち	66	86	98	78	98	77	89	66	45	36	69	68	876
ぷちたぷち飾磨	9	6	3	6	9	4	7	11	7※	10	7	—	79
合計	75	92	101	84	107	81	96	77	52	46	76	68	955

※ ぷちたぷち網干（場所：網干市民センター）を実施

(2) ひきこもり支援関係機関とのネットワークづくり

支援関係機関、支援団体、学識経験者等による連携会議「不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ」を開催している。(年3回)

(3) フォーラム「相談マルシェ」の開催

「つながり」をテーマに、当事者やその家族、支援関係者等が参加するフォーラムを開催している。

- ・ 開催日：令和4年12月23日(金)
- ・ 場 所：総合福祉会館及びオンライン
- ・ 参加者数：123名

外 郭 団 体

公益財団法人 姫路市救急医療協会

1 目的

増大する救急医療需要に対処するため、姫路市における救急医療体制の確保及び充実を図り、もって地域住民の健康の保持・増進と福祉の向上に寄与する。

2 設立

昭和 53 年 3 月 31 日

(平成 25 年 3 月 21 日付で、公益財団法人に移行)

3 組織

理事 10 名

監事 2 名

評議員 7 名

4 令和 5 年度収支予算

収入 916,578,260 円

支出 916,578,260 円

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
基本財産運用収入	9,000	急病センター指定管理費	544,488,000
特定資産運用収入	1,000		
急病センター指定管理収入	522,332,000	後送病院委託費	337,928,260
急病センター管理受託収入	357,928,260		
電話相談業務受託収入	13,206,000	小児・周産期救急医療体制整備費	20,000,000
雑収入	0	救急医療電話相談事業費	13,206,000
前期繰越金収入	23,102,000	次期繰越金額	956,000
合計	916,578,260	合計	916,578,260

5 事業内容

(1) 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営（指定管理業務）

ア 診療業務 姫路市休日・夜間急病センターにおいて急病患者の初診及び応急処置を行う。

・ 所在地 西今宿三丁目7-21（姫路市医師会館1階部分）

・ 診療時間及び診療科目 休日昼間（午前9時～午後6時）：内科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科
夜間（午後9時～翌日午前6時）：内科、小児科

イ 施設等の維持・管理 姫路市休日・夜間急病センターや医療設備を維持・管理する。

(2) 急病患者の二次救急医療施設への後送

姫路市休日・夜間急病センターで診察の結果、入院を必要とする患者を姫路市医師会が指定する後送医療機関へ後送する。

また、救急医療従事者確保緊急対策として、後送輪番医療機関が医師等の確保に要する経費の一部を負担することにより、輪番参加病院を支援するとともに、後送輪番への新たな病院の参加と復帰の促進を図る。

(3) 小児・周産期救急医療体制整備事業

小児・周産期救急医療を実施するにあたり、姫路赤十字病院を支援するとともに年間を通じてより安定した救急体制を推進する。

(4) 急病患者の医療に関する知識の普及事業

姫路市の救急医療の現状や救急医療機関の正しい利用について理解を深めるために救急医療フォーラムを実施する。

(5) 姫路市救急医療電話相談事業（小児科）（播磨姫路救急医療電話相談事業）

子どもの急病やケガの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスをを行い、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相談を実施する。平成30年10月から西播磨圏域を含めた「播磨姫路救急医療相談」として事業を拡大している。

- ・ 相談時間 月曜日～土曜日 午後8時～午前0時
日曜日・祝日・8/15・12/31～1/3 午前9時～午後6時、午後8時～午前0時
- ・ 対象科目 小児科
- ・ 電話番号 079-292-4874（ふくつう しんばいなし！）

社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団

1 目的

市が設置した福祉施設を指定管理者として管理運営し、市と一体となって本市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与する。

2 設立

昭和 52 年 3 月 23 日 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団の設立について厚生大臣認可

昭和 52 年 3 月 31 日 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団設立登記

3 基本財産

市出資金 5,000,000 円

4 主たる事務所

安田三丁目 1 番地

5 自主事業

(1) 障害福祉サービス事業就労継続支援 A 型「あぼしリサイクル事業所」の設置経営

本事業団と雇用契約を結んだ利用者が、エコパークあぼし再資源化施設において、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙パックを一定の品質まで手選別する作業をとおして、一般就労への移行に向けての支援を行う。

- ・ 定員 20 人
- ・ 所在地 網干区網干浜 4-1
- ・ 開設年月日 平成 22 年 4 月 1 日

(2) 障害者就業支援事業「職業自立センターひめじ」の設置経営

姫路市内の継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図るため、必要な職業準備訓練助言その他の援助を行い、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ・ 所在地 安田 3-1
- ・ 開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日

(3) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」の設置経営

姫路市における障害児・者等の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供及び相談支援、その他障害福祉サービスの利用支援、虐待防止等の権利擁護の視点に立った必要な援助等、中立公平な立場での一般・特定・障害児相談支援事業を行う。また、姫路市から障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業を受託し、姫路市の相談支援体制の整備や人材育成、総合相談にも取り組む。

- ・ 所在地 安田 3-1
- ・ 開設年月日 平成 25 年 4 月 1 日

6 指定管理施設一覧

施設の種別	施設名	定員	指定管理 年月日	所在地
障害福祉サービス施設	障害者支援センター	115 人/日	令 2.4.1	保城 309 番地 1
	かしのきの里	35 人/日	令 2.4.1	打越 1352-6
障害者一時保護施設	障害者やすらぎルーム	—	令 2.4.1	増位新町二丁目 37
障害者体育館	障害者体育館	—	令 2.4.1	
地域活動支援センター	在宅障害者デイ・サービスルーム	20 人/日	令 2.4.1	保城 309 番地 1
障害福祉サービス施設	書写障害者デイサービスセンター	25 人/日	令 2.4.1	書写台二丁目 7-1
	広畑障害者デイサービスセンター	20 人/日	令 2.4.1	広畑区正門通三丁目 2-2
養護老人ホーム	ふれあいの郷養護老人ホーム	150 人	令 2.4.1	船津町 3263
児童厚生施設	飾磨児童センター	—	令 3.4.1	飾磨区細江 2654
	東児童センター	—	令 3.4.1	花田町加納原田 813
	面白山児童センター	—	令 3.4.1	神子岡前三丁目 8-1

7 職員の配置

(令和5年4月1日現在)

区分	理事長	常務理事	事務局長	施設長	副施設長	係長	事務員	支援員	相談支援員	生活相談員	保育士	児童厚生員	看護師	栄養士	調理員	用務員	合計
事業団事務局	1	1	1			1	3										7
障害児療育関係事業				(1)			5		2		5			1	3	1	17
障害者支援センター				1	1		2	32					1	1	4	1	43
かしのきの里				1			1	7							2	1	12
障害者やすらぎルーム				(1)				2									2
障害者体育館				(1)													—
在宅障害者デイ・サービスルーム				1				2									3
書写障害者デイサービスセンター				1			1 (1)	12					2	1	1		18
広畑障害者デイサービスセンター				1			1	10					1 (1)	1	1		15
あぼしりサイクル事業所				(1)	1		(1)	4									5
ぱっそ・あ・ぱっそ				1			1		6 (3)		(1)						8
ふれあいの郷養護老人ホーム				1	1		2	23		2			2	1	9		41
飾磨児童センター				1								5					6
東児童センター				1								4					5
面白山児童センター				1								4					5
姫路市移動児童センター事業				(1)								6					6
職業自立センターひめじ				1			1	10									12
合計	1	1	1	11	3	1	17	102	8	2	5	19	6	5	20	3	205

備考：（ ）は兼務、合計欄には計上していない。

8 令和5年度予算

収入		支出	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
指定管理料収入	1,071,101	事務局費	60,130
		障害児療育関係事業費	91,344
就労支援事業収入	70,550	障害者支援センター費	319,354
		かしのきの里費	105,183
経常経費寄附金収入	360	障害者やすらぎルーム費	9,744
		障害者体育館費	7,020
経常経費補助金収入	11,072	在宅障害者デイ・サービスルーム費	31,303
		書写障害者デイサービスセンター費	117,391
委託料収入	207,058	広畑障害者デイサービスセンター費	84,838
		あぼしりサイクル事業所費	65,974
障害福祉サービス等事業収入	70,221	ぱっそ・あ・ぱっそ費	58,855
受取利息配当金収入	1	職業自立センターひめじ費	68,125
その他の収入	1,026	ふれあいの郷養護老人ホーム費	338,003
拠点区分間繰入金収入	56,470	児童センター費	96,503
		移動児童センター費	34,092
合計	1,487,859	合計	1,487,859

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

1 目的

姫路市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 設立

昭和 26 年 3 月 22 日 住民の自主的な福祉団体として設立

昭和 41 年 12 月 2 日 社会福祉法人として設立認可

3 組織

理事 14 名

監事 2 名

評議員 33 名

4 令和 5 年度資金収支予算

収入合計 1,826,066 千円

支出合計 1,826,066 千円

[内訳]

収入		支出	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
介護保険	982,976	法人運営	96,339
障害福祉サービス	138,181	地域福祉事業	375,107
補助金	105,945	成年後見支援センター	26,014
受託金	302,120	法人後見事業	7,408
共同募金配分金	61,204	介護支援事業	214,230
会費	32,350	訪問介護事業	581,370
寄付金	3,780	通所介護事業	152,766
福祉の店売上	129,091	地域包括支援センター	246,423
介護職員初任者研修参加費	1,575	福祉の店	121,500
その他	68,844	介護職員初任者研修	4,909
合計	1,826,066	合計	1,826,066

5 事業内容

(1) 社協支部活動

ア ふれあい食事サービス事業

ひとり暮らしの高齢者と地域住民及び地域のボランティアとのふれあいを深めていくために、昼食を会食または配食方式で提供していく。

(令和4年度実績)	実施支部	71支部 (内、新型コロナウイルス感染症対応により休止3支部)
	対象者	4,827人
	ボランティア数	3,771人

イ ふれあいネットワーク事業

地域のボランティアにより、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等を見守り、福祉情報の提供や日常生活を支援する。

(令和4年度実績)	実施支部	71支部
	対象者	13,878人
	ボランティア数	2,774人
	「ふれあい通信」の発行	12回

ウ 子育て支援事業

小学校就学前の児童とその保護者が気軽に集い、友だちづくりや子育てに関する相談などができる環境を提供していく。

(令和4年度実績)	実施支部	57支部 (内、新型コロナウイルス感染症対応により休止5支部)
	実施回数	833回
	ボランティア数	1,116人

エ ふれあいサロン事業

子どもから高齢者までの全ての住民を対象に、公民館等で地域住民が交流できる場をつくり、つながりを深めたり、情報交換や不安、悩みの解消につなげていく。

(令和4年度実績)	実施支部	65支部 (内、新型コロナウイルス感染症対応により休止4支部)
	実施回数	2,231回
	ボランティア数	2,024人

オ 社協支部選択事業

支部の状況に応じて、世代間交流・高齢者の集いなどの福祉活動をメニューから選択し、実施していく。

(令和4年度実績)	実施支部	71支部
-----------	------	------

(2) 在宅支援サービス

ア 居宅介護支援事業

日常生活を営むうえで支障がある高齢者等に対して、ケアプランの作成や各種相談等の援助を行い、高齢者等の希望する自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

(令和4年度実績)	延利用者数	19,087人
	延ケアプラン作成数	19,087件

イ 訪問介護事業

日常生活を営むうえで支障がある高齢者または障害者、育児支援が必要な家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行い、高齢者または障害者等が健全で安らかな自立を目指した生活を営むことや、安定した児童の養育ができるよう援助する。

(ア) 介護保険訪問介護事業

(令和4年度実績)	延利用者数	13,686人
	延訪問時間数	95,907時間

(イ) 障害福祉サービス事業

(令和4年度実績)	延利用者数	2,827人
	延訪問時間数	43,339時間

(ウ) 地域生活支援事業

(令和4年度実績)	延利用者数	665人
	延訪問時間数	4,442時間

(エ) 養育支援訪問事業

(令和4年度実績)	延利用者数	198人
	延訪問時間数	1,139時間

ウ 通所介護事業

日常生活を営むうえで支障のある高齢者等に対して、日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や介護者の負担の軽減を図る。

(ア) 蒲田デイサービスセンター

(令和4年度実績)	開設日数	301日
	延利用者数	7,880人

(イ) 香りの里デイサービスセンター

(令和4年度実績)	開設日数	292日
	延利用者数	8,435人

エ 福祉用具貸与事業

日常生活を営むうえで支障のある高齢者または障害者等に対して、福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具の貸与により日常生活の便宜を図り、介護者の負担の軽減を図る。

(令和4年度実績)	延利用者数	9,970人
	延レンタル件数	30,776件

オ 買物支援サービス事業

公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対して、地域の人とのふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図るために実施する。

(令和4年度実績)	利用登録者数	47人
	出動回数	143回

(3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分な高齢者等に対し、福祉サービス利用の援助、日常生活上の金銭管理サービス等を提供するため、専門員を派遣する。

(令和4年度実績)	相談・問い合わせ件数	5,143件
	契約件数	74件

(4) 成年後見支援センター事業

成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するとともに、成年後見制度・権利擁護支援に関わる機関や団体とネットワークの構築を図る。

(令和4年度実績)	延相談件数	1,812件
-----------	-------	--------

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

困りごとや不安を抱えている方を対象に、専門の相談員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して解決に向けて取り組む。

(令和4年度実績)	延相談件数	15,624件
-----------	-------	---------

(6) 法人後見事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な方について、姫路市社協に成年後見人等の候補者としてほしいという市民や関係者からの相談に対応する。

(令和4年度実績)	延相談件数	511件
-----------	-------	------

給付・貸付一覧表

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課	
姫路市福祉医療費助成	医療費の一部を助成する	高齢期移行者	市内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満のうち一定の要件を満たす人 (所得制限有。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者を除く。)	保険診療による自己負担額の一部	保健福祉政策課
	重度障害者	市内に住所を有する身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人、療育手帳 A 判定の人または精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人 (所得制限有。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者を除く。)			
	母子家庭の母子 父子家庭の父子 遺児	(1) 市内に住所を有する 18 歳未満の児童を監護する母子家庭の母とその児童 (2) 市内に住所を有する 18 歳未満の児童を監護する父子家庭の父とその児童 (3) 市内に住所を有する両親のいない 18 歳未満の児童 (1)~(3)全て所得制限有)			
	乳幼児等	市内に住所を有する小学 3 年生修了までの乳幼児等 (3 歳以上は所得制限有)			
	こども	市内に住所を有する小学 4 年生から中学 3 年生修了までの児童・生徒 (所得制限有)			
姫路市高齢重度障害者医療費助成	高齢の重度障害者にかかる医療費の一部を助成する。	市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人、療育手帳 A 判定の人または精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人 (所得制限有)	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する自己負担額の一部		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
姫路市障害者福祉金 (愛の福祉金)	身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神障害者(児)に福祉金を支給する。	下記(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、引き続き市内に1年以上居住している人(所得制限有) (1) 身体障害者手帳の所持者のうち1級から4級までの人 (2) 療育手帳の所持者のうちA、B(1)の人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者	(1) 身体障害者(児) 1級年額 30,000円 2級年額 23,000円 3級年額 15,000円 4級年額 10,000円 (2) 知的障害者(児) 年額 30,000円 (3) 精神障害者(児) 1級年額 30,000円 2級年額 23,000円 3級年額 15,000円 ※ 重複障害者(児) (1)(2)(3)それぞれ支給	障害福祉課
兵庫県心身障害者扶養共済制度	障害者(児)を扶養している人が一定期間掛金を納付し、死亡または重度障害となった後に障害者(児)に年金を支給する。	(1) 児童相談所(こども家庭センター)または知的障害者更生相談所等の判定による知的障害者(児) (2) 身体障害者手帳の所持者のうち1級から3級までの人 (3) 精神または身体に永続的な障害のある人で、その障害の程度が(1)(2)に掲げる者と同程度と認められる人 加入者が65歳未満で特別の疾病または障害を有しないこと 障害者1人につき2口まで加入可	1口につき 月額 20,000円	
兵庫県心身障害者扶養共済制度加入扶助 (愛の福祉金)	兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者に掛金の一部を助成する。	市内に住所を有する人で、兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入している人(住民税非課税世帯または住民税の均等割のみ課税世帯)	掛金の一部を助成	
障害者総合支援法等による法定給付	障害者(児)の福祉サービス費用等を給付する。	姫路市からの支給決定を受けた人	原則として費用の9割の額	

制度名	趣旨		資格・要件	金額等	担当課
自立支援医療	更生医療	身体障害者が更生するために必要な医療を給付する。	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人（原則として所得制限有、判定が必要）	保険診療による費用から家計の負担能力等に応じた額を控除した額（健康保険適用分を除く。）	障害福祉課
	育成医療	児童が有する身体障害の除去、予防のために必要な医療を給付する。	18歳未満の児童（原則として所得制限有、判定が必要）		
	精神通院医療	精神疾患を有する者が通院治療を受ける際に必要な医療を給付する。	精神疾患を有し、通院による精神通院医療を継続的に要する程度の病状にあるもの		
身体障害者（児）補装具費	身体障害者（児）等の機能等を補う装具の費用を支給する。	身体障害者手帳の交付を受けた人等（所得制限有、原則として18歳以上は身体障害者更生相談所の判定が必要、18歳未満は意見書が必要）	原則として費用の9割の額		
身体障害者（児）等日常生活用具費	原則、在宅の重度身体障害者（児）等に日常生活の便宜を図るための用具の購入費等を支給する。	身体障害者手帳等の交付を受けた人及び難病患者（所得制限有、用具により障害内容、等級の制限有）	原則として費用の9割の額		
身体障害者用自動車改造費	身体障害者所有の自動車改造費を支給する。	就労等のため、自らが所有し運転する自動車を改造する身体障害者（所得等の制限有）	1台100,000円以内		
身体障害者自動車運転免許取得費	身体障害者が自動車運転免許を取得する費用を支給する。	免許取得により生活の向上等が認められる身体障害者	費用の1/2に相当する額 (100,000円以内)		
重度障害者（児）介護手当	重度障害者（児）を介護する人に手当を支給する。	市内に住所を有する障害者（児）のうち、1級または2級の身体障害者手帳を所持する人又は療育手帳A(重度)と判定された人で、居宅において常時介護が必要な状態になってから6ヶ月以上経過した人を常時介護している人	月額10,500円		
福祉手当（経過措置）	常時介護を必要とする在宅重度障害者の経済的負担の軽減を図る。	重度障害者で市内に住所を有する人（所得制限有、新規申請なし）	月額15,220円		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
特別障害者手当	在宅重度障害者に手当を支給し、生活の安定を図る。	重度障害のため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人で、施設、病院に入っていない市内に居住する人（所得制限有）	月額27,980円	障害福祉課
障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅重度障害児に手当を支給する。	20歳未満の在宅重度障害児で、施設に入っておらず、市内に住所を有する児童（所得制限有）	月額15,220円	障害福祉課 こども支援課
児童手当	中学校修了前の児童を養育している人に支給する。	0歳から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している人（所得制限及び所得上限有）	児童1人につき 3歳未満、3歳～小学生（第3子以降） 月額15,000円 3歳～小学生（第1・2子）、中学生 月額10,000円 所得制限以上所得上限未満 一律月額5,000円	こども支援課
児童扶養手当	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母（または父子家庭の父）や父母に代って児童を養育している人に支給する。 （平成22年8月以降、父子家庭にも対象拡大）	(1) 18歳に達し、最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する人（所得制限有） (2) 市内に住所を有する人	(1)児童1人の場合 月額 44,140円 月額（一部支給） 44,130～10,410円 (2)児童2人の場合 月額 54,560円 月額（一部支給） 54,540～15,620円 (3)児童3人の場合 月額 60,810円 月額（一部支給） 60,780～18,750円 (4)児童が4人以上のときは、1人増えるごとに、受給者本人の所得額に応じて、6,250円～3,130円が加算。 (5)受給者または児童が公的年金給付を受けられる場合には、所得制限により算定された手当月額から受給できる年金額の全部（または一部）を差し引いた額が手当月額となる。	こども支援課

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
特別児童扶養手当	身体または精神(知的)に重度または中度の障害を有する児童を養育する人に特別児童扶養手当を支給する。	(1) 20歳未満の児童で、精神(知的)に重度障害があるため日常生活において常時介護を必要とする児童、または身体障害者手帳1,2級程度の障害の状態にある児童、及び日常生活に著しい制限を受ける中程度の障害の状態にある児童を養育する人(所得制限有)ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合を除く (2) 市内に住所を有する人 (3) 児童が障害を理由とする公的年金を受給していないこと	児童1人につき 重度の場合 月額53,700円 中度の場合 月額35,760円	こども支援課
交通及び災害遺児手当 (愛の福祉金)	交通事故及び災害によって父または母等を失った児童の親権者等に交通及び災害遺児手当を支給する。	(1) 遺児及び保護者が、交通事故及び災害当時1年以上市内に住所を有していること (2) 遺児が、学校教育法に定める小中学校等に在学している、または、社会福祉施設等に入所・通園していること(所得制限有)	就学激励金 月額3,000円 入学祝金(小、中学入学時) 10,000円 卒業祝金 20,000円	
交通及び災害遺児奨学金 (愛の福祉金)	交通事故及び災害遺児である高校生等の保護者に奨学金を支給する。	(1) 保護者が、市内に住所を有していること (2) 遺児が、学校教育法に規定する高等学校または高等専門学校に在学していること(所得制限有)	月額3,500円	
児童養護施設等間食給付 (愛の福祉金)	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食(おやつ)を支給する。	市内の児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に入所している児童	児童1人 月額1,000円以内	
児童養護施設等入所児童就職祝金 (愛の福祉金)	児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職するとき祝金を支給する。	市内の児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が就職したとき	就職児童1人につき 20,000円	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、転宅、就学支度、結婚、住宅等のために貸付ける。	(1) 母子家庭の母と子 (2) 父子家庭の父と子 (3) 20歳以上の子を扶養している寡婦と子 (4) 父母のない20歳未満の子ども (5) 母子・父子福祉団体	資金種別により貸付限度額は異なる	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が厚生労働大臣の指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給する。	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること (3) 教育訓練を受けることが適職に就くため必要であること (4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受けていないこと (5) 同趣旨の給付を受けていないこと	対策講座の受講費用の一部を助成(上限あり)	こども支援課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格(看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など)を取得するために、養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に支給する。(所得制限有)。	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること (3) 養成機関において1年以上(令和3年度から令和5年度までに修業開始の場合6か月以上)修業予定(原則通学制)であること (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であること (5) 過去に高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金を受けていないこと(高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金を含む) (6) 同趣旨の給付を受けていないこと	・訓練促進給付金 (市民税課税世帯) 月額 70,500 円 (市民税非課税世帯) 月額 100,000 円 最後の12か月 4万円増額 ・修了支援給付金 (市民税課税世帯) 25,000 円 (市民税非課税世帯) 50,000 円	
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指して対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給する。	(1) 姫路市在住のひとり親又はその子 (2) 所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること (3) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と判断されること (4) 過去に支給対象者として、この給付金を受給していないこと (5) 高等学校に在籍して、高等学校等就学支援金を受給していないこと (6) 大学入学資格を取得していないこと	対策講座の受講費用の一部を助成(上限あり)	
出産・子育て応援給付金	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産時の経済的支援を	(1) 出産応援給付金 妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等の面談を実施後、支給	(1) 出産応援給付金 妊婦1人あたり 50,000 円	こども総務課

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
	実施する。	(2) 子育て応援給付金 出生した児童の養育者に対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に保健師等の面談を実施後、支給 ※併せて、妊娠8か月頃にアンケートを実施	(2) 子育て応援給付金 出生した児童1人あたり50,000円	こども総務課
姫路市敬老金 (愛の福祉金)	高齢者に敬老金を贈る。	その年の6月30日現在、市内に住所を有し、その年のうちに満77歳になる人及び満88歳になる人	満77歳 10,000円 満88歳 20,000円	高齢者支援課
緊急通報機器 (安心コール)の設置	ひとり暮らし及び同居する人がねたきり等の人のみの世帯の緊急連絡用に安心コールを設置する。	市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯及び同居する人がねたきり等の人のみの世帯で、要件を満たす協力員2名の登録が必要	緊急通報機器の貸与 (市町村民税課税世帯は設置工事費相当額の負担あり)	
ひとり暮らし老人無料入浴券の交付	ひとり暮らし高齢者に対し無料の入浴券を交付する。	市内に居住する満65歳以上(申請日現在)のひとり暮らし高齢者で、入浴券の交付を希望する人	無料入浴券 4枚 市内の公衆浴場等で使用	
マッサージ等施術助成券の交付	高齢者のはり、きゅう、マッサージの施術に要する費用の一部を助成する。	市内に居住する満70歳以上(申請日現在)の人	はり、きゅう、マッサージ施術費助成券 1人/年3,000円	
在宅高齢者介護手当	在宅高齢者を介護する人に手当を支給する。	市内に住所を有し、居宅で6か月以上ねたきりの人または認知症の状態にあり常時介護を要する65歳以上で、要介護3~5の者を主として介護している人	月額10,500円	
認知症高齢者等家族等支援事業	行方不明になった認知症高齢者等の居場所を検索するシステムの初期費用を助成する。	市内に住所を有する在宅の認知症高齢者等を介護している、市内に住所を有する家族	上限10,000円 (同一の認知症高齢者等1人につき1回限り)	地域包括支援課
介護保険法による法定給付	要介護者・要支援者の介護費用等を給付する。	姫路市の介護保険の被保険者で要介護認定・要支援認定を受けた人	法定の介護費用の原則として9割、8割または7割の額等	介護保険課
被保護世帯体操服代助成(愛の福祉金)	被保護世帯の中学1年生の生徒に学校規定体操服購入費を助成する。	被保護世帯の中学1年生	体操服購入費	生活援護室

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
被保護世帯小・中学校卒業旅行諸費の助成（愛の福祉金）	被保護世帯の小学6年生・中学3年生の卒業旅行諸費の一部を助成する。	被保護世帯の小学6年生の児童 中学3年生の生徒	小学6年生 4,000円 中学3年生 5,000円	生活援護室
行路困窮者援護（愛の福祉金）	行路中盗難、紛失、災害等のため困窮している人を救済する。	申請に基づき援護を必要と認めた人	(1) 旅費 最寄市町までの運賃 (2) 食費	
行旅病人被服支給（愛の福祉事業）	行旅中困窮している病人に被服・飲食料品を支給する。	行旅病人で、被服・飲食料品の支給を必要と認めた人	現物給付	
難病患者の受診支援（愛の福祉金）	難病患者に対し受診にかかる交通費の一部を助成する。	市内に住所を有する指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者で医療費の自己負担がある人（所得制限有）	年額 1,000円～12,000円	保健所予防課
スモン患者療養補給金（愛の福祉金）	スモン患者の療養に必要な経費の一部を助成する。	市内に居住しスモン患者の認定を受けた人	月額2,000円	
特定疾患治療研究事業	原因不明で治療方法が未確立の疾病患者に対し医療を給付する。	原因不明の疾患のうち国・県が指定した疾患で国・県の定めた基準を満たし治療研究事業への協力を承諾した人（一部所得制限有）	医療費の一部負担	
特定医療費（指定難病）支給認定助成制度	難病法が指定する難病患者に対し医療を給付する。	難病法が対象とする指定難病338疾病で定められた基準を満たす人	医療費の一部負担	
骨髄等ドナー助成制度	日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供する者に対し助成金を交付する。	骨髄等を採取した日及び申請時に市内に住所を有し、本市以外の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない人	1回の移植について、 通院・入院1日あたり20,000円。上限額200,000円	
小児慢性特定疾病医療費支援事業	小児慢性特定疾病児に対し医療を給付する。	18歳未満の小児慢性特定疾病（国が指定した788疾病）で国の定めた基準を満たす児	医療費の一部負担	
臍帯血移植推進事業	造血幹細胞移植に用いるための臍帯血採取を行う医療機関に助成金を交付する。	市内の医療機関（公的さい帯血バンクの提携医療機関に限る）が行った臍帯血の採取で、下記要件を満たすもの	採取1件につき 2,000円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
		(1) 公的さい帯血バンクに報告しているもの (2) 公的さい帯血バンクから支給される報奨金等の対象となっていないもの		保健所予防課
インフルエンザワクチン接種補助事業	新型コロナウイルス感染症の検査及び診療の体制を確保するため、検査及び診療を行う医療機関に従事する者に対し、インフルエンザワクチン接種費用の一部を補助	市内で新型コロナウイルス感染症の検査及び診療を行う医療機関に従事し、直接患者と接する業務を行う人で、高齢者インフルエンザワクチン接種対象でない人	一人 1,500 円	
がん患者アピアランスサポート事業	がん治療による外見の変化に対し医療用ウィッグや乳房補正具等の購入費用の一部を助成	がんと診断され治療を受けているまたは受けたことのある人。 所得制限あり。 市内に住所を有し、県内で同種の助成を受けていないこと。 購入した年度内に申請が必要	① 医療用ウィッグ 上限 50,000 円 ② ・乳房補正具 上限 10,000 円 ・人工乳房 上限 50,000 円	
結核医療費公費負担	結核の確実な治療を行うために医療を給付する。	結核の治療が必要な市民 (一部所得制限有)	医療費の一部負担	保健所防疫課
特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業	保険適用の特定不妊治療等と保険適用外の先進医療を受けた場合、また、国で審議中(または予定)の技術を含む保険適用外の特定不妊治療等を受けた場合に、費用の一部を助成する。	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦 (2) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること (3) 特定不妊治療等以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断されていること (4) 令和 5 年 4 月 1 日以降に終了した治療であること	[助成額] ・保険適用の特定不妊治療等と併せて実施した保険適用外の先進医療に対し、10 分の 7 (上限 5 万円) を助成する。 ・国で審議中 (または予定) の技術を含む保険適用外の特定不妊治療等に対し、10 万円から 30 万円を上限として助成する。 ・特定不妊治療 (凍結胚の移植を除く) の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、30 万円を上限に助成する	保健所健康課

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
			〔助成回数〕 初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は1子ごとに最大6回まで、40歳以上43歳未満の場合は1子ごとに最大3回まで助成する。43歳以上の場合の助成はなし。	保健所健康課
不育症治療支援事業	不育症についての検査及び治療を受け受けた夫婦に対し、医療保険が適応されない医療費の一部を助成する。 (令和2年度より所得制限を撤廃)	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦 (2) 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること (3) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4) 助成を受ける治療等について他の自治体を実施する同様の助成をうけていないこと	〔申請回数〕 1年度内の医療費について1回を限度 〔助成額〕 ・不育症の治療等に要した保険適応外の医療費の10分の7を助成 ・ただし、絨毛染色体検査の場合は、6万円を上限に助成	
不妊治療ペア検査助成事業	不妊の検査を受けた夫婦に対し、医療保険が適用されない検査費の一部を助成する。 (令和5年度より所得制限を撤廃)	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること (2) 夫婦そろって受診し検査を受けたこと (3) 検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4) 助成を受ける検査等について他の自治体を実施する同様の助成をうけていないこと	〔申請回数〕 夫婦1組について1回を限度 〔助成額〕 不妊の検査に要した保険適用外の検査費の10分の7(上限2万円)を助成	
妊婦健康診査費助成	妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する妊婦で、医療機関等で妊婦健康診査を受ける人	1回の妊婦健康診査費で上限22,500円を1回、上限13,000円を1回、上限10,000円を2回、上限8,000円を1回、上限6,000円を9回の計14回	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
			と、妊婦健康診査と同時実施する子宮頸がん検診費上限 3,500円（1回分）を限度に助成 ・多胎妊婦については、上限5,000円を3回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる。	保健所健康課
産婦健康診査費助成	産婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する産後8週未満の産婦で、医療機関等で産婦健康診査を受ける人	1回の産婦健康診査費で上限5,000円を2回助成	
未熟児養育医療の給付	医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療を給付する。	指定医療機関に、養育のため入院することを必要とする未熟児	養育に必要な医療の給付	
新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	生後2か月以内において、児が検査を受けた時点で市内に住所を有する保護者	検査方法により助成額の上限が異なる ・(A)ABRの場合は5,500円 ・OAEの場合は2,000円	
生活福祉資金	(1) 福祉資金 経済的な理由や、または障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援する。(技能修得、転宅、療養等)	① 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活する世帯 ② 次の要件に該当する世帯 ・低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯） ・障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する人、または障害者自立支援法によるサービス利用者が属する世帯で世帯の収入が生活保護基準の3.0倍程度の所得の世帯） ※「資金の用途」により所得要件を緩和する場合がある ・高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯）	※ 貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(2) 緊急小口資金 低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援する。	① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住している低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度）※生活保護世帯を除く ② 貸付を受ける借受人（借入申込者）が、その世帯で次の要件に該当すること ・18歳以上の世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける人 ・就労や年金収入などにより、償還可能な収入が見込める人	※ 貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会
	(3) 教育支援資金 学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する。	次の3つの要件すべてにあてはまる世帯 ① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活する世帯 ② 低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の 1.8 倍程度の所得の世帯） ③ 世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯		
	(4) 総合支援資金 生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援する。	次の5つの要件すべてにあてはまる人 ① 生計中心者が失業している等により従前の生活維持が困難となっている低所得世帯で、借入申請時において離職等から 2 年以内の人 ② 借入申込時において 65 歳未満の人 ③ 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる人 ④ 兵庫県内に居住中の人で、今後もその地域において継続して生活する人 ⑤ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等を利用する人		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金		※ただし、65歳未満の方で生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金を受ける方は、この5つの要件をすべて満たしたものとみなす。	※ 貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会
	<p>(5) 不動産担保型生活資金</p> <p>居住用不動産を担保として資金を貸し付けることにより、住み慣れた地域において、将来にわたり安定した生活を支援する。</p>	<p>以下の要件をすべて満たしている世帯</p> <p>① 低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度の世帯）であること</p> <p>② 高齢者世帯（世帯全員が65歳以上）であること</p> <p>③ 同居人がいないこと（配偶者、両親、配偶者の両親の同居は可）</p> <p>④ 兵庫県内に不動産（土地、建物）を単独で所有していること（配偶者との共有可）（市街化調整区域に存立する物件及びマンションは対象外）</p> <p>⑤ 不動産（土地、建物）に利用権（貸借権等）や担保権（抵当権）が設定されていないこと</p> <p>⑥ 現在居住中の不動産に将来にわたって住み続ける予定であること</p> <p>⑦ 推定相続人全員の同意が得られること（うち1名は連帯保証人として設定）</p> <p>※その他、詳細な要件あり</p> <p>※審査あり</p>		

施設一覧表

1 特定教育・保育施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼保連携型認定こども園	姫路市	太市こども園	671-2234	西脇 500	60	平 27. 4	269-0043
		山田こども園	679-2112	山田町北山田 109-3	70	平 27. 4	263-2188
		船津こども園	679-2101	船津町 1160-3	80	平 27. 4	232-0019
		的形こども園	671-0111	的形町の形 1540-1	165	平 27. 4	254-0588
		林田こども園	679-4211	林田町六九谷 510-1	80	平 27. 4	261-2216
		四郷和光こども園	671-0244	四郷町見野 880-1	150	令 5. 4	252-1396
		砥堀こども園	670-0802	砥堀 1258-2	100	平 27. 4	264-2881
		前之庄こども園	671-2103	夢前町前之庄 2197-5	100	平 29. 4	336-0507
		香呂こども園	679-2151	香寺町香呂 239-1	210	平 27. 4	232-0569
		中寺こども園	679-2164	香寺町中寺 224-2	150	令 2. 4	232-4952
		安富こども園	671-2401	安富町安志 1193-1	150	平 30. 4	(0790) 66-2057
	(福)青葉台福祉会	青葉台こども園	679-2132	香寺町須加院 351	65	平 30. 4	264-2250
	(福)よい子の広場 福祉会	荒川ひまわり保育園	670-0985	玉手 3 丁目 510	153	令 2. 4	234-7801
		荒川ひまわり保育園 手柄分園	670-0972	手柄 95	40	令 3. 4	282-6064
		姫路ひまわり保育園	671-2202	北夢前台 1 丁目 59	170	平 28. 4	293-0205
		姫路ひまわり保育園 (分園)	671-2201	書写 634-50	30	平 28. 4	267-7310
		峰相ひまわり保育園	671-2242	六角 278-2	130	平 28. 4	266-0728
	(福)勝原福祉会	勝原保育園	671-1213	勝原区宮田 143-3	230	平 27. 4	272-4623
		勝原保育園 (分園)	671-1214	勝原区山戸 210 番 1	20	平 27. 4	274-2442
	(福)クローバー	クローバーこども園	670-0058	車崎一丁目 9-10	180	平 29. 4	292-4800
(福)こじか保育園	こじかこども園	672-8045	飾磨区中野田四丁目 123	195	平 27. 4	234-3858	
(学)五字ヶ丘学園	五字ヶ丘幼稚園	670-0061	西今宿三丁目 18-30	260	平 27. 4	292-6059	
(福)サン福祉会	サンこども園	671-2245	白鳥台二丁目 28-1	105	平 27. 4	266-7370	
	エミリア・サン こども園	672-8044	飾磨区下野田二丁目 461	85	令 5. 4	231-5100	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼保連携型認定こども園	(福)三恵会	三恵城山こども園	671-2121	夢前町宮置 79-2	115	平 27. 4	335-0465
	(福)道心	書写認定こども園	671-2201	書写 2481	185	平 27. 4	266-1080
	(福)夢前福祉会	すごう保育園	671-2134	夢前町菅生潤 705-1	85	平 27. 4	335-0093
		姫路東こども園	672-8014	東山 49-1	105	平 29. 4	245-5252
		第二姫路東こども園	672-8014	東山 152-1	105	令 4. 6	263-8559
	(学)姫路顕栄学園	聖ミカエル広畑 幼稚園	671-1152	広畑区小松町四丁目 36-1	120	平 27. 4	236-3397
	(福)海向福祉会	専徳寺保育園	671-1132	大津区勘兵衛町二丁 目 29	105	平 27. 4	236-5888
		専徳寺保育園 勝原駅前分園	671-1211	勝原区熊見 96-14	30	平 27. 4	239-5888
		専徳寺ひろはた 保育園	671-1152	広畑区小松町三丁目 71	105	平 31. 4	236-2888
		専徳寺ひろはた保育 園とまみ分園	670-0986	苫編 401-1	30	令 2. 4	230-0033
	(学)船場御坊幼稚園	船場御坊幼稚園	670-0044	地内町 1-1	165	平 27. 4	292-3649
	(福)あいむ	チョコハウス山びこ こども園	671-1102	広畑区蒲田 383-4	230	平 27. 4	239-0242
		チョコハウス山びこ こども園 (分園)	671-1121	広畑区東新町三丁目 146-10	30	平 27. 4	230-5522
		チョコハウス山びこ こども園広畑分園	671-1115	広畑区末広町一丁目 48	30	令 4. 4	240-9188
	(福)八葉福祉会	津田このみ学園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 133	160	平 27. 4	231-1155
		津田このみ学園 三宅分園	672-8048	飾磨区三宅一丁目 52	30	平 27. 4	233-5502
		津田このみ学園 今在家分園	672-8079	今在家 6 丁目 11	30	令 3. 8	280-8839
	(福)徳栄寺保育園	徳栄寺こども園	671-1261	余部区下余部 464-3	235	平 27. 4	273-4619
	(福)豊富台福祉会	豊富台保育園	679-2122	豊富町御蔭 3278-57	65	平 27. 4	264-3277
	(福)正願寺福祉会	野里こども園	670-0816	威徳寺町 33	105	平 27. 4	222-1021
(福)萩の友の会	萩学園	679-2123	豊富町豊富 1528-1	305	平 27. 4	264-1175	
(福)夢工房	姫路保育園	670-0866	野里堀留町 10-18	126	令 2. 4	222-2529	
	姫路保育園 イーグレ分園	670-0012	本町 68-290	30	令 2. 4	284-5125	
(学)日ノ本学園	姫路日ノ本短期大学 付属幼稚園	679-2154	香寺町相坂 467	175	平 27. 4	232-4934	
(福)姫路前山福祉会	姫路前山保育園	670-0073	御立中五丁目 5-7	145	平 27. 4	298-3975	
(福)子どもの家 福祉会	播磨灘こども園	671-1104	広畑区才 850-1	169	令 2. 4	236-4326	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼保連携型認定こども園	(福)広峰福祉会	広峰保育園	670-0892	北平野奥垣内 7-3	175	平 29. 4	282-0867
		高浜コスモス こども園	672-8039	飾磨区阿成渡場 296	85	令 5.4	231-5454
	(福)ベイカー福祉会	ベイカ	670-0854	五軒邸三丁目 62-2	150	平 27. 4	282-1010
	(福)まるやま福祉会	別所まるやま こども園	671-0224	別所町佐土二丁目 77	115	平 30. 4	252-0770
		別所まるやま こども園 (分園)	671-0224	別所町佐土 562	30	令 3. 8	252-5050
	(福)宝国洗心会	ほうこく保育園	672-8079	飾磨区今在家 941	100	平 30. 4	235-5911
	(福)保城福祉会	保城こども園	670-0804	保城 694-3	120	平 27. 4	224-7445
		保城さくらんぼ こども園	670-0804	保城 402-2	165	平 27. 4	288-3138
	(福)谷内福祉会	みどりこども園	671-0208	飾東町八重畑 1010	95	平 27. 4	262-0336
		みどりこども園 (分園)	671-0207	飾東町山崎 49-3	30	平 27. 4	262-0336
		妻鹿みどりこども園	672-8031	飾磨区妻鹿 312	65	平 29. 4	246-0088
	(福)陽心福祉会	みどりヶ丘幼児園	670-0886	八代緑ヶ丘町 6-26	105	令 2. 4	293-7609
		みどりヶ丘幼児園 かまえ分園	672-8071	飾磨区構 3 丁目 62	30	令 3. 5	289-5461
	(福)八木保育園	八木保育園	672-8018	木場前中町 46	105	平 27. 4	246-5060
		八木保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 337-8	30	平 27. 4	246-7214
	(福)安室	安室保育園	670-0086	田寺三丁目 3-15	162	平 30. 4	297-2385
	(福)やながせ福祉会	やながせ保育園	671-1201	勝原区下太田 571	195	平 31. 4	273-0046
やながせ保育園 大津みやび野分園		671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	30	平 31. 4	236-3100	
(福)東光学舎福祉会	瑠璃こども園	671-1232	網干区大江島寺前町 120-2	250	平 27. 4	272-0205	
	瑠璃よこはまこども 園	671-1254	網干区余子浜 2001	125	令 2. 4	271-4580	
(福)東山会	東山保育園	671-0245	四郷町明田 858-1	105	昭 42. 4	246-2110	
幼稚園型認定こども園	(学)エンゼル学園	エンゼル学園幼稚園	670-0894	梅ヶ谷町 10-1	210	平 22. 4	224-1200
	(学)山陽学園	しげる幼稚園	670-0984	町坪 125	115	平 23. 4	297-1289
	(学)真愛学院	真愛幼稚園	671-2201	書写 828	215	平 25. 4	266-8577
	(学)宝国学園	真教寺宝国幼稚園	672-8090	飾磨区今在家北一丁 目 1	118	平 22. 4	234-6555
	(学)フタバ幼稚園	フタバ幼稚園	672-8057	飾磨区恵美酒 55	100	平 24. 4	235-0423

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼稚園 型認定 こども園	(学)兵庫カトリック 学園	マリア幼稚園	671-1242	網干区浜田 816-6	140	平 28. 4	272-4663
	(福)花園福祉会	あかつき保育園	671-0255	花田町小川 524-7	150	平 28. 4	253-4830
保育所 型認定 こども園	(宗)本柳寺	網干保育園	671-1234	網干区新在家 662	155	平 29. 4	272-0623
	(福)れんげ福祉会	網干れんげ保育園	671-1228	網干区坂出 184	155	平 24. 4	273-3930
	(一社)あゆみ保育園	あゆみ保育園	670-0072	御立東四丁目 6-1	137	平 30. 4	293-9321
	(福)光慧福祉会	うさぎ	672-8023	白浜町丙 327-6	95	平 25. 4	245-0876
		うさぎ (分園)	672-8023	白浜町丙 468-11	85	平 25. 4	245-0876
	(一社)KEI こどもえん	KEI こどもえん	671-1116	広畑区正門通 2 丁目 2-6	145	平 29. 4	236-8844
	(宗)景福寺	景福寺瑞松学院	670-0027	景福寺前 7-1	164	平 31. 4	292-2303
	(福)慈恵福祉会	慈恵保育園	672-8064	飾磨区細江 2102	185	平 29. 4	235-7543
	(福)城見ヶ丘会	城見ヶ丘保育園	670-0885	八代宮前町 19-10	135	平 27. 4	294-2131
	しんきエンジェルハ ート(株)	しんきひかり保育園	670-0027	景福寺前 12	92	令 2.4	296-0886
	(福)あいむ	チョコハウスあおぞら 保育園	671-0223	別所町北宿 1308	115	平 30. 4	280-3001
	(株)サーブ	どんぐり保育園	671-0102	大塩町汐咲二丁目 1	115	平 29. 4	254-3886
	(株)のぎ保育園	のぎ保育園	671-1203	勝原区丁 133-564	153	平 29. 4	273-1613
	(福)白鷺園	白鷺園保育所	670-0012	本町 121	105	平 30. 4	222-4872
	(福)まるやま福祉会	まるやま保育園	670-0084	東辻井二丁目 5-10	145	平 23. 4	294-9634
	(福)みのり保育園	みのり保育園	671-1143	大津区天満 1136	240	平 31. 4	237-3456
	(株)もく保育園	もく保育園	670-0945	北条梅原町 275	90	平 31. 4	287-0456
		もく保育園分園	670-0945	北条梅原町 136	30	令 2.7	289-8008
	(同)夢のもり	ゆめさき保育園	671-1104	広畑区才 93-2	122	平 28. 4	236-5080
	(一社)ベアズ ガーデン	ベアズガ-デン 国際自然こども園	670-0061	西今宿七丁目 9-15	55	令 4.4	269-8141
	(福)子どもの家福祉 会	幼児学舎子ども ライブラリー	670-0086	田寺八丁目 172	120	平 27. 4	298-0905
	(宗)延命寺	延命保育園	671-0232	御国野町御着 954-2	105	昭 35.12	252-0733

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
こども園 保育所型認定	(一社)広畑保育園	広畑保育園	671-1112	広畑区北野町1丁目 48番地2	85	平 28.4	280-4380
	(福)道心	松風認定こども園	670-0944	阿保甲 104 番地 1	96	令 3.4	284-2080
保育所	姫路市	若草保育所	671-0221	別所町別所 1769-2	110	昭 23.9	252-0323
		豊富保育所	679-2122	豊富町御蔭 969	118	昭 27.12	264-0168
		大塩保育所	671-0101	大塩町 2077-5	150	昭 23.7	254-0630
		めぐみ保育所	672-8057	飾磨区恵美酒 364-2	160	昭 38.5	235-0012
		飾磨保育所	672-8035	飾磨区中島 1130-6	150	昭 41.6	235-4506
		伊勢保育所	679-4232	林田町上伊勢 1099-1	30	昭 32.6	261-2162
		花田保育所	671-0255	花田町小川 1243-15-1	90	昭 43.5	224-7583
		高岡保育所	670-0065	上手野 411-1	210	昭 43.6	292-1395
		中央乳児保育所	670-0056	東今宿五丁目 3-22	90	昭 44.10	294-7007
		中央保育所	670-0055	神子岡前一丁目 11-29	150	昭 47.4	292-0376
		城陽保育所	670-0948	北条宮の町 93	180	昭 48.4	281-9839
		手柄保育所	670-0972	手柄 91	120	昭 49.4	296-2721
		飾磨西保育所	672-8064	飾磨区細江 699-6	130	昭 51.4	234-6402
		城東保育所	670-0841	城東町 65-1	100	昭 52.4	281-5114
		市川台保育所	670-0822	市川台三丁目 11	180	昭 52.4	282-0729
		高浜保育所	672-8043	飾磨区上野田四丁目 219	150	昭 52.4	234-7468
		広西保育所	671-1154	広畑区吾妻町二丁目 9-1	120	昭 52.4	239-1921
		御着保育所	671-0232	御国野町御着 328	70	昭 53.4	253-0881
	(福)白鳥会	青山保育園	671-2224	青山西五丁目 8-52	160	昭 55.4	266-6878
		青山保育園 市役所北分園	670-0940	三左衛門堀西の町 33	45	平 23.4	280-5407
白鳥保育園		671-2242	六角 204	120	昭 23.7	266-0425	
白鳥保育園 八幡分園		671-1107	広畑区西蒲田 91-1	60	平 19.4	238-0773	
白鳥南保育園		671-2221	青山北 1 丁目 11-2	60	平 31.4	266-7510	
白鳥南保育園 下手野分園		670-0063	下手野二丁目 12-24	30	平 16.4	292-6710	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
保育所	(福)糸引保育園	糸引保育園	672-8004	継 145-1	132	昭 42. 4	246-2299
	(福)八葉福祉会	広英保育園	672-8088	飾磨区英賀西町二丁目 33	120	昭 25. 9	236-0406
		やぐら保育園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 82-6	90	昭 56. 4	236-6878
		やぐら保育園 英賀保駅前分園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 74-1	29	平 12. 5	230-1122
	(福)飾東福祉会	飾東保育園	671-0218	飾東町庄 457-1	150	昭 42. 4	253-0558
	(個)名村透	白国保育園	670-0808	白国二丁目 1-47	60	昭 42. 5	224-1639
	(宗)浄照寺	白浜保育園	672-8023	白浜町甲 855-4	90	昭 32. 4	245-2393
		白浜保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 797-4	29	平 14. 4	246-5353
	(株)須々木工務店	ごちやく・にじいろ 保育園	671-0232	御国野町御着 255-3	30	平 30. 4	253-2655
		ごちやく・にじいろ 保育園分園	671-0232	御国野町御着 1048-6	20	令 3. 4	253-2655
	(福)姫路めばえ 福祉会	姫路めばえ保育園	670-0012	本町 68	60	平 16. 4	224-0016
	(福)姫路若葉福祉会	姫路若葉保育園	670-0981	西庄甲 367-1	140	平 31. 4	298-6300
		姫路若葉保育園 玉手分園	670-0985	玉手 631	30	平 25. 4	298-6855
		姫路若葉保育園 岡田分園	670-0982	岡田 254-1	30	令 2. 4	269-9654
(福)めばえ福祉会	広畑めばえ保育園	671-1104	広畑区才 660-7	60	昭 57. 4	239-2990	
	広畑めばえ保育園 網干分園	671-1251	網干区垣内北町 1740-4	30	平 19. 4	272-5747	
幼稚園	(学)姫路 キリスト教学園	日ノ本幼稚園	670-0093	南新在家 5-16	105	昭 59. 4	298-5977

2 児童福祉施設（特定教育・保育施設を除く）

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
母子生活 支援施設	(福)白鷺園	白鷺園母子生活支援施設	非公表	非公表	15	昭 23. 3	非公表
乳児院	(福)姫路乳児院	ピューパホール	670-0873	八代東光寺町 13-11	30	昭 31. 6	282-2692
	(福)心地	乳児ホームるり	670-0873	八代東光寺町 8-1	15	昭 43.11	222-5027
児童養護 施設	(福)あいむ	アメニティホーム 広畑学園	671-1102	広畑区蒲田 370-1	42	昭 24.11	236-1630
	(福)心地	児童ホーム東光園	670-0873	八代東光寺町 8-1	40	昭 26.12	222-5028
	(福)信和学園	パルコミュニティ ハウス信和学園	670-0883	城北新町一丁目 7-31	44	昭 30. 8	222-6308
	(福)夢前福祉会	二葉園	671-2134	夢前町菅生潤 673-1	60	昭 26. 2	335-0012

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
児童家庭 支援センター	(福)あいむ	児童家庭支援センター すみれ	671-1102	広畑区蒲田 370-1	—	平 14. 4	230-4445
児童厚生 施設	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	飾磨児童センター	672-8064	飾磨区細江 2654	—	昭 56. 7	234-6090
		東児童センター	671-0252	花田町加納原田 813	—	昭 58. 3	253-6001
		面白山児童センター	670-0055	神子岡前三丁目 8-1	—	平 2.10	294-3345
	姫路市 (福)あいむ	広畑児童センター	671-1116	広畑区正門通一丁目 7-3	—	昭 56.10	239-8440
	姫路市 (神姫バス・しんき エンジェルハート 共同事業体)	網干児童センター	671-1253	網干区垣内中町 120	—	昭 57. 4	274-4732
		安室児童センター	670-0081	田寺東二丁目 7-13	—	昭 60. 3	294-7212
		東光児童センター	670-0835	幸町 99-1	—	平元. 3	223-4711
		北児童センター	679-2122	豊富町御蔭 1110-3	—	平 3. 4	264-4250
		灘児童センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁 目 520	—	平 11. 4	247-3710
	姫路市(神姫バスグ ループ共同事業体)	宿泊型児童館	671-2222	青山 1470-24	100	平 4. 5	267-3050
	姫路市	坊勢児童館	672-0103	家島町坊勢 303-3	—	平 4. 4	327-1655
兵庫県 (兵庫県青少年本部)	県立こどもの館	671-2233	太市中 915-49	—	平元. 7	267-1153	
障害児 入所	(医) 聖フランシスコ会	姫路聖マリア病院	670-0801	仁豊野 650	80	平 29. 4	265-5111

3 障害者福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
施設入所 支援	(福)さくら	夢前リハビリ センター	671-2106	夢前町苅野 796-1	50	平 20. 4	336-3636
	(福)愛光社会福祉 事業協会	愛光園	671-2246	打越 1100	50	平 20. 4	266-6900
		障害者支援施設 三愛園		打越 1340-6	53	平 21. 4	266-0800
		三恵園		打越 1340-30	38	平 22. 4	267-1800
	(福)中播福社会	香翠寮	679-2163	香寺町土師 365-1	30	平 22.10	232-6151
	(福) 播磨福祉事業会	播磨福祉事業館	671-2234	西脇 1448-4	50	平 23. 4	269-0410
	(福)姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461-3	70	平 23. 4	262-0176
	(福)五倫会	姫路暁乃里	671-0111	的形町の形 3558	30	平 24. 4	247-9797
	(福)ゆめさき会	ゆめさきの家	671-2106	夢前町苅野 1784-1	30	平 24. 4	336-2525
共同生活 援助	(医)全人会	グループホーム 大日寮	670-0811	野里 281-2	7	平 18.10	281-6980

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
共同生活 援助	(医)恵風会	けいふう	670-0061	西今宿五丁目 3-8	12	平 24. 4	291-0531
		いこい		西今宿五丁目 3-32	4	平 24. 4	
		いこい 2		西今宿五丁目 3-28	6	平 24. 4	
	(有)アキツ	グループホーム ピースフル	670-0058	車崎一丁目 4-13 第 2 アキツビル	4	平 18.10	295-9360
		グループホーム ピースフル ONE		車崎一丁目 4-7 アキツ自動車 2F	4	平 18.10	
	(福)五倫会	チャレンジ I	671-0101	大塩町 119-2 エルドラド 101	2	平 18.10	247-9797
		チャレンジ II		大塩町 119-2 エルドラド 202	2	平 19. 4	
		ふあむ. 的形	671-0111	的形町の形 1768-27	7	平 29. 4	
	(福)あいむ	あすなろの家	671-1102	広畑区蒲田 383-2	3	平 18.10	240-5300
		第二あすなろの家		広畑区蒲田 460	4	平 18.10	236-1630
	(特非)いねいぶる	いねいぶる	671-1135	大津区新町一丁目 55 パティオ酒木 201 号、 203 号	4	平 18. 10	(0791) 62-5488
	(特非) 暮らし支援センター かしのき	NPO 暮らし支援 センターかしのき	671-2246	打越 24-35	6	平 22. 4	266-5153
		白国ホーム	670-0808	白国一丁目 5-35	5	平 22. 4	224-5540
		保城ホーム	670-0804	保城 590-1	4	平 23. 8	282-5580
	(福)恵愛園	オレンジホーム 姫路 I	672-8041	三条町二丁目 35	6	平 20. 8	234-0131
		オレンジホーム 姫路 II			6	平 22. 6	
		オレンジホーム 姫路 III			5	平 26. 6	
	(特非)はりま福祉会	ハイツノバ田寺	670-0086	田寺八丁目 13-45	7	平 22. 9	293-2665
		ハイツノバ田寺 プラスアルファ			6	平 22.12	
		ハイツノバ伊伝居	670-0871	伊伝居 318-1	8	平 24. 4	224-2520
ハイツノバ伊伝居 イースト		8			平 25. 12		
(福)幸	ふあみーゆ	671-1133	大津区吉美 771-6	5	平 24. 3	272-8277	
(福)姫路潮会	ケアホーム きらめ樹	671-1241	網干区興浜 907-142	10	平 25. 12	272-0125	
	ケアホーム かがや樹			10			
(福)姫路睦福祉会	ケアホーム 広畑の家 1	671-1116	広畑区正門通四丁目 1-6	4	平 26. 4	238-1126	
	ケアホーム 広畑の家 2			4	平 26. 4		

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
共同生活 援助	(福)姫路睦福社会	朝日ノ里 グループホーム絆Ⅰ	671-1204	勝原区朝日谷 46-1 (1F)	10	令 3.4	272-5212
		朝日ノ里 グループホーム絆Ⅱ		勝原区朝日谷 46-1 (2F)	10	令 3.4	
	(福)ひびき福社会	共同生活援助 ひびき de ほ〜む	671-0255	花田町小川 657 県営姫路花田鉄筋住 宅 1 号棟 103 号、104 号	4	平 27.4	280-2528
		共同生活援助 ひびき de ほ〜む 第 2 住居	671-0218	飾東町庄 130	7	令 2.8	252-8488
	(特非)ラーフ・ ウッド福社会	ラーフの郷Ⅰ	679-2124	豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮎団地 9 棟 101 号、102 号	4	平 27.9	240-5308
		ラーフの郷Ⅱ		豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮎団地 14 棟 102 号、201 号	4	平 27.9	
		ラーフの郷Ⅲ		豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮎団地 12 棟 101 号、102 号	4	平 29.4	
		ラーフの郷Ⅳ		豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮎団地 13 棟 204 号、108 号	4	平 30.12	
	(特非)はなのいえ	グループホーム はなの家	671-2214	西夢前台一丁目 107	4	平 28.5	228-2828
	(同)あい	グループホームあい	672-8086	飾磨区西浜町一丁目 23-6	5	平 28.8	238-3770
		グループホームあい 今在家	672-8079	飾磨区今在家三丁目 248	3	平 29.10	
	(一社)RISE	GH サンライズ	672-8088	飾磨区英賀西町一丁 目 60-2	6	平 29.9	280-5960
	(福)ゆめさき会	ろはうす	671-2106	夢前町苅野 1772-1	5	平 30.3	336-2525
	Re クリエイト(株)	りくりえいと 網干津市場	671-1224	網干区津市場 215-5	4	平 30.6	221-8017
		りくりえいと 上余部	671-1262	余部区上余部 747-5	4	平 30.7	
		りくりえいと 網干高田	671-1226	網干区高田 85-11	4	平 30.7	221-8017
		りくりえいと 四郷	671-0247	四郷町東阿保 1136-4	4	令 2.1	
りくりえいと 今宿		670-0061	西今宿二丁目 3-14-7	6	令 2.7		
りくりえいと 城巽		670-0935	北条口三丁目 31-1	6	令 3.3		
(株)ウエルネス コスモ	こすも グループホーム	671-2214	西夢前台二丁目 81 コ スモハイツ赤柴	6	平 30.7	267-2311	
(福) アミひめじ	ウエルフェアホーム アミ	670-0887	北平野南の町 3-34	6	令元.8	227-8898	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話	
共同生活 援助	(福) アミひめじ	ウエルフェアホーム スール	670-0868	大野町 60	4	令元. 8	227-8897	
	リノライフ サポート(株)	リノハウス 勝原下太田	671-1201	勝原区下太田 633-160	4	令元.11	227-7587	
		リノハウス平松	671-1135	大津区新町二丁目 46-5	4	令元.12	227-6846	
		リノハウス英賀保	672-8094	飾磨区鎌倉町 13-2	4	令 2. 7	227-3798	
	リノライフ サポート(株)	リノハウス土山	670-0996	土山五丁目 4-17	4	令 3. 4	227-7587	
	(株)TNC	ミネットホーム さつきヶ丘	672-8001	兼田 813-127	4	令元.11	227-7368	
		ミネットホーム亀山	670-0973	亀山 2 丁目 190	7	令 2. 7	287-8185	
		ミネットホーム東山	672-8014	姫路市東山 366-4	4	令 4. 7	262-6973	
	(株)ラシエル	グループホーム RASIEL 白浜町 I	672-8023	白浜町丙 493-3 2,3F	白浜町丙 493-3 1F	6	令 2. 11	287-8597
		グループホーム RASIEL 白浜町 II			6	令 2. 11		
		グループホーム RASIEL 白浜町 III			6	令 2. 11		
		グループホーム RASIEL 仁豊野 I	670-0801	仁豊野 943-277	仁豊野 943-277	10	令 3. 7	264-7780
		グループホーム RASIEL 仁豊野 II			仁豊野 943-277 2F	10	令 4. 4	
		グループホーム RASIEL 下手野	670-0063	下手野四丁目 8-35		10	令 4. 3	291-2211
	グループホーム RASIEL 下手野本体住居 2				10	令 4. 6		
	(特非)創作工房ゆう	グループホームゆう	670-0083	辻井 7 丁目 2-17-1	5	令 2. 12	295-0518	
	(一社)関西総合 研究所	ネストプラス網干 I	671-1234	網干区新在家 1422-11 1-F	網干区新在家 1422-11 1-F	5	令 3. 4	263-8355
		ネストプラス網干 II			網干区新在家 1422-11 2-F	5	令 3. 4	
	(株)れいわホワイト ナイトホールディ ングス	レホナ姫路	671-1107	広畑区西蒲田 358-5	4	令 3. 7	280-4831	
		レホナ姫路今在家	672-8079	飾磨区今在家六丁目 161	3	令 3. 12	233-0300	
レホナ東姫路		670-0943	市之郷 1254-8	4	令 4. 7	226-0709		
レホナ姫路飾磨		672-8062	飾磨区細江 793-4	4	令 4. 9	240-8665		
As you(株)	As you 西飾磨	672-8084	飾磨区英賀清水町二 丁目 31	4	令 3. 9	258-7299		
	As you 御立	670-0073	御立中八丁目 7-15	4	令 4. 4			
一笑健命(株)	フェリーチェ野里	670-0811	野里 913-1	4	令 3. 11	263-8513		
	フェリーチェ国分寺	671-0234	御野町国分寺 358-8	4	令 3. 12			

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
共同生活 援助	(一社)障害者自立支 援センター	よつば郷 1	671-0243	四郷町本郷 150-1 A	5 令 3. 11	258-1533	
		よつば郷 2		四郷町本郷 150-1 G	5 令 3. 11		
	一般社団法人 whereabouts	ウェアラバウト	671-1204	勝原区朝日谷 18-4	4 令 5. 4	276-7220	
	(合) まあむ	障害者グループホーム れ〜る	672-8016	木場 1430-25	4 令 4. 4	090-3651 -4440	
	株式会社かがやき	田寺東の家 I	670-0081	田寺東二丁目 35-12	5 令 4. 6	268-1030	
		田寺東の家 II		田寺東二丁目 38-6	5 令 4. 10		
		辻井の家 I	670-0083	辻井七丁目 7-31	3 令 5. 3		
	株式会社 NBK	わおんパステル sora	671-0217	飾東町佐良和 215-1	3 令 4. 10	227-7697	
		わおんパステル umi		飾東町佐良和 215-24	3 令 4. 10	228-0746	
	株式会社はりまび あ	ぴあホームはりま あ	671-1262	余部区上余部 88-42	6 令 4. 10	272-7800	
特定非営利活動法 人色えんぴつ	グループホーム色えん ぴつ	670-0802	砥堀 1331-3	4 令 4. 10	265-5605		
坂上建設株式会社	green あがほ 1 階	672-8078	飾磨区英賀乙 18-3	10 令 5. 2	240-9819		
	green あがほ 2 階			10 令 5. 2			

上記以外の障害福祉サービス事業者等については、姫路市ホームページ「指定障害福祉サービス事業者・指定児童通所支援事業者・指定地域生活支援事業者一覧」(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001185.html>)に掲載。

4 老人福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
養護老人 ホーム	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	ふれあいの郷 養護老人ホーム	679-2101	船津町 3263	150	昭 60. 4	232-6776
	(福)白鷺園	白鷺園	670-0071	御立北三丁目 17-1	50	昭 23. 3	291-6888
	(福)夢和福祉会	夢前和楽園	671-2216	飾西 728-3	50	昭 25.11	266-0049
特別養護 老人ホーム	(福)姫路社会福祉 事業協会	白鳥園	679-4201	林田町久保 161-2	70	昭 49. 4	261-3939
	(福)本覚寺苑	山彦ホーム	671-0252	花田町加納原田 155	50	昭 50. 4	253-8168
	(福)姫路東部福祉会	清寿園	671-0219	飾東町豊国 210	50	昭 62. 4	253-1535
	(福)やながせ福祉会	姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 573	50	平元. 4	273-1311
		大津みやび野ホーム	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	70	平 26. 4	236-7760
(地密) 第二姫路・ 勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 201	29	平 21. 4	272-5524		

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)しらさぎ福祉会	しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	60	平 2. 4	261-4088
特別養護 老人ホーム	(福)しらさぎ福祉会	(地密) しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	10	平 24. 8	261-4088
	(福)晃寿会	あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	70	平 5. 4	246-0151
	(福)清章福祉会	清住園	671-0205	飾東町清住 555	56	平 7. 9	262-1555
		(地密) 清住園			20	平 26. 4	
	(福)三光志福祉会	志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	50	平 8. 4	253-7817
		(地密) 志深の苑			20	平 25. 4	
		(地密) 第二志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	29	令 2. 4	253-7817
	(福)ネバーランド 福祉会	ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	50	平 8. 6	232-8311
		(地密) ネバーランド			20	平 28. 7	
	(福)ささゆり会	サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	100	平 8.10	291-6666
		サンライフ土山	670-0995	土山東の町 9-12	70	平 26. 4	292-2200
		(地密) サンライフ西庄	670-0981	西庄甲 87-1	29	平 30. 4	299-3500
		(地密) サンライフひろみね	670-0882	広峰一丁目 4-55	29	平 20. 4	283-2800
	(福)みつわ福祉会	キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	50	平 8.12	263-2325
	(福)尚紫会	むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	60	平 9. 5	283-6861
	(福)あかね	銀の櫛	671-1241	網干区興浜 907-202	70	平 12. 6	272-5555
	(福)敬寿会	しかまの里	672-8030	飾磨区阿成植木 960	70	平 13. 6	233-0338
	(福)姫路尚歯会	ライフビラ姫路	670-0974	飯田三丁目 44	60	平 14.11	233-6565
	(福)幸	なごみの里	671-1133	大津区吉美 780	80	平 15. 6	274-7530
	(福)再命会	泉の杜	679-2121	豊富町神谷 3041-20	70	平 16. 5	264-8170
(福)姫路弘寿会	ライフサポート ひめじ	670-0848	城東町竹之門 6	70	平 16. 6	222-5600	
(福)長和福祉会	こころ広畑	671-1152	広畑区小松町二丁目 66-28	52	平 17. 5	238-6881	
(福)よい子の広場 福祉会	書写ひまわり ホーム	671-2201	書写 634-198	80	平 17. 5	267-8501	
(福)家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	30	平 8. 4	325-1451	
(福)光寿福祉会	光寿園	671-2112	夢前町塩田 118-1	70	昭 55. 7	336-1101	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
	(福)宝寿会	夢の里	671-2131	夢前町戸倉 1105-38	60	平 13. 7	337-6666
特別養護 老人ホーム	(福)宝寿会	(地密) 夢の里	671-2131	夢前町戸倉 1105-38	20	平 26. 7	337-6666
	(福)朝日の会	サン・ビレッジ夢前	671-2115	夢前町又坂 405	70	平 17. 7	335-2332
		サン・ビレッジ姫路	670-0984	町坪 468	70	平 25. 4	298-0105
	(福)徳宗福祉会	香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	58	平 6. 5	264-5567
		(地密) こうろ苑	679-2151	香寺町香呂 55-1	29	平 25. 4	232-0026
	(福)きたはりま 福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	60	平 6. 4	(0790) 66-4353
	(福)仁寿福祉会	星陽	671-0221	別所町別所 1131	50	平 18. 5	251-0800
	(福)経山会	ゆめさき三清荘	671-2103	夢前町前之庄 4514	70	平 27. 4	336-1336
	(福)御立会	(地密) 厚生園	670-0074	御立西四丁目 1-19	29	平 19. 8	296-8001
	(福)播陽灘	(地密) いやさか苑	672-8013	白浜町宇佐崎北一丁 目 29	29	平 22.12	247-1122
	(福)恩徳福祉会	汐里	671-0111	的形町の形 1768-28	70	平 28. 2	247-8008
	(福)白鳥会	あおやま	671-2224	青山西五丁目 8-48	70	平 28. 4	266-6877
	(福)ひめじ福寿会	美郷苑	671-0246	四郷町坂元 44-1	70	平 29. 4	262-6671
		(地密) 和好苑	670-0948	北条宮の町 131	29	平 24. 4	222-1271
(福)太鷲会	(地密) うさぎ	672-8014	東山 577	29	平 26. 4	246-7800	
(福)恵愛園	(地密) オレンジ姫路	672-8043	飾磨区上野田六丁目 38	29	平 28. 4	233-3001	
軽費老人 ホーム	(福)晃寿会	ケアハウス あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	50	平 5. 4	246-0151
	(福)三光志福祉会	ケアハウス 志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	15	平 8. 4	253-7817
	(福)ネバーランド 福祉会	ケアハウス ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	20	平 8. 6	232-8311
	(福)ささゆり会	ケアハウス サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	36	平 8.10	291-6666
	(福)みつわ福祉会	ケアハウス キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	15	平 8.12	263-2325
	(福)尚紫会	ケアハウス むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	15	平 9. 5	283-6861
	(福)宝寿会	ケアハウス 青山苑	671-2222	青山 1470-141	100	平 9. 6	267-7111
	(福)徳宗福祉会	ケアハウス 香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	15	平 6. 5	264-5567
老人福祉 センター	姫路市	すこやかセンター (2階)	670-0943	市之郷 1006-8	—	平 14. 4	223-5630

5 介護老人保健施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
介護老人 保健施設	(医)松浦会	光が丘	671-0234	御国野町国分寺 267	入所 100	平 2.8	252-6601
					通所 30		
	(医)芙蓉会	愛和ケアホーム	670-0974	飯田三丁目 95-1	入所 77	平 3.3	234-2119
					通所 40		
	(医)恵風会	老人ケアセンター 緑ヶ丘	670-0061	西今宿五丁目 3-8	入所 94	平 3.4	293-3211
					通所 40		
	(医)聖フランシスコ会	マリア・ヴィラ	670-0801	仁豊野 650	入所 100	平 4.2	265-5131
					通所 40		
	(医)仁寿会	カノープス姫路	671-0221	別所町別所 960-1	入所 100	平 9.7	252-7111
					通所 30		
	(医)松藤会	ゆめさき	671-1103	広畑区西夢前台 6 丁目 56-1	入所 100	平 9.9	237-8735
					通所 40		
(医)真和会	エスコート船場	670-0046	東雲町四丁目 1-20	入所 50	平 9.11	293-2223	
				通所 20			
(医)汐咲会	しおさきヴィラ	671-0102	大塩町汐咲一丁目 25	入所 100	平 9.12	254-5767	
				通所 60			
(医)五葉会	ハピネス五葉	670-0012	本町 165	入所 77	平 10.3	288-9881	
				通所 36			
(医)綱島会	つなしま	670-0074	御立西四丁目 1-25	入所 70	平 15.6	291-3181	
				—			
(医)順心会	夢前白寿苑	671-2135	夢前町塚本 77-9	入所 100	平 9.3	335-3320	
				通所 50			

6 介護医療院

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
介護 医療院	國富胃腸病院	國富胃腸病院 介護医療院	671-2222	青山三丁目 33-1	100	平 30.12	266-2355
	(医)綱島会	厚生病院 介護医療院	670-0074	御立西四丁目 1-25	60	平 31.3	292-1109
	(医)恵風会	介護医療院 ヴェルデ	670-0061	西今宿五丁目 3-8	50	令 2.2	293-3315
	(医)日並内科外科	日並内科・外科医院 介護医療院	679-2131	香寺町犬飼 502	6	令 3.8	232-1730

上記以外の介護サービス事業者等については、姫路市ホームページ「介護保険事業所一覧」
(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002627.html>) に掲載。

7 婦人保護施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
婦人保護 施設	(福)姫路婦人寮	姫路婦人寮	非公表	非公表	40	昭 22. 2	非公表

8 その他の施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
診療所	姫路市	発達医療センター 花北診療所			—	平 2. 4	288-7132
障害者 体育館	姫路市	障害者体育館	670-0806	増位新町二丁目 37	—	昭 54. 4	288-7122
障害者一時 保護施設	(姫路市社会福祉事業団)	障害者やすらぎ ルーム			—	昭 54. 4	
障害者就業 支援事業	(福)姫路市社会 福祉事業団	職業自立センター ひめじ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 3 階	—	平 9. 4	280-1990
相談支援 事業所	(福)姫路市社会 福祉事業団	ぱっそ・あ・ぱっそ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 2 階	—	平 25. 4	240-6702
	姫路市	相談支援事業所 プレール	670-0806	増位新町二丁目 37	—	平 27. 4	288-7122
児童相談所	兵庫県	姫路こども家庭 センター	670-0092	新在家本町一丁目 1-58	—	昭 23. 8	297-1261
高齢者 生活福祉 センター	(福)家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	5	平 8. 4	325-1451
	(福)きたはりま 福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	10	平 12. 4	(0790) 66-4353
その他施設	姫路市 (姫路えがおづく りパートナーズ)	すこやかセンター 健康づくり施設 (1 階)	670-0943	市之郷 1006-8	—	平 14. 4	223-5630
	姫路市	すこやかセンター 子育て支援施設 (3 階)					223-5640
	姫路市	駅前 すくすくひろば	670-0927	駅前町 188-1	—	令 3.12	223-6160
	姫路市 (株)エヌ・エス・アイ	夢前福祉センター ぱるむ	671-2103	夢前町前之庄 2160	—	平 20. 4	336-1500
福祉会館	姫路市	総合福祉会館	670-0955	安田三丁目 1	—	平 31. 4	221-2303



市木 かしの木



市鳥 しらさぎ



市蝶 ジャコウアゲハ

姫路市の健康福祉（令和 5 年度版）

令和 5 年（2023 年）6 月

■発行／姫路市健康福祉局

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

TEL 079-221-2455

URL <http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212397.html>

